

政務活動記録簿 (年会費負担)				
会派・議員名 今井 光子				
年 月 日	2018年 7月23日			
年会費名	奈良県統計協会特別会員 (団体) 2018年度会費			
相手方	奈良県統計協会			
年会費支払目的	統計協会のおこなう調査資料、統計資料を議会質問等に役立てるため			
按分率の説明	すべて政務活動			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 (目的) は会則第3条のとおり (事業) は同第4条のとおり (会費) は同第23条のとおり</p> <p>◆本会の活動頻度 ・「奈良県統計年鑑」(年1回)、「100の指標からみた奈良県勢」、「奈良県産業連関表」「奈良県民経済計算報告書」の活用 ・機関誌「統計レポート」(月1回)に紹介される統計諸指標の活用</p> <p>◆参加者の状況 上記のとおり、統計資料、定期刊行物の活用</p> <p>資料、情報を収集し、議会の質問に活かした</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	調査研究	4000円	20000円×1/5=4000円	34
備考	合計 4000円 (100%充当) 特別(団体)会員会費であることから会派を構成する5人で分担 添付資料: 奈良県統計協会会則(部分コピー)、定期刊行物の表紙(コピー)			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良県統計協会会則

昭和 2年	2月12日	総会議決
昭和23年	8月 5日	改 正
昭和24年	3月 5日	一部改正
昭和28年	2月 7日	全面改正
昭和29年	2月26日	一部改正
昭和30年	8月25日	一部改正
昭和31年	2月26日	一部改正
昭和34年	10月 1日	一部改正
昭和39年	4月24日	一部改正
昭和45年	5月22日	一部改正
昭和50年	5月13日	一部改正
昭和51年	5月27日	一部改正
平成 4年	3月25日	一部改正
平成 8年	3月19日	一部改正
平成 8年	4月 1日	一部改正
平成 9年	3月19日	全部改正
平成17年	4月 1日	一部改正
平成18年	3月17日	一部改正
平成30年	6月 1日	一部改正

第1章 総則

(名 称)

第1条 この会は、奈良県統計協会という。

(事務所)

第2条 この会の事務所は、奈良県統計主管課内に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 この会は、統計知識及び技術の向上を図り、もって、統計の振興発展に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 統計に関する調査研究、講習会、講演会、大会等の実施
- (2) 統計機関誌及び統計に関する図書等の発行
- (3) 各種統計関係団体等の育成及び指導
- (4) 統計に関する図表等の募集及び展示会の開催
- (5) 統計功労者の表彰
- (6) その他本会の目的を達成するため必要な事業

第3章 会員

(会 員)

第5条 この会は、奈良県及び県内市町村（正会員）並びにこの会の趣旨に賛同するもの（特別会員）をもって組織する。

2 特別会員に関し必要な事項は別に定める。

第4章 役員

(役 員)

第6条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 3 名
- (3) 理事長 1 名
- (4) 理 事 若干名
- (5) 監 事 2 名

(役員の選任)

第7条 会長は、奈良県総務部を担任する奈良県副知事をもって充てる。

- 2 副会長は、奈良県統計主管部（室）長、奈良県市長会長及び奈良県町村会長をもって充てる。
- 3 理事長は、奈良県統計主管課長をもって充てる。
- 4 理事は、各市統計協会会長及び郡支部長をもって充てる。ただし、市にあっては統計主管課長をもって充てることができる。
- 5 監事は、理事の互選によって決める。

(役員職務)

第8条 会長は、この会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 理事長は、常時会務を掌握し、会長及び副会長を補佐するとともに、会長及び副会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 理事は、理事会でその権限に属する事項の審議に当る。
- 5 監事は、この会の会計を監査する。
- 6 会長は、その権限に属する事務のうち、別に定める事項を理事長に専決させることができる。

(役員任期)

第9条 役員任期は、会長、副会長、理事長及び理事にあっては、その者の在職期間とし、監事にあっては1年とする。

2 補欠により就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 事務局

(事務局)

第10条 この会の事務を処理するため、事務局を置き、職員を配置する。

- 2 事務局の職員は、奈良県統計主管課の職員を充てる。
- 3 職員は、理事長の指揮を受けて、この会の事務を処理する。

第6章 会議

(会議の種類)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会)

第12条 総会は、役員及び正会員をもって構成する。

2 通常総会は、毎年1回開催する。ただし会長が認めるときは、理事会の開催をもってこれに代えることができる。

3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会で開催を決議したとき。

(2) 正会員の5分の1以上から開催の請求があったとき。

(3) 会長が特に必要と認めたとき。

(総会の附議事項)

第13条 総会は、次の事項について審議する。

(1) 会務報告

(2) 第12条第2項によって総会の附議を必要とされた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、理事長及び理事で構成する。

2 理事会は、次の場合に随時開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき。

(2) 理事の3分の1以上から開催の要求があったとき。

(3) この会則に定めるもののほか本会の運営に関する重要な事項

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は次の事項を議決する。

(1) 会則の改廃及び諸規程の制定または改廃

(2) 事業計画及び予算の決定

(3) 事業報告及び決算の承認

(4) 会費及び負担金に関する事項

(5) 基金及び財産の管理に関する事項

(6) 総会に附議する事項

(7) その他会長が必要と認める事項

(会議の招集)

第16条 会議は、会長が招集する。

(会議の通知)

第17条 会長は、会議の開催7日前までに、当該会議の附議事項、日時、場所を示した書面をもって、当該会議の構成員に通知しなければならない。ただし、緊急を要すると認めた場合はこの限りではない。

(会議の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(会議の定足数及び表決)

第19条 会議は、定数の2分の1以上の出席で成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 次の議事については、定数の3分の2以上をもって決する。

(1) この会の解散

(2) 財産の処分

(3) 会則の改廃

(書面表決等)

第20条 会議に出席できない当該会議の構成員は、あらかじめ通知された当該会議の議決事項について、会議当日までに書面をもって表決し、または他の者を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前条の適用については、その構成員は当該会議に出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 会議の議事については、会議の議決事項、議事その他必要な事項を記録した議事録を作成しなければならない。

第7章 支部

(支部等の構成)

第22条 この会に、別表1のとおり支部を置く。

2 支部に関して必要な事項は別に定める。

第8章 会計

(会計)

第23条 この会の経費は、会費、負担金、事業収入、補助金、交付金、寄付金及びその他の収入をもってこれに充てる。

2 この会の会員は、別に定めるところにより、会費若しくは負担金を納入しなければならない。

(特別会計)

第24条 この会は、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(基金)

第25条 この会の収支決算に剰余金が生じた時は、その一部または全部を基金として積み立てることができる。

(事業計画及び収支予算)

第26条 この会の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、事業年度の開始までに、総会又は理事会の承認を得なければならない。

(事業報告及び収支決算)

第27条 この会の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後、理事長が事業報告及び収支決算書を作成し、監事の監査を経た後、総会又は理事会の承認を受けなければ

ばならない。

(剰余金及び残余財産)

第28条 この会は、剰余金の分配を行うことができない。

2 この会が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、地方公共団体に譲渡するものとする。

(会計年度)

第29条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 補則

(委任)

第30条 この会則に定めるもののほか、この会の運営に関し必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この会則は、昭和28年2月7日から施行する。

附 則

(第8条・第9条・第10条、昭和31年5月29日一部改正)

この会則は、昭和31年5月29日から施行する。

附 則

(第5条・第8条、昭和34年10月1日一部改正)

この会則は、昭和34年10月1日から施行する。

附 則

(第4条、昭和39年4月24日一部改正)

この会則は、昭和39年4月24日から施行し、昭和39年4月1日から適用する。

附 則

(第1条・第8条、昭和45年5月22日一部改正)

この会則は、昭和45年5月22日から施行し、昭和45年4月1日から適用する。

附 則

(第9条、平成4年3月25日一部改正)

この会則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(第1条・第8条、平成8年3月19日一部改正)

この会則は、平成8年3月19日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

附 則

(第8条、平成8年4月1日一部改正)

この会則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

(平成9年3月19日全部改正)

この会則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(平成17年4月1日一部改正)

この会則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(平成18年3月17日一部改正)

この会則は、平成18年3月17日から施行し、平成17年9月25日及び平成18年1月1日から適用する。

附 則

(平成30年6月1日一部改正)

この会則は、平成30年6月1日から施行する。

(別表1)

奈良県統計協会支部一覧表

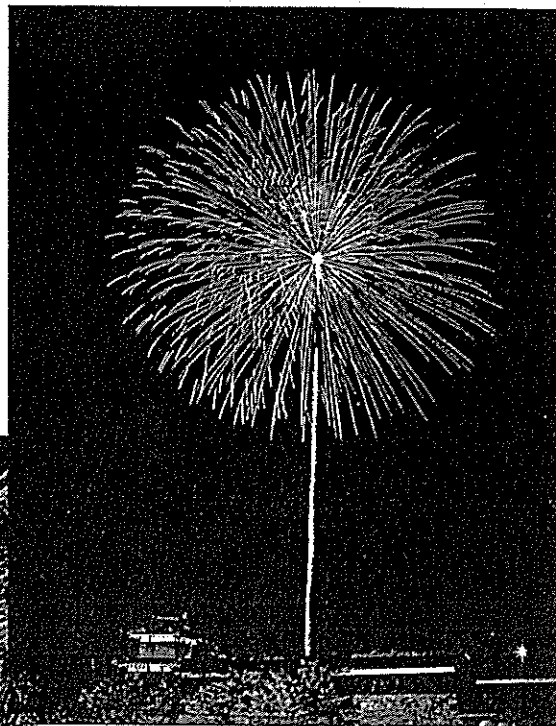
支 部	構 成 市 町 村
都市支部 奈良県都市統計協議会	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市
山辺 支部	山添村
生駒 支部	平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町
磯城 支部	川西町 三宅町 田原本町
宇陀 支部	曾爾村 御杖村
高市 支部	高取町 明日香村
葛城 支部	上牧町 王寺町 広陵町 河合町
吉野 支部	吉野町 大淀町 下市町 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 上北山村 川上村 東吉野村

統計レポート

2018年6月号
No.330

特集

- (1) 平成29年消費者物価指数の動向
－前年比(+)0.5%と2年ぶりの上昇－
- (2) 平成27年度奈良県県民経済計算の概要
－製造業、建設業等の不振により、
実質で $\Delta 0.9\%$ と2年連続のマイナス成長－
- (3) 平成29年10月1日における奈良県推計人口(年報)の概要
－1年間の人口移動状況－
- (4) 奈良県年齢別推計人口(平成29年10月1日現在)の概要
- (5) 奈良県の子どもたちの発育と健康について
－平成29年度 学校保健統計調査 奈良県結果(速報)から－



奈良県統計協会

平成30年度 奈良県統計協会事業計画

○理事会の開催

平成29年度事業報告及び決算、並びに平成30年度事業計画(案)及び予算(案)を審議する理事会を開催します。

○特別会員の募集

統計思想の普及向上と統計の活用を進めるため、特別会員の加入の促進を図ります。

年会費 1口 20,000円

統計レポートをはじめ当協会発行の刊行物を配付します。

○統計研究活動等への助成

1 市、郡統計協会への助成

・各統計協会の支部活動事業を促進するため、支部運営補助金を交付します。

2 統計団体への助成

・統計教育の普及振興を推進するため、奈良県統計・情報教育研究会に対し、研究活動費の一部を助成します。
・統計調査を円滑に推進するため、統計団体に対し、活動費の一部を助成します。

○統計書の発行

1 統計の普及と活用を図るため、広く一般県民に統計資料を提供します。

- ・奈良県統計年鑑
- ・奈良県の工業
- ・100の指標からみた奈良県勢
- ・奈良県鉱工業指数年報
- ・県民経済計算報告書

等を発行し、特別会員に配付します。
販売図書については希望者に販売します。

2 (一般財団法人)日本統計協会が発行された優良図書を市町村、特別会員等に斡旋します。

○奈良県民手帳の発行

2019年版(平成31年版)奈良県民手帳を発行します。

作成冊数 17,000冊

頒布価格 1冊500円

○統計レポートの発行

当協会の機関誌「統計レポート」を発行し、関係機関等に配付します。

○奈良県統計功労者・統計グラフコンクール表彰式の実施

平成30年度統計功労者として表彰される統計調査員、事業所等に対する各府省大臣表彰をはじめ奈良県統計功労者表彰等の表彰式及び統計グラフコンクールの特選受賞者に対する表彰式を奈良県との共催で行います。

日時 平成30年11月～12月予定

場所 未定

○奈良県統計グラフコンクール及び展示会の開催

統計思想の普及と統計の表現技術の向上を図ることを目的として広く県民から統計グラフを募集し、奈良県統計グラフコンクールを実施します。また、優秀作品は全国コンクールに出品するとともに、県庁屋上ギャラリー等において入賞作品の展示会を開催します。

○統計担当者研修の実施

統計思考力の向上を目的として、奈良県統計協会支部職員を対象とする研修を実施します。

春の叙勲・褒章受章者 (敬称略)

叙勲 田原本町 大森 初美

4月29日の昭和の日に、平成30年春の叙勲・褒章受章者が発表され、大森さんが瑞宝単光章を受章されました。大森さんは、調査員として統計の発展向上に尽力された功績が認められ、この度の受章となりました。

栄えある受章にお祝い申し上げます。

政務活動記録簿 (研修会参加)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年10月14日				
政務活動先	あけぼの会 (別紙:リーフレット参照) 40周年記念大会 (東京・有楽町)				
研修名	あけぼの会40周年記念大会				
参加者	全国36県、韓国など外国から乳がん患者、医療関係者、自治体関係者など700人が参加				
参加目的	がん検診受診率アップ、健康長寿の県政樹立への取り組みに活かすため				
内容、結果等 ※研修受講の効果 を明記のこと	別紙				
研修参加に要した 経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	京都	近鉄	五位堂-京都	1840円	74
	東京都内	JR 新幹線他	京都-都内 (往復)	26990円	73
	五位堂	近鉄	京都-五位堂	1840円	75
	宿泊費	円	内訳:		
	研修費	円	内訳:		
	合計 30670円 (すべて政務調査)				
備考	添付資料: あけぼの会リーフレット、大会参加報告				

注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

あけぼの会(*1) 40周年記念大会

2018年10月14日
奈良県議会議員 今井 光子

東京有楽町朝日ホールで乳がん患者のあけぼの会40周年記念大会が開かれて、奈良から4名が参加しました。700人の参加で会場がいっぱいでした。



ワット隆子会長が40年間続けてきた会長を引退するというのもあってワットさんにつながるのある方々も大勢参加しました。引退を考えたのは、やるべきことはすべてやったといわれていました。また後を受けてくれる人がいるといわれていました。

40年間の会が果たした役割は日本の医療の在り方を変えるのものではなかったのかと感じました。がんの告知を受けてどうしますかと患者に問われても患者が十分な知識もない、医者への質問のはばかり、これしかないといわれる治療を、命と引き換えであれば我慢して続けざるを得ない、別の方法を詳しく説明してくれる先生が少ない。医師の側にそれだけのゆとりがない、患者が参加する医療という概念を変えていったのがこの会の活動でした。患者は様々な場で、今の乳がん治療の最新情報を正しく知ることや、いろいろな場所に出ていくことで政策決定にかかわっていったり、またがんの告知を受けて途方に暮れている人の足もとを照らしたり、がんで途中でお亡くなりになった先輩の人が残してくれたことを思い、その積み重ねの上に今の医療があります。

第一線で活躍されている、先生の意見やそれを支える思いも熱いものがありました。

清水千賀子先生は若い乳がん患者さんが治療を10年20年とやると子供を産む時期を逃してしまう、がん治療と出産についてははっきりした根拠がなくいま世界ではその検証が始まっていて、出産している患者さんもいることが報告されました。今のがん医療は患者の力を借りなくては進まない。治験でデータを分析することで新薬の開発につながっている。医者にかかるなという近藤先生の本が出て、これまで治療を受けていた人が治療を中断したりしたことを踏まえてそれに対抗する本を出している勝俣先生。

お隣に平塚から来られて再発されている方が座りいろいろ話しました。来た時には再発ということでもかなり落ち込んでいましたが終わった時には目が生き生きと輝いて、今日はよかったですねとお互いに握手しました。

参加は36県と韓国からも参加、日本中に組織がある患者会もあけぼの会です。新しい会長さん副会長さんもこれまで参加した時に皆さん声を掛けたりされた方でした。

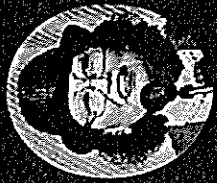
日帰りで疲れましたが、とても大事なものを得られた大会でした。

大会の成果を議会質問等にかし、相談活動や医療体制の拡充などにつなげたいと思います。

*1 あけぼの会 別紙、リーフレット参照

Breast Cancer Network Japan
Since 1978.10.1

再び、誇り高く
美しく!



一乳がん患者の、乳がん患者による、
乳がん患者のための会—
会長 ワット隆子

ピンクのライトアップには
思い祈りが込められています!!!

3つの祈り!

1. 治療中のあなたに愛と勇気をかくるため
2. 乳がんて亡くなったあなたの人を忘れないため
3. 早期発見が大事なことを知ってもらいたい

あけぼの会の ごあんない



「えっ、なぜ私が?」

「今まで大きな病気もしたことはないのに……」

「家族にも誰も乳がんの人はいないのに……」

突然、病名を告げられて、最初にこう思った人が多いのではないだろうか? 納得がいかない。少し、腹が立つ。しかし、往々にして、病気は想定外、ある日突然始まることが多いのです。

自分の身に起きてしまったことは、起きてしまったことと、先ず受け容れて、これからどうしたらいいのか、最善の策を練る。無駄なエネルギーは使わない。

私たちはそんな前向きな姿勢で乳がん向き合ってきました。全国に3000の会員がいて、みんな一生懸命に生きています。何より、正確な医学情報を得ること。そのためには会員同士の情報交換も貴重です。そして、自分の病気をよく知ること。「知識は力なり」知って、策を練る。会はそれを応援します。

全国各地に〈あけぼの会〉があり、地域密着型の活動が展開されています。地方にお住まいでも近くに連絡先があります。集会などで、同じ体験をした人と会って話が出来ます。

〈あけぼの会〉はまた、全国の乳がん専門医におねがいで、「病院会員」を作りました。患者会の活動に理解を示して応援して下さるドクターは真に患者の味方、感謝しています。

あなたも入会して、あなたの体験を聞かせてください。

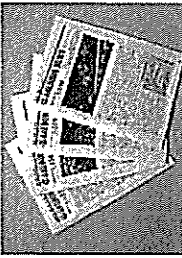
2016年春

乳がん月間グローバル・ランド
アーク・イルミネーション

・ エステイ・ローダー社が世界の有名な建築物を同時期にピンクにライトアップし、「乳がん早期発見」を啓発する世界規模のキャンペーン。日本では、2000年以來、東京タワーを、2012年から東京スカイツリー、2013年から清水寺も、10月1日に、同時にライトアップしています

あけぼの会はこんな活動をしています

ニュースレターの発行



- 年4回・B5版・32ページ
ニュースレターには講演の収録、全国の催しの予告と報告、お便り、体験談、会員の近況報告など盛りだくさんの読み物が満載！大好評です。
- 入会時にバックナンバーを差し上げます。

講演会・相談会・温泉旅行・研修会を開催

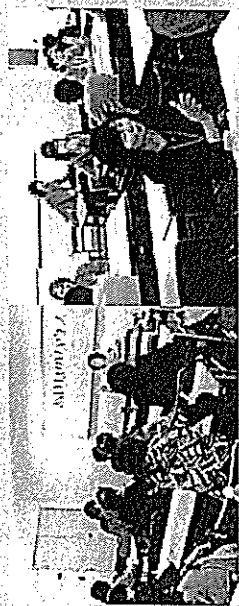
専門医を講師に迎えて講演会やパネLDイカスカッションを開催。各県ごとに主催して講演会、相談会、お食事会、温泉旅行、研修会などを定期的に行っています。

〈あけぼのハウス〉 since 2010 全国的にオープン!

話す、学ぶ、知る、出会う、仲間がいる！
どなたでもおいでください

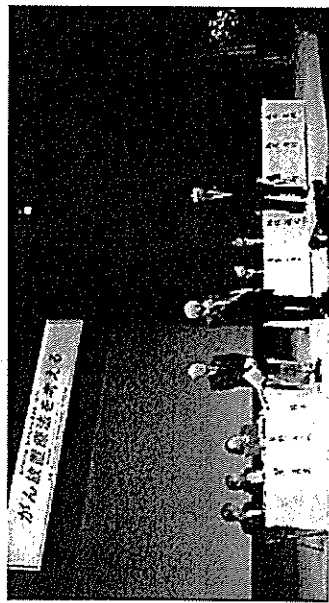
東京は基本的に

- 月1回(原則・最終日曜日・13:00~)
- 会場：大橋会館(東京都目黒区東山3-7-11)
・JR浅谷駅から東急田園都市線(各駅停車)池尻大橋駅下車(東口)から徒歩3分
事務所に電話でお問い合わせください。
- 他に、ほぼ全国的に定期的に開催。主題別に日を分けている県もあります。たとえば、「再建」「再発」などのHP「イベント情報」でチェックしてください。



全国大会 Since 1979

毎年10月に東京・有楽町の朝日ホールや青山の東京ウィメンズプラザで「秋の全国大会」を開催。専門医による講演・パネLDイカスカッション、会員紹介等を行い、全国津々浦々からの参加者でにぎわいます。



秋の全国大会風景 (東京有楽町の朝日ホールで 2015.10.3)

電話相談

電話による相談を全国の代表が受けています。それぞれ時間帯など調べて、おかけください。医学的専門的質問にはお答えできません。
●本部では毎週月、水、金曜日・10:00~16:00
☎03-3792-1204、03-3792-1533

e-mailによる相談

メールによる相談もわかることなとお答えします。県により、メール対応しているところもあります。「各県連絡先」の電話で確認してください。
本部：akebonoweb@m2dion.ne.jp

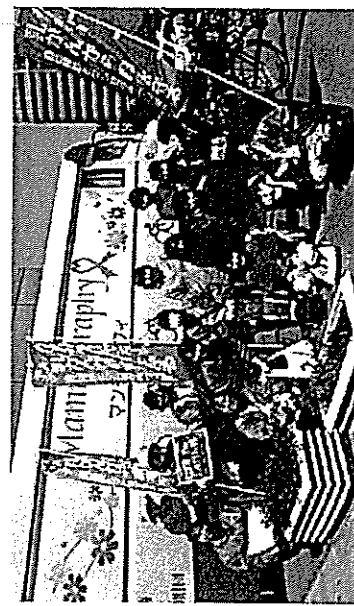
あけぼの会のホームページ

<http://www.akebono-nct.org>

会長のエッセイ、各県での催しの予告・報告など楽しい仕上がりになっています。ぜひ、お訪ねください。

母の日キャンペーン Since 1984

- 「お母さん、乳がんが死なないで」をスローガンに、毎年5月の母の日に、街頭でポケットティッシュを配布。自己検診とマンモグラフィの定期検診をアピール。
- 2015年から自発的にできる県のみで実施しています。

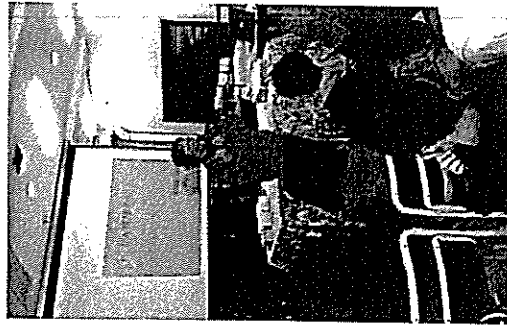


2015.5.10 ケヤキウォーク前橋 (あけぼの隊員)

ABCEF Since 2007

(Akebono Breast Cancer Educational Force) あけぼの乳がん教育活動

- 主に、保健所からの依頼で、幼稚園、学校、企業などに出向いて、乳がんの早期発見の重要性や個人的体験を話して、乳がんを理解してもらう活動。
- 2015年、講師体験者による情報交換会を開催。講師になるための教育講座も開く。(地域別)



「がん予防授業」2016.2.13 東京荒川区尾久西小学校

第11号様式の3 (第5条関係)

政務活動記録簿 (研修会参加)						
					会派・議員名	今井 光子
年 月 日	2019年2月23日					
政務活動先	学校統廃合と小中一貫教育を考える全国交流集会 in 福山 (広島県福山市：福山市ものづくり交流館他)					
研修名	学校統廃合と小中一貫教育を考える全国交流集会					
参加者	学校統廃合、小中一貫教育をめぐる諸課題に関して全国の教職員、育友会学校関係者、自治体関係者他					
参加目的	奈良県でも取り組まれている義務教育学校、小中一貫校問題をめぐる全国の取り組みから学ぶ。王寺町の小中一貫校開設問題について報告をおこなった					
内容、結果等 ※研修受講の効果を明記のこと	別紙に「研修報告」、集会内容がわかる当日配布の「資料」 基調報告やそれぞれの分科会で紹介された取り組みから学び、奈良県での取り組みに生かすとともに、議会質問に生かす					
研修参加に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号	
	新大阪	近鉄・JR線	五位堂－鶴橋－ 大阪－新大阪	660円	118	
	福山	JR新幹線	新大阪－福山	7120円	119	
	鶴橋	JR新幹線他	福山－新大阪－ 鶴橋	7340円	120	
	五位堂	近鉄	鶴橋－五位堂	440円	証 3	
	宿泊費	円	内訳:			
	研修費	1500円	内訳:資料代1000円、報告書代500円		121	
合計 17060円 (すべて政務調査)						
備考	添付資料：研修参加報告、交流集会資料 (コピー)					

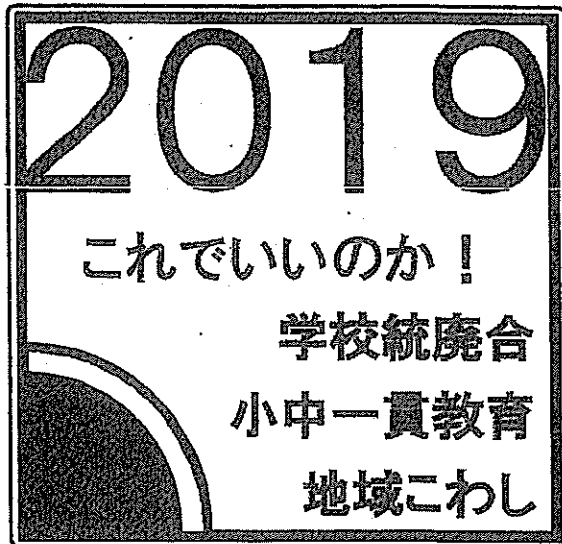
注 研修に関する資料や会場の写真等を添付してください。

学校統廃合と
小中一貫校教育を考える

第9回全国交流会 in 福山

《日時》

2月23日(土)/24日(日)



◆全体会 2月23日/13時30分~17時00分

エフピコRiM9F【福山市ものづくり交流館】

◆分科会 2月24日/09時30分~15時00分

福山市市民参画センター

◆主催団体 ◆

学校統廃合と小中一貫教育を考える第9回全国交流集会実行委員会

学校統廃合と小中一貫教育を考える 第9回 全国交流集会 in 福山 開催要領

集会テーマ これていいの！ 学校統廃合 小中一貫教育 地域こわし

◆第1日目 全体会 2月23日(土) 13:30~17:00 (受付12:30~)

エフピコRiM 9F 福山市ものづくり交流館 スタジオA

13:30~13:45 アトラクション

学校統廃合と小中一貫教育を考える第9回全国交流集会アンサンブルのみなさん

13:45~13:50 開会あいさつ 宮錦 万文さん(第9回 全国交流集会実行委員長)

13:50~13:55 連帯あいさつ 髙谷 陽子さん(全日本教職員組合中央執行委員)

13:55~14:40 基調報告

学校統廃合と小中一貫校の全国情勢 山本 由美さん(和光大学)

(14:40~14:55 休憩)

14:55~16:50 パネルディスカッション

テーマ “地域こわしと学校統廃合～小中一貫教育の問題点”

コーディネーター 梅原 利夫さん(和光大学名誉教授)・本田 久美子さん(京都教育センター)

パネラー・題

門脇 厚司さん(つくば市教育長 筑波大学名誉教授)

「小中一貫教育の落とし穴—つくば市の小中一貫校を検証して」

都筑 学さん(中央大学)

「学校統廃合と子どもの発達」

横山 邦和さん(広島県庄原市 田森自治振興区 会長)

「複式学級の子どもたちを守る地域の学校」

小野 方資(広島県福山市 福山市立大学)

「福山市『学校再編』政策の批判的検討」

16:50~16:55 閉会あいさつ 神部泰さん(広島県労働組合総連合 議長)

16:55~17:00 諸連絡

17:10~17:40 分科会打合わせ(全体会会場にて。共同研究者、世話人、分科会報告者の皆さんで行います)

(18:30~20:00 夕食交流会 会場「魚鮮」広島県福山市伏見町2-15 084-927-3345)

◆第2日目 分科会 2月24日(日) 9:30~15:00 福山市市民参画センター

※分科会の「ねらい」「レポート」「共同研究者」「世話人」は、3ページ以降をご参照ください

第1分科会 学校統廃合と地域の運動

分散会① 5F会議室1 分散会② 5F会議室2

第2分科会 小中一貫教育と子ども発達 4F会議室1

第3分科会 まちづくり・地域づくりと学校の役割

分散会① 3F会議室1 分散会② 3F会議室3

第4分科会 小規模校の教育 4F会議室2

総括会議 15:15~16:00

4F会議室1 共同研究者、世話人、実行委員の皆さんはご参加ください。

実行委員会参加団体:全広島教職員組合 全広島教職員組合福山支部 地域の暮らしと学校統廃合を考える福山ネットワーク 子どもと教育を守る福山市民の会 福山退職教職員連絡協議会 福山母親大会実行委員会 広島県高校連絡会 福山地区労働組合会議 新日本婦人の会福山支部 日本共産党福山市議団 福山法律事務所 福山民主商工会 広島県自治体問題研究所 岡山県自治体問題研究所 岡山県高等学校教職員組合 広島県労働組合総連合 広島私学教職員組合協議会 新日本婦人の会広島県本部
緊急連絡先 事務局長 小林克己さん 090-1332-9716

目次

- ◆開会あいさつ
学校統廃合と小中一貫教育を考える第9回 全国交流集会 実行委員長 宮錦 万文さん・1
- ◆開催要項 2
- ◆分科会一覧 報告者・共同研究者・世話人一覧 3~5
- ◆基調報告 学校統廃合と小中一貫校の全国情勢 山本由美さん(和光大学) 6~19
- ◆パネルディスカッション
“地域こわしと学校統廃合~小中一貫教育の問題点”
【報告1】門脇 厚司さん(つくば市教育長 筑波大学名誉教授)
「小中一貫教育の落とし穴—つくば市の小中一貫校を検証して」 20
【報告2】都筑 学さん(中央大学)
「学校統廃合と子どもの発達」 21~22
【報告3】横山 邦和さん(広島県庄原市 田森自治振興区 会長)
「複式学級の子どもたちを守る地域の学校」 23~30
【報告4】小野方資さん(福山市立大学)
「福山市「学校再編」政策の批判的検討」 31~32
- ◆案内 学校統廃合と小中一貫教育を考える全国ネットワーク
*加入用紙を、別紙にて用意いたしております。入会受付も用意しております
- ◆分科会会場案内図 裏表紙



学校統廃合と小中一貫校を考える 第9回全国交流集会 in 福山 研修報告

今日は広島県福山に行ってきました。でも全国で義務教育学校や小中一貫校問題で、おかしいと思っている人が大勢いると言いに勇気づけられました。

王寺町の幡野美智子議員、小山郁子議員も一緒です。駅前にあるエフピコRIMという福山市ものづくり交流館が会場

学校統廃合と義務教育学校を考える全国交流集会 in 福山の大きな横断幕が張られ、弦楽コンサートでお出迎えしていただきました。実行委員長でもありネットワークの会長でもある宮錦さんがあいさつ。ここ福山で開催されたのは、福山市で2中7小の7校を統廃合して770人の学校の義務教育学校設置を決め、住民合意がないままに進めています。いろいろな人が統合問題を考える福山ネットを立ち上げています。

全教の方のあいさつでは昨日国会に行き届いた教育を求める会から77万人の署名を提出。学校統廃合はその願いの真逆にあるもの。お金を使いながら教育をいじめている。国連子どもの権利条約委員会では日本の子どもが子供時代に体験する今その時の子供の育ちを大切にすべきとの勧告が出された。毎年全国で400~500もの学校がなくなっています。

山本由美先生は基調報告にあまりにも理不尽な統廃合の事例に奈良県の高校統廃合を紹介。

ちょっと驚いたのはつくば市の教育長さんがパネラーで参加。もともと筑波大学の先生で教育長になりましたが、就任の時にはすでに4つの学校が義務教育学校になっていた。55人も校長がいるのにだれ一人この流れに異議を唱えなかった。今こそ教育とは何か、原点に立ち返るとき。産業社会を形成する人間を作る。できる子は優遇、できない子はそれなりに、選別配分する装置が学校になっている。学校は格差を生成する機関。極めて藤善なことを無理を重ねてやっている。教育はどんな子どもでも幸せに生きる力をつけるためのもの。義務教育学校はコンバリサリィスクールがもとの名前。強制学校。教育は善き生の実現能力を育てるもの。このような学校を目指して世界の教育のトップランナーを目指したい。

会場からは、大阪の先生が今の子どもたちにとって教育はどうなっているか。小学生は先生の顔を見るのが怖い。宿題が多くて寝られない、体育の授業は軍隊のよう。文化祭や体育祭は大嫌い。行ってみたい学校、行かせたい学校が次の課題との発言も。

1日でしたがとても勉強になりました。

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
				会派・議員名 今井 光子
年 月 日	2018年7月10日他			
場所	奈良県産業会館 (大和高田市)			
会議名	県政報告&要求懇談会 in 大和高田市			
相手方 (人数)	95人			
開催目的	共産党県議団の5人の県議がそろって県政報告をおこない、参加者から県政への要求を聞き取るなど意見交換で情報を収集する			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・大和高田市民ら95人が参加 ・日本共産党奈良県会議員団を構成する5人の県議がそろって県政全般にわたる県政報告をおこなった ・参加者から市内の水附問題、仕事確保の問題、年金カットや国保や後期高齢者医療費、介護保険料の負担増問題などで発言や質問が出され、議員が答えた <p style="margin-left: 20px;">じっくりと時間をかけた県政報告、要求懇談は生活の様子などを知るのに有効であり、まちづくりに関する提案がされたので、県政に届け、議会質問等にも反映させる</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費 (施設使用料)	4534 円	奈良県産業会館使用料 22670 円 ÷ 5 人 (県議 5 人で分担)	31
	会場費 (設備使用料)	370 円	プロジェクター使用料 1850 円 ÷ 5 人 (県議 5 人で分担)	32
	告知ビラ印刷代	11534 円	関西共同印刷所 29600 枚	69
	告知ビラ新聞折り込み代	15800 円	奈良産経企画 26600 枚	39
		合計 32238 円 (すべて政務活動)		
備考	添付資料: 「5人そろっての県政報告&要求懇談会 in 大和高田資料」			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

5人の県議ころっこの

県政報告&要求懇談会

大和高田市 会場

奈良県産業会館

5F大会議室

(下地図参照)

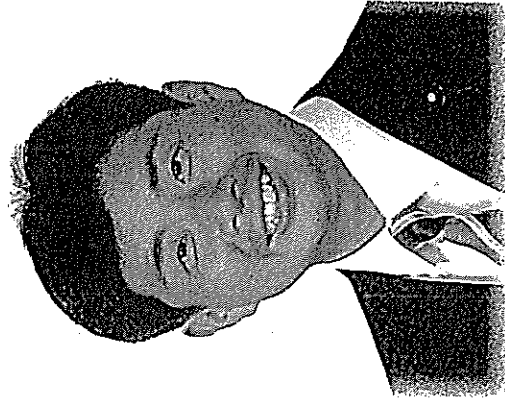
とき/7月10日(水) ところ/大和高田市

午後6時30分開会

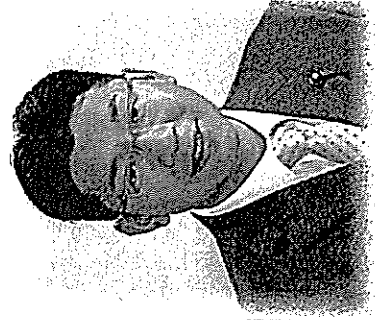


今井 光子県議
(北葛城郡区)

私たちの願いが、新年度予算にどのようになされたか、奈良県予算の特徴と問題点を説明します



太田 敦県議
(大和高田市)



宮本 次郎県議
(生駒郡区)

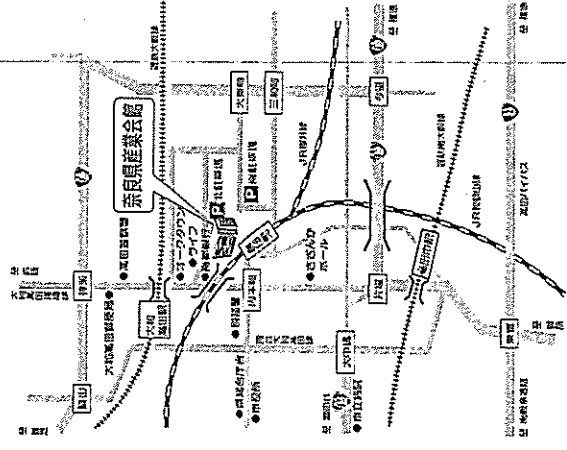


小林てるよ県議
(奈良市区)



山村さちほ県議
(奈良市区)

荒井知事がどんな奈良県にしようとしているのか、わかりやすく説明して、報告します



どなたでも参加いただけます

誘い合わせて
ご参加ください

5人の県議そろっての

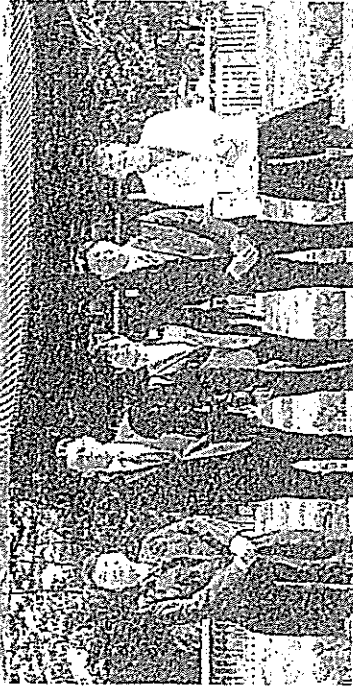
県政報告 & 要求懇談会

in 大和高田

資料

県政報告会

2018年7月10日 奈良県産業界組



日本共産党奈良県会議員団

県議会第2党に

- 2007年の県議選で5議席に
- 以来2011年、2015年引き続き5議席確保
- 自民に次ぐ第2党
- 議席占有率は11.8%
- 議案提案権を使って予算の組み替え提案

「政治を変えたい」という願いに応え、がんばります
2

奈良県政の特徴と問題点①

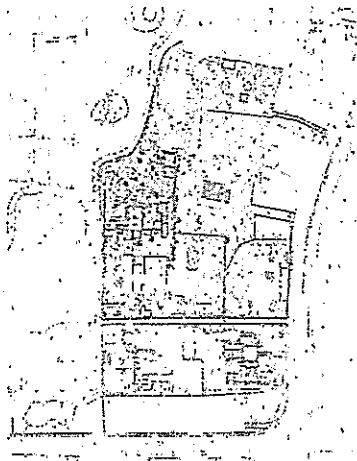
- 1、官僚出身で自民党国会議員でもあった。安倍政権に追随
- 2、安倍政権が進める地方創生による大型公共事業と観光立国で外国人観光客の呼び込み
- 3、奈良の歴史的な文化遺産を破壊する。文化財保護法改定をり下、文化財を金儲けの対象に「活用」

奈良県政の特徴と問題点②

- 4、企業の呼び込みのために、補助金や減税、工業団地の造成を中心に。新規企業や「頑張る」人を応援すると言って、地場産業や商店、農林業への予算は極端に少ない
- 5、トップダウンで、反対する人には攻撃的

奈良公園開発 吉城園周辺

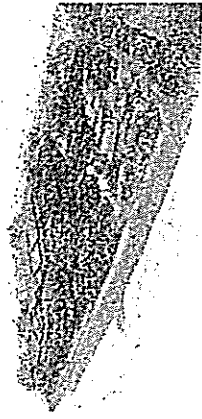
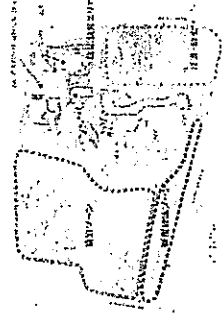
□ 知事公舎・副知事公舎跡地と吉城園を一体開発する高級ホテル



5

奈良公園開発 裁判所跡地

□ 浮見堂の隣地＝高畑裁判所跡地への高級ホテル



6

奈良公園開発 登大路ターミナル

□ 駐車場を取り壊し大きな商業施設を併設した「登大路ターミナル」



7

平城宮跡 国営公園事業

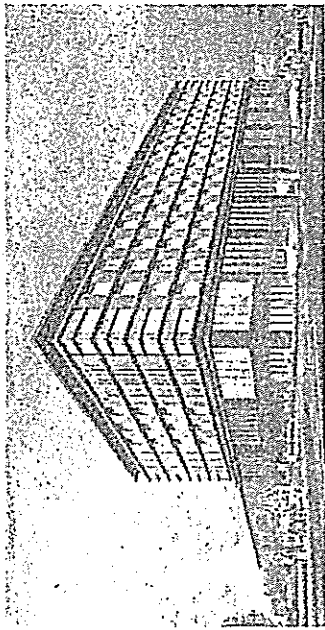
□ 「原っぱにしておいてはいけない」とテーマパーク構想へ。費用約2000億円。



8

「県営プール跡地」

- 「ホテルを核とした賑わいと交流の拠点整備」に220億円



9

NAFIC 農業大学校

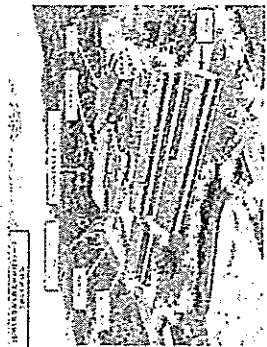
- 2016年春、桜井市に「一流シエフ」養成学校を整備。3年連続定数割れ。17億円を投入。
- セミナーハウス建設、葉草スパリゾート計画も



11

「国際芸術家村構想」

- 天理の郊外に文化財修復センター、民間ホテル、高級レストラン、道の駅、サイクルステーションなど建設。総額約99億5000万円。



10

「奈良の魅力を守ろう！」と幅広い共同でたかいを広げる

- 若草山にモノレールを走らせようとした無謀な計画は、圧倒的な反対世論と国会議員団とも連携した議会論戦で、4年前に断念へ。
- 奈良公園開発問題では、奈良公園の環境を守る会・高畑町住民有志の会など、幅広い運動と共同し、着工を食い止めています。

12

「奈良の魅力を守るう！」と 幅広い共同でたかいを広げる

□ 引き続き、世論と運動を広げ、奈良の魅力を守るための先頭に立つ決意。



古都奈良の文化財を守る学習会は幅広い参加者で連続して開催

まちづくり連携協定 奈良モデル (II)

● 県全体で総合力を目指す都市形成を支援
県の政策と一致すれば財政的支援

市町村包括協定

23自治体と協定 9市8町6村

基本協定地域協定

26地区

個別協定

財政的支援

・計画の作成

・事業費支援

2000万円

2分の1

(2年以内)

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、第6条に規定する甲または乙の承認を得ない限り、甲または乙の知り得た事項を第三者に開示しないこととする。

自民不在の「奈良モデル」

トツダワンで市町村を支配下に
奈良モデルの名前のもと、広域化を推進

消防の広域化

消防署所の数 37 (2016年) → 38 (2017年)

・高田東田と加茂北田を統合移転(△1)

・柳原嘉形を統合移転(△1)

・宇陀署に宇陀北田を整理統合移転(△1)

職員数 1280人 (2014年)

1278人 (2017年)

1260人 (2024年)

※人口増減・合理化が広域化のわらい、合併も人口削減はすすむ

ごみ処理の広域化

水道広域化 将来的には全県で1つに

市町村税の徴収強化

●「奈良モデル」(II)の要諦

奈良モデルで地方創生を

県と市町村の連携・協働

●取り組む要諦

- ・消防の広域化
- ・ごみ処理の広域化
- ・南和地域の広域医療連携体制
- ・国民健康保険の一元化
- ・道路インフラの長寿命化
- ・市町村選挙区をまちづくり
- ・ふるさと納税を向上への発展
- ・市町村税の徴収強化への支援
- ・関係水産への技術支援

核兵器廃絶 平和の取り組み

奈良県議会で核兵器廃絶決議

全会一致は全国初

県議会 2017年7月7日 核兵器禁止条約賛成決議



英訳して国連本部に送付

2017年7月7日 核兵器禁止条約賛成決議

結実

陸上自衛隊の駐屯地は知らない 消防学校を含む防災拠点施設を早急に

その意見に賛成します
荒井知事



核も基地も無い神奈川県を指してきたが奈良県には理想の姿がある

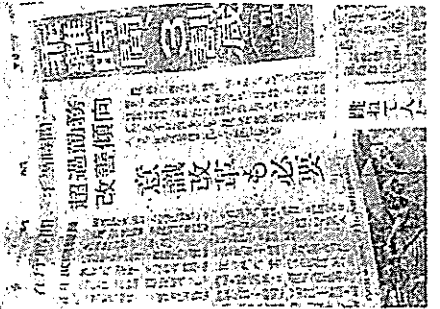
神奈川県平和委員会

17

タイムカードと残業手当に53時間の差

ついに自殺者が
残業乖離調査

- 知事
- 県庁を出るときタイムカードを押す職員がいる
- 共産党議員
- 使用者の指揮命令下におかれていたと思われる時間については、労働時間として扱わなければならない



19

人間らしく働ける奈良県に



- いつまでも消えない県庁の電気
- 年間上限360時間を3か月で超える実態
- 月180時間以上の残業が増加
- タイムカードシステム改善

18

台風21号 — 被害状況と

災害対策

- 避難指示の対象が1万4,806世帯
3万3,777人に達する
- 住宅被害では全壊4戸、半壊3戸
一部損壊25戸、
床上浸水124戸、床下浸水386戸

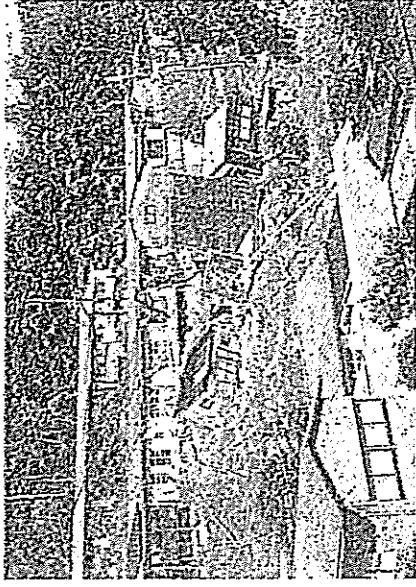


20

五條市の全壊家屋



下市町の町営住宅



三郷町の崩落現場を国会議員と調査



農業被害も深刻

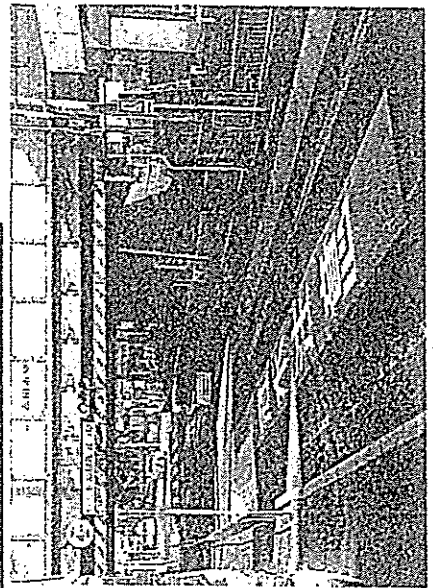
- 農業関係の被害が約25億円、被害箇所は928カ所。
- 農地・施設 812カ所
- 農作物 93カ所
- 畜産 23カ所
- 農業被害について、政府が激甚災害として指定を行うも、農作物の被害や農業施設、農業機械はこの特別措置の対象とならず。

被災者の声を県政へ



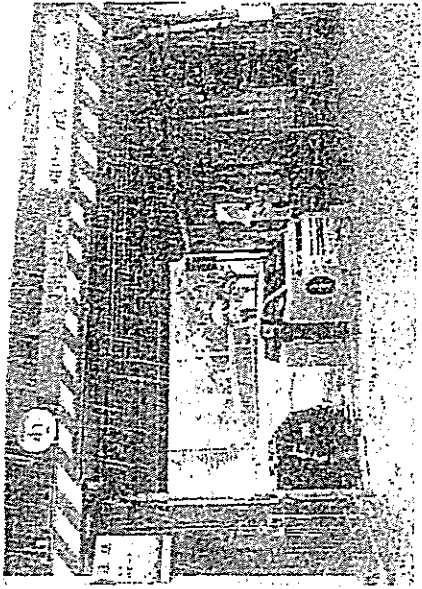
25

災害に強い街づくりに向けて引き続き
がんばります



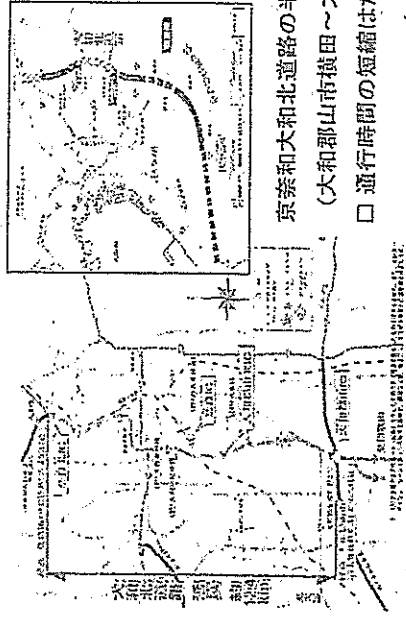
27

アンダーパスにも被害が広がりました



26

京奈和自動車道大和北道路の再推進
一環境破壊の計画は中止を



28

リニア促進が本場に必要か

□ 奈良駅設置でにぎわいを作ることができるのか

奈良県の場合、移動時間の短縮で人や企業、消費が大都市圏に吸い取られるストローク現象の懸念

□ リニアよりも県内の公共交通の充実を

県内で駅無人化が43駅になり、県内の約3分の1にまで進んでいる。また、バス路線の見直しも進められ病院や買い物に行くことが困難になる事例も。

市町村ごとの一人あたり国民健康保険料

	単位千円		引き上げ額	2万円以上の市町
	2017年	2024年		
1 下北山村	78	129	+41000円	
2 御杖村	76	109	+33000円	
3 十津川村	99	125	+26000円	
4 三宅町	89	113	+24000円	
5 上北山村	109	132	+23000円	
6 山添村	91	112	+21000円	
7 葛城市	83	113	+20000円	
県平均	104	114		

国民の滞納世帯数 短期証・資格証明書

2017年6月1日現在

全世帯数	200118世帯
滞納世帯数	19550世帯 (9.8%)
短期証	11191世帯 (5.6%)
資格証明書	316世帯 (0.2%)

滞納処分

(差押え件数、2016年度)

1753世帯

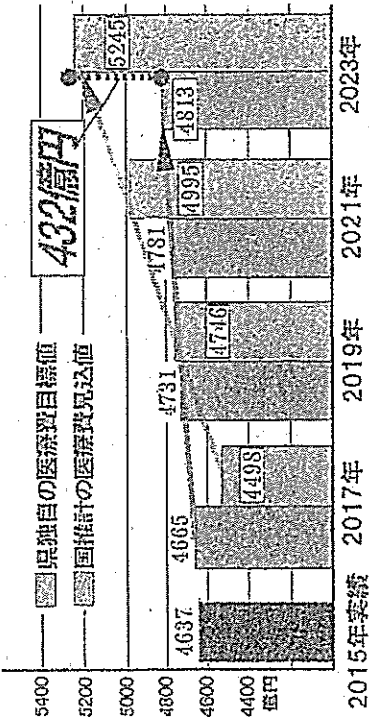
国民健康保険法

第44条 市町村及び組合は、特別の理由がある被保険者で、保険医療機関等に第42条または前条の規定による一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、各号の措置を採ることができ、

- 一 一部負担金を減額すること。
- 二 一部負担金の支払いを免除すること。
- 三 保険医療機関等に対する支払に代えて、一部負担金を直接に徴収することとし、その徴収を猶予すること。

第77条 市町村及び組合は、条約又は規約の定めるところにより、特別の理由がある者に対し、保険料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。

国推計の医療費見込み値の推移と 県独自の医療費目標値



第7期介護保険料(基準月額)

保険者名	第6期保険料	第7期保険料	差額
奈良市	4,924円	5,844円	+920円
大和高田市	5,860円	5,960円	+100円
大和郡山田	5,400円	5,800円	+400円
天理市	5,560円	6,280円	+720円
橿原市	4,778円	4,522円	-256円
桜井市	5,300円	6,000円	+700円
五條市	5,950円	6,450円	+500円
御所市	5,900円	6,500円	+600円
生駒市	4,759円	5,200円	+441円
香芝市	4,820円	4,800円	-20円
葛城市	5,000円	5,960円	+960円
宇陀市	6,600円	6,600円	0円

あがり続ける介護保険料

(全国平均)

第1期 (2000~02年)	2911円
第2期 (2003~05年)	3293円
第3期 (2006~08年)	4090円
第4期 (2009~11年)	4160円
第5期 (2012~14年)	4972円
第6期 (2015~17年)	5514円
第7期 (2018~20年)	5869円
	(第1期の2倍)
第9期 (2024~26年)	8165円

利用料負担も増えていきます 利用者負担に「3割」を導入

世代間・世代内の公平性を確保しつつ、制度の持続可能性を高める観点から、2割負担者のうち、特に所得の低い層の負担割合を3割とする（平成30年8月施行）

年金受取層	負担割合	全国	奈良県
340万円以上	2割→3割	約12万人	約2200人
280万円以上	2割	約45万人	約7500人
280万人未満	1割		

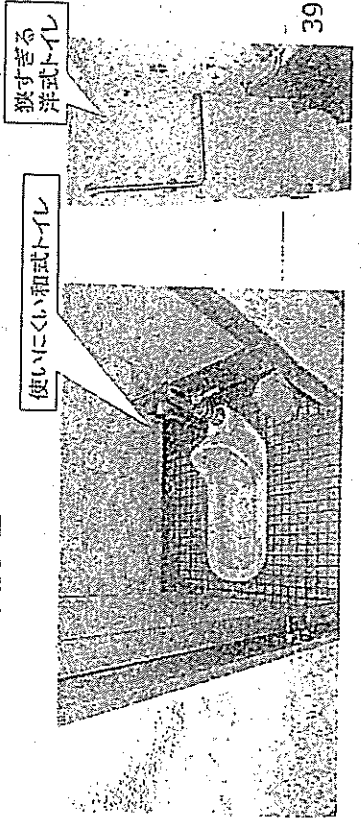
子ども医療費助成制度の拡充のながれ

- 1973年 0歳児 **乳児医療費助成制度**
- 1990年 1・2歳児に拡充
- 2005年 3歳児 **乳幼児医療費助成制度**
- 2007年 3歳児・就学前 (入院) **就学前に拡充**
- 2014年 3歳児・就学前 (入院のみ) **小中学生に拡充**
- 2016年 (通院も対象に拡充) **小中学生**

37

子どもと教育を巡る問題

- 全国テストの結果順位で競争煽る
- エアコン設置、トイレ改修などで運動広がり一部前進



39

子ども医療費助成の拡充 子ども食堂支援

- 平成31年8月から未就学児を対象に医療費助成の現物給付方式が導入されることに。
- 子ども食堂も県下で広がっています。



38

小中学校 普通教室 エアコン設置率 (%)

	2014年	2017年	のび
滋賀	50.3	82.3	32.5
京都	68.1	84.0	15.9
大阪	48.0	77.3	29.3
兵庫	36.4	58.8	22.4
奈良	6.1	7.4	1.3
和歌山	20.0	44.5	24.5
全国平均	32.8	49.6	16.8

40

実施計画の主な内容

平城 高校 2020年度から募集停止。改称し、2022年度から**奈良北**高校が使用。

奈良南 高校・**榛生昇陽** 高校 統合され「**宇陀**高校」と改称、大宇陀校区には福祉コース設置。

吉野 高校・**大滝** 高校 統合され「**奈良南**高校」と改称、フオレストアカデミー(特養専門学校)と連携。

五條 高校定時制の廃止。

奈良北 高校 (新) **宇陀** 高校 (新) **奈良南** 高校

情報学科・コースを設けし、情報社会をリードする人材を育成。

名前が変えられる学校

平城 高校・**登美ヶ丘** 高校・**西の京** 高校 「**国際**高校」として国際バカロレア認定および県立中学校併設をめざし、世界に伍して活躍する人材を育成。

「**県立大学附属**高校」として地域づくりに貢献する人材を育成。

高円 高校 「**芸術**高校」として芸術活動をリードする人材を育成。

奈良情報商業 高校 「**商業**高校」としてビジネスに特化し、県の寄与を担う人材を育成。

奈良朱雀 高校 「**奈良商工**高校」として幅広いスペシャリスト人材を育成。

人口規模が同等の県の高校数 (平成29年度 文部科学省調査)

県名	人口(万人)	公立	私立	合計	順位
沖縄	144	60	4	64	8位
滋賀	141	50	10	60	21位
山口	138	60	20	80	18位
愛媛	136	53	12	65	24位
長崎	135	57	22	79	11位
奈良	134	37	16	53	37位
青森	127	61	17	78	10位
岩手	125	67	13	80	5位

他会派、市民団体との共同を大切に

- 脱原発をめざす奈良県議会議員連盟に18名「現地調査は共産党」と山本会長。
- 各種団体と懇談
- 全議員による「がん議連」を結成



各派議席数 定数44議席

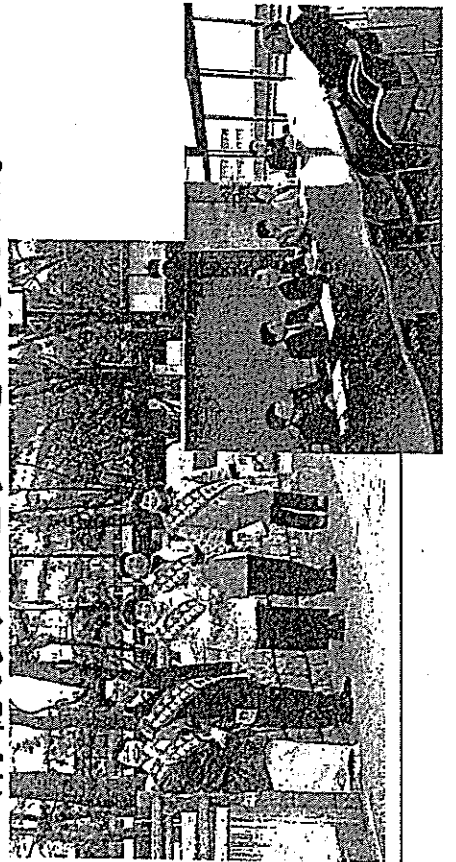
日本共産党	5議席
自由民主党	10議席
自民党奈良	9議席
創生奈良	5議席
日本維新の会	5議席
民進党	4議席
公明党	3議席
自民党絆	2議席

日本共産党5議席で 多彩な意見書が採択

- 県議会の申し合わせ
■意見書採択は「全会一致を基本とする」
■「2会派以上が反対すれば上程せず」
- 意見書調整会議
■会議は非公開
■民主的な改善が必要

45

これからもみなさんと力を合わせて
がんばります。
ご清聴ありがとうございました。



採択した意見書

- 「学校給食無償化へ財政支援を求めめる意見書」
- 「性的少数者のための社会環境整備を求めめる意見書」
- 「旧奈良監獄の保存を求めめる意見書」
- 「同資料館に治安維持法犠牲者が収監されていたことの展示を求めめる意見書」
- 「子ども食堂への支援を求めめる意見書」
- 「太陽光発電と住環境の調和を求めめる意見書」
- 「給付型奨学金の実現を求めめる意見書」が採択

46

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
		会派・議員名	今井 光子	
年 月 日	2018年9月2日開催			
場所	橿原市複合施設「ミグランス」			
会議名	林業問題を考えるつどい (奈良の森林林業、山村活性化シンポジウム)			
相手方 (人数)	市町村森林組合等林業関係団体、林業者、関係自治体地方議員など60人			
開催目的	国会で議論されている森林経営管理法で奈良の林業・森林はどうなる、また奈良県の林業政策を学び、奈良の林業、森林、山村の再生を考える			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<ul style="list-style-type: none"> ・森林経営管理法が国会で議論がされている最中、担当する衆議院議員秘書から議論の焦点、問題点などを聞き、奈良県林業とどう関係するかを探った。 ・奈良県の出前講座「奈良県の森林・林業」で奈良県の森林林業の現状を学んだ。 ・吉野林業を考える会から「森林林業山村再生の提言」がされた。 ・既存の森林組合からの出席、発言をはじめ、林業者、山林所有者、地方議員など多数の発言があり、林業者の置かれている状況が交流された。 ・議会での議論に反映し、活かす。 			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費	6560円	橿原市複合施設・コンベンションルーム「ミグランス」施設・設備使用料	26
		合計 6560円 (13120円を2者が分担して支払い (13120円×1/2=6560円))		
備考	添付資料：案内チラシ、同報道 (「奈良民報」18年9月9日付)			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

いっしょに学び語りませんか

奈良の森林林業、山村活性化 シンポジウム

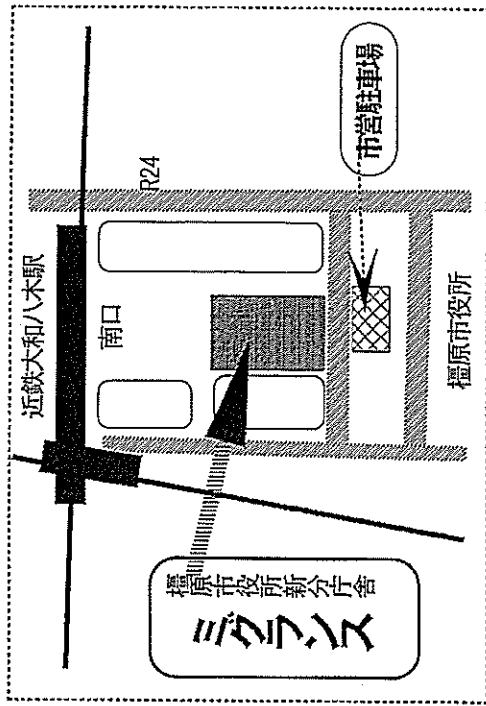
国では森林経営管理法ができて、奈良県の森林はどうなる？ スイス式森林管理とは？
森林が元気になれば奈良県も元気になります
大切な森林を持続可能な森にするには、林業を活性化して山村に元気を取り戻すには
いっしょに学び語りませんか

とき **9月2日(日)**

午後1時30分開場 2時開会

ところ **橿原市複合施設「ミダリス」4階**

近鉄大和八木駅南口 徒歩3分 お車の方は市営駐車場をご利用ください



I部 報告

- 司会 奈良県議会議員 太田 敦さん
- 挨拶 吉野林業を考える会会長 谷 弥兵衛さん
- 報告 森林経営管理法とは 衆議議員 田村貴昭秘書 古山 潔さん
- 報告 奈良県の森林・林業 奈良県農林部次長 馬場純治さん
- 報告 森林・林業・山村再生のわたしたちの提言 奈良県議会議員 今井光子さん

II部 討論と各地の報告

主催/日本共産党奈良県議会議員団
吉野林業を考える会

奈良市登大路町30 奈良県議会内

Tel 0742 (27) 5291 Fax 0742 (27) 1492

2018年9月9日

第2355号

発行所 (有)奈良民報社

〒630-8014

奈良市四條大路2丁目18の2

☎0742(35)5816 FAX(35)5815

定価 1ヵ月 300円(1部150円)

奈良民報

政権の退場を

つり

土) 午前10時~午後3時

会館 国際ホールと
つどいの広場

子

母

ト

リ

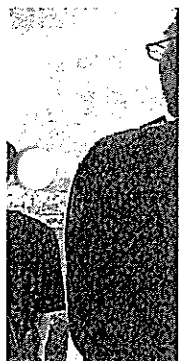
前

進

主催 奈良赤旗まつり実行委員会
連絡先 日本共産党奈良県委員会 ☎0742-35-5801

参加協賛券

一般 1000円
学生・高校生 500円
中学生以下 無料



民青高校生班が主催した沖縄を学ぶツアー(8月20日~22日)の参加者の感想を紹介しませう。

テレビのなかでなかった!

沖縄を学ぶツアー

米軍基地は県民の土地を奪いつくった。1日目は、那覇を港で乗ったタクシーの運転手さんがとても親切な方で、沖縄戦に関わる場所に連れて行ってくださいました。白梅之塔では、白梅が学徒隊だった方に偶然し

をされている方には会うことができません、キャンプシニアのゲート前では警備員が並んでいました。普天間基地ではオスプレイが飛ぶのも見て、参加した高校生は「テレビのニュースでやっていたことが実際にあった」と感想を話しました。



古山氏の話を聞く参加者たち

「奈良の森林林業、山村活性化シンポジウム」開く

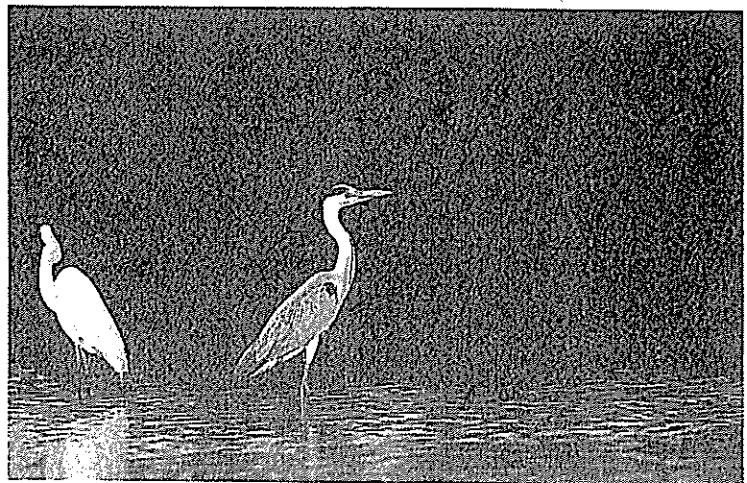
共産党奈良県議団・吉野林業を考える会が主催

日本共産党奈良県議団と吉野林業を考える会は2日、「奈良の森林林業、山村活性化シンポジウム」を橿原市内で行いました。十津川村や東吉野村の森林組合関係者や住民など県内9市11町村から参加。県外合わせて60人が参加しました。同会会長の谷彌兵衛氏は、「山と川は密接につながっています。水を蓄え防ぐには山を適切に管理しないといけません。山の管理とは元気の森林を育てることです」とあいさつしました。共産党の田村貴昭衆院議員秘書の古山潔氏が、「森林経営管理法」について報告。古山氏は、通常国会で可決した同法の審議で、「森林所有者の

経営意欲は低い」ことを決めつける「データのねつ造」が分かり、田村議員の追及で法案資料の修正をさせたことを報告。同法は農水省が森林所有者の経営管理権を市町村が行うことで、重い責務がかかることや、民間委託化もあるなど同法の問題点を指摘しました。また古山氏は、次の通常国会で提出が想定される森林環境譲与税について、民有林がない東京都23区に約12億円、6割の森林を持つ奈良県が約10億円の交付だと示し、政府の税金の集め方、使い方がおかしいと強調しました。奈良県出前講座として同県農林部次長の馬場純治氏が、「奈良県の森林

・林業について」話し、2017年から同県とスイスが協定締結をしていると報告。スイスでは高い知識と権限を有する専門家や、森林のもつ生産・防災・生物多様性・レクリエーションの4つの機能を重視していると話しました。日本では4つの分野に別れていると述べました。

沖縄県知事選挙の勝利をめざす **奈良県民集会**
9月13日(木) 午後6時30分~
会場) 近鉄奈良駅噴水前広場
午後7時20分~JR奈良駅に向けてデモ行進
(主催) 奈良県平和委員会・安保放棄奈良県実行委員会・奈良革新懇・奈良AALA連帯委員会
問い合わせ ☎080-4243-6370 深澤さん



まほろばの野鳥

ありと伝わって来た。なんだかとても

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
			会派・議員名 今井 光子	
年 月 日	2018年10月1日他			
場所	大和郡山市市民交流館 (大和郡山市観光協会)			
会議名	県政報告&要求懇談会 in 大和郡山市 (2018年10月23日開催)			
相手方 (人数)	50人			
開催目的	共産党県議団の5人の県議がそろって県政報告をおこない、参加者から県政への要求を聞き取るなど意見交換で情報を収集する			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>別紙 開催報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大和郡山市民ら50人が参加 ・日本共産党奈良県会議員団を構成する5人の県議が県政全般にわたる県政報告をおこなった ・参加者から県立高校再編問題、「子ども食堂」、災害対策などで発言や質問が出され、議員が答えた <p>じっくりと時間をかけた県政報告、要求懇談は生活の様子などを知るのに有効であり、まちづくりに関する提案がされたので、県政に届け、議会質問等にも反映させる</p> <p>当初、9月4日開催を告知したが、台風が奈良県を直撃したことから前日に開催を延期。10月23日に改めて開催した</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	会場費 (施設使用料)	1296 円	大和郡山市市民交流館集会所使用料 6480 円 ÷ 5 人 (県議 5 人で分担)	67
	告知ビラ印刷代	18964 円	関西共同印刷所 24000 枚	70
	告知ビラ新聞折り込み代	14256 円	奈良産経企画 24000 枚	53
	合計 34516 円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料: 「5人そろっての県政報告&要求懇談会 in 大和郡山資料」			

注 会議の次第や資料等を添付してください。

日本共産党奈良県会議員団
議員そろっての県政報告&要求懇談会 in 大和郡山
開催報告

2018年10月23日13時半～
大和郡山市市民交流館（市観光協会）集会室

当初、2018年9月4日、大和郡山市矢田コミュニティ会館で開催することを計画した「共産党県議5人そろっての県政報告&要求懇談会」は台風21号の直撃をうける中、急遽、開催を延期した。延期「県政報告&要求懇談会」を10月23日、大和郡山市市民交流館集会室で開催した。

小林照代議員は厚生委員会の県外視察のため出席することができなかったが、文教委員会開催のため遅れた宮本次郎議員を含め4議員が出席し、報告をおこなった。小林議員が担当した社会福祉分野については山村幸穂議員が変わって報告した。

会場いっぱい、市民ら50人が参加した。（下に記載の写真参照）

報告のあと質問や意見が多く出され、議員が答えた。質問では、関心の高かった県立高校削減計画、奈良高校の耐震化問題、県内でも広がりを見せている「子ども食堂」についての意見などが出され、県議が県議会での議論を紹介し、県議団の県議会における論戦について報告した。



どなたでも参加いただけます

5人の県議ころっこの

誘い合わせて
ご参加ください

県政報告 & 要求懇談会

大和郡山市 会場

矢田コミュニティ会館

集会室 (下地図参照)

とき/ 9月4日(水) 大和郡山市

午後 2 時開会

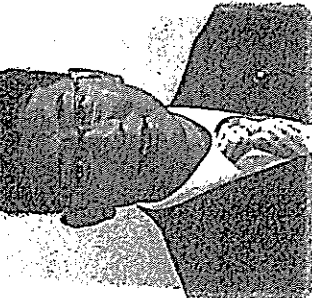
午後 2 時開会



今井 光子県議
(北葛城郡区)

私たちの願いが、新年度予算にどのように反映されたか、奈良県予算の特徴と問題点を説明します

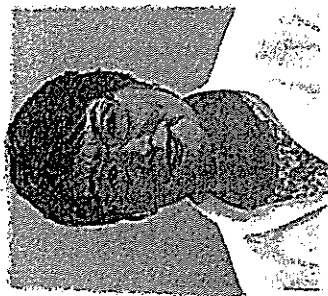
荒井知事がどんな奈良県にしようとしているのか、わかりやすく説明して、報告します



宮本 次郎県議
(生駒郡区)



太田 敦県議
(大和高田市)

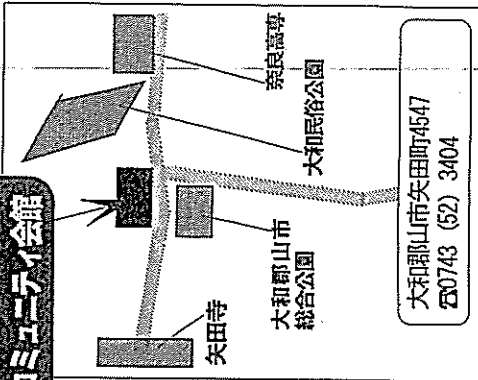


小林てるよ県議
(奈良市区)



山村さちほ県議
(奈良市区)

会場 矢田コミュニティ会館



大和郡山市矢田町4547
〒0743 (52) 3404

日本共産党奈良県会議員団 奈良市葛大路町30奈良県議会内 Tel0742(27)5291 Fax0742(27)1492

第11号様式の9 (第5条関係)

政務活動記録簿 (会議・意見交換会開催)				
会派・議員名 今井 光子				
年 月 日	2018年12月20日他			
場所	奈良商工会議所会議室 (奈良市登大路町)			
会議名	日本共産党県会議員団県政報告と要求懇談会 (2019年1月24日開催)			
相手方 (人数)	10人			
開催目的	11月県議会報告をするとともに、新年度予算編成にむけて諸団体、個人の要望を聞く			
内容、結果等 ※会議・意見交換会開催の効果を明記のこと	<p>5人の県議がそろって11月定例奈良県議会の報告をおこなった。要求懇談では奈良県農民連が奈良県の農政や災害被災農家への支援策の拡充などについて要望、また、学校統合の弊害、地域公共交通の確保と充実などの要望が出された。</p> <p>出された要求について、今後、議会での予算審議に活かす。</p> <p>別紙 「要求懇談会のまとめ (共産党奈良県会議員団)」 を添付</p>			
開催に要した経費	項目	金額	内訳	領収書番号
	県政要求懇談会会場費	3564 円	会場費 17820 円を5人で分担 (17820 円 ÷ 5 = 3564 円)	10 /
	合計 3564 円 (すべて政務活動費)			
備考	添付資料：要求懇談会のまとめ			

注 会議の次第や資料等を添付してください。



2019・1・24県政要求懇談会のまとめ

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村 幸穂

県会議員 今井 光子

県会議員 宮本 次郎

県会議員 小林 照代

県会議員 太田 敦

県政要求懇談会

とき 2019年1月24日

ところ 奈良商工会議所会議室

会議内容

2月の予算議会を前に、県政への要望をお聞きして懇談する会を開きました。

初めに、5人の県議団から県議会報告。参加して下さった皆さんからご意見を伺いました。

奈良県農民連の代表から、奈良県農業の実態が報告されました。

県の農家この30年で、約1万戸が減少、特に専業農家は、1686戸に激減。新規就農者は、年間30～50人。担い手の平均年齢が70歳近くになり、農村集落の維持がむづかしくなっているとのこと。耕地面積も30年間に7800ヘクタールの減少。米価も下落して、コメ作りも苦境にあります。しかし、頑張って農業生産額を増やしている市町村もあり、そこから学んで、県や市町村が地域農業の再生のために、特別の努力と支援が必要と訴えられました。

中でも、奈良県は台風災害への支援では、近隣他府県に比べてとても、冷たく、農家が離農せざるを得ない実態があります。何とかしてほしいと切実な要望です。

参加者からは、国民の食料を守る最も大切なことに、政府も県も本腰を入れてほしい。自給率があまりにも低く、心配だとの意見も出されました。

このほか、小中学校の統廃合問題や、水道広域化についてなど、意見がだされました。

要求懇談会で出された意見、要望を予算議会（2月定例県議会）の議論に生かします。

政務活動記録簿 (要請陳情)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年11月6日				
政務活動先	政府8省庁要望				
政務活動の目的	県民要求に基づく政府省庁要望				
相手方	国土交通省、厚生労働省、総務省、法務省、経済産業省、文部科学省、文化庁、農林水産庁				
内容、結果等 ※陳情要請の効果を明記のこと	別紙のとおり				
要請陳情活動に要した経費	行先	利用交通機関	利用区間	金額	領収書番号
	京都	近鉄	五位堂-京都	940円	証1
	東京	新幹線	京都-東京(往復)	27420円	79
	国会議事堂前	東京メトロ	東京-国会議事堂前	170円	84
	東京	東京メトロ	国会議事堂前-東京	170円	証2
	五位堂	近鉄	京都-五位堂	1840円	85
		合計 30540円 (すべて政務活動)			
備考	添付資料：要望書、政府要望まとめ(要望の写真を含む)				

注 陳情要請先で入手した資料や名刺等を添付してください。

政府8省庁交渉のまとめ

日本共産党奈良県会議員団

県会議員 山村 幸穂

県会議員 今井 光子

県会議員 宮本 次郎

県会議員 小林 照代

県会議員 太田 敦

2018年11月6日、日本共産党奈良県会議員団と同奈良県地方議員団は国土交通省、文部科学省、文化庁、厚生労働省、農林水産省、総務省、法務省、経済産業省の8省庁に要望書を提出。県民要求にもとづく交渉をおこなった。

1日の間に8つの省庁への要望であることから、場所を参議院会館内1か所とし、時間帯を設定し、各省庁の担当者が入れ替わるようにした。山下芳樹参議院議員、穀田恵二衆議院議員、宮本岳志衆議院議員らが同席し、実現した。(下写真)



要望した項目は以下のとおり。

【国土交通省】

- 1 京奈和自動車道大和北道路計画について
- 2 平城宮跡国営公園事業について
- 3 JR 香芝駅について
- 4 水害対策について
- 5 無人駅について
- 6 空き家対策について
- 7 大規模な太陽光発電所設置について

【農林水産省】

台風21号による農業被害の復旧と支援、農家経営安定に関する申し入れ
共催未加入農家の被害状況を把握したうえで、県市町村とともに独自の支援措置をとるなど5点を要望

【文部科学省】

- 1 県立奈良高校の耐震化について
- 2 エアコン設置補助について
- 3 障害をもつ生徒の学習環境について
- 4 義務教育学校の大規模化について

【文化庁】

- 1 名勝・奈良公園内の「裁判官舎跡地」のホテル建設計画について
- 2 名勝・奈良公園内「吉城園周辺地域」におけるホテルなどの整備について
- 3 特別史跡・平城宮跡の国営公園事業について
- 4 京奈和自動車道大和北道路の建設について

【厚生労働省】

- 1 国民健康保険について
- 2 地域別診療報酬について
- 3 医療改悪について
- 4 子どもの医療費助成制度について
- 5 生活保護について

【法務省】【総務省】【経済産業省】

旧奈良監獄の保存・活用事業について

生活保護世帯へのエアコンの修理費、電気代等夏季扶助実施について

平城宮跡の地下をトンネルで貫く京奈和自動車道大和北道路の計画は、渋滞緩和というが、今から10数年後に完成し供用が開始されることには車が減り渋滞自体がなくなるのではないかと、直近の交通量調査の結果も示して質問。3000億円ちかい事業費はむだになるうえ、平城宮跡の木簡など地下の文化遺産を毀損する危険があると指摘した。

奈良県が発動を検討する地域別診療報酬について、県が県民に必要な医療費まで切り詰める無理な目標をたてた場合、国として是正指導すべきであると主張した。異常な猛暑をうけ、生活保護の世帯へのエアコンの修理代や電気代への夏季扶助が必要だとして、生活の実情をしっかりと把握して実施するよう求めた。これについて総務省は実態をつかみ、補助を検討すると回答した。

交渉の結果もふまえ、県議会での質問や関係機関への働きかけ・要望に活かしたい。

(了)

要望書

2018年11月6日

日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩

同 国政委員長 かまの祥二

日本共産党奈良県会議員 山村さちほ

同 今井光子

同 宮本次郎

同 太田敦

同 小林てるよ

同 地方議員団

貴職におかれましては、国民の生活と安全、利便性の向上に尽力されていることに心から敬意を表します。奈良県民から寄せられている下記について要望します。

記

1. 京奈和自動車道・大和北道路計画について

京奈和自動車道のうち、今年度に新規事業化された大和北道路（奈良インターチェンジ～奈良北インターチェンジ、6.1*）は、奈良時代に都城が営まれた平城京城の地下にトンネルを掘る計画であることなどから、1990年代～2000年代にかけて「埋蔵文化財を守れ」「世界遺産を壊すな」と反対世論が高まりました。また、大和北道路全体で奈良県の財政負担がかさむことを理由に荒井知事は2010年に「新規事業化は要望しない」と表明しました。ところが、この度、国の「直轄方式」から有料化を前提にNEXCO西日本が管理し、工事費用の一部を負担する「合併施行方式」に改め、新規事業に転じました。しかし、それでも県の負担は500億円を上回り、一体整備するアクセス道路「西九条佐保線」（約280億円）を加えれば、膨大な負担を県民に負わせることになりかねません。世界遺産を破壊の危機にさらし、実際の交通需要ともかけ離れた大和北道路計画は中止すべきです。これらの趣旨から以下の諸点を明らかにするとともに要望致します。

- ①もともと無料区間として計画された大和北道路を有料化することについては、どう考えるのか。すでに整備された京奈和自動車道の区間（大和郡山～和歌山市）が有料化されることはないのか。
- ②大和北道路の北側出入口は「世界遺産・古都奈良の文化財」のバッファゾーンの中で風致・景観を損なう上に、平城宮北側に広がる松林苑跡を破壊する危険があります。南側のトンネル出入口は平城京の都城内に位置し、開削工法により都城跡の遺構を広範囲に壊すこととなります。また、トンネルの掘削は木簡を保全する地下水脈を横断します。平城宮・京跡の埋蔵文化財と地下水の保全のためにどんな対策をとるのか明らかにされたい。
- ③大和北道路建設への文化財保護の観点から国が設置した文化財検討委員会では、その提言（2002年）で「（木簡）保全のメカニズムも明確になっていない」などとして、「地下水涵養のメカニズムを明らかにすることに努め、広域的・総合的な対策のとられることが望まれる」としています。同提言を受け、国交省としてこれまでにどのような調査・検討、あるいは、広域的・総合的な対策をとってきたのか明らかにされたい。
- ④大和北道路は国道24号の交通量（柏木町交差点）の予測で、道路計画時6万7000台であるのが2020年には7万4000台に増えると予測していました。しかし2015年の道路センサスでは5万5000台に減っており、完成時にはさらに減少することが見込まれます。渋滞対策を理由とした大和北道路建設は成り立たないのではないか。国交省の認識を明らかにされたい。

2. 平城宮跡国営公園事業について

世界遺産にも登録されている平城宮跡は2008年に国営公園化が決まり、整備が進められてきました。しかし、埋蔵文化財と自然環境を守る立場から第1次朝堂院の「土系舗装」及び調整池工事に反対する署名が4

万人分以上寄せられるなど、公園整備の進め方や内容について県内外から批判的な意見が多数寄せられています。ついては、現在進められている公園整備や今後の計画について質問するとともに、要望致します。

- ①第1次大極殿院回廊の復元計画について、工事期間、全体費用、整備内容について明らかにされたい。また、着工されている大極殿院回廊の南門「復元」(2019年公開予定)について、「復元」模型の製作は行われたのか。
- ②第35回世界遺産委員会(2011年)の決議は「全ての復元計画が許可される前に、詳細計画及び復元の基礎となる証拠を含む、奈良平城宮跡における廻廊の復元計画の妥当性の包括的な説明」を日本政府に求め、2013年に日本政府が回答をしている。日本語の回答文を公開されたい。
- ③奈良県は、平城宮跡内を通過する近鉄線の踏切(西大寺第2号)の遮断時間を問題にして、早急な整備が必要と移設計画を検討しているが、多額の費用が掛かり現実的でない。公園整備の所轄省庁として認識を明らかにされたい。
- ④公園基本計画の補充、または新たな整備方針について、県民や外部専門家が補充・策定に参画できるように措置するとともに、開かれた検討の機会を設けることが必要と考えるがどうか。

3. JR香芝駅について

JR香芝駅は1日平均利用者数が3000人を越え、2020年までにバリアフリー化をしなければならない駅になっています。電車とホームの段差が30cm以上あり、改札は1番ホーム側にしかなく、老朽化した露天の陸橋で結ばれており、不便だけでなく、たいへん危険な状態です。

2016年12月、市民から①各ホームの段差の解消②跨線橋に屋根③エレベーターを設置してバリアフリー化すること④東側からも駅の利用ができるよう求めた「JR香芝駅の早急なバリアフリー化を求める請願書」が市議会では採択。2017年2月には「JR香芝駅のバリアフリー化をもとめる要望書」が、香芝市からJR西日本に提出されました。2017年3月30日に日本共産党の宮本たけし衆院議員がこの問題を衆院地方創生特別委員会できりあげ、香芝市とJR西日本が協議に入っているとの答弁を得ています。

2017年9月、JR西日本と市の協議で、既存の跨線橋は整備して再利用、エレベーター専用の屋根付跨線橋の新設などが確認されました。しかし、2018年5月、JR西日本から新たな計画が提示されました。その内容は①3番線の廃止②2番線に改札口(スロープ)の新設③既設跨線橋は撤去④トイレは1番線ホームのみ⑤エレベーター付跨線橋は新設しない方向⑥ホームはかさ上げる⑦ホーム屋根は1、2番線とも車両一両分(約20坪)のみ設置という、市の要望内容とは相違点が多いものでした。市は新計画案を返却し、計画の見直しを要請しました。

2018年8月、JR西日本から市に提案がありましたが、「市の負担で東側の駅前広場を整備し、公衆トイレを作る。ホームの段差解消はJRは国庫補助対象の市2坪のみで残りは市で。構内にエレベーター付き跨線橋を設置するが、管理費用は前払いで30年分を市が負担、跨線橋の階段の1本は市が負担」(9月議会での市当局の答弁)、などという内容で、市の負担が多いものとなっています。また、2020年度に設計、2021年、2022年度に工事の予定で完成が遅れます。現在も交渉が進められていますが、長引けば完成も遅れます。

- ・鉄道事業者の責任でバリアフリー法の趣旨にのっとったバリアフリー化を早期に実現できるよう、国がふさわしい役割を果たされたい。

4. 水害対策について

①度々発生する浸水被害の解決策の一つとして、遊水地の建設が計画されています。

・大和川遊水地計画の遊水地の建設を急ぐこと。また、さらなる遊水地の建設を検討すること。

②大滝ダムは、紀伊半島大水害により周辺を走る国道一六九号の上から長さ五百メートル、幅二百メートルにわたり山腹の大半が大きく崩れ、大量の土砂と水が国道を越えて西谷橋をつぶし、下のダム湖に流れ込み、木が底に突き刺さったまま立っているという異様な光景でした。ダム湖に流れ込んだ土砂は現在も放置されていると聞いています。

・安全対策の観点からも大滝ダムの堆積土砂の除去を行うこと。

③紀伊半島大水害により十津川村を中心とした河川の堆積土砂の問題が発生しました。当時は深層崩壊による大量の土砂が河川に堆積し、川底が大幅に上昇し、再び大雨が来れば、人家や田畑に大きな災害を及ぼ

す危険があることからこれまで河川の堆積土砂の除去を行ってきました。しかし、現在も深層崩壊を起こした現場から土砂が河川に流れ込んで河川に堆積するという状況が続いています。

- ・河川の堆積土砂の除去を、国としても支援すること。

5. 駅無人化について

- ・駅無人化を進める公共交通事業者等に対し、すべての利用者がより円滑に利用できる十分な人的対応を行うよう指導するとともに、安全・安心の観点から、有人化、すなわち駅係員等を置くことを義務付ける法律を早急に整備するなど、駅無人化問題への対応を行うこと。

6. 空き屋対策について

- ・国において空き家対策を総合的に推進するため、市町村が行う空き家の除却や利活用などの対策に必要な財政支援を拡充、強化すること。

以上

要望書

2018年11月6日

日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩
同 国政委員長 かまの祥二
日本共産党奈良県会議員 山村さちほ
同 今井光子
同 宮本次郎
同 太田敦
同 小林てるよ
同 平群町会議員団

貴職におかれましては、国民の生活向上に尽力されていることに心から敬意を表します。奈良県民から寄せられている下記について要望します。

記

大規模な太陽光発電所設置について

自然エネルギーへの転換は推し進めなければならない課題であり、積極的な対応を望むところです。しかし、平群町では急斜面の山間地や住宅地と接近した場所に大規模な太陽光発電所の設置工事がすすめられ、工事途中で昨年来の度重なる豪雨や台風により、泥水が住宅地に大量に流出しました。また、農業用ため池に泥水や土砂が流入しています。雨が降るたびに心配が絶えません。自然を破壊し、災害を生み出し、住民の暮らしを脅かす太陽光発電では、意味がありません。

- ・太陽光発電設置開発には、近隣住民の暮らしを守り、自然環境を守るよう、法定に規制をされたい。
- ・稼働後も台風や土砂崩れでパネルが吹き飛んだり、崩れ落ちて近隣住民の生活や環境を破壊することのないよう、設置要件を策定されたい。

以上

台風 21 号による農業被害の復旧と支援、農家経営安定 に関する要望書

2018 年 11 月 6 日

日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩

同 国政委員長 かまの祥二

日本共産党奈良県会議員 山村さちほ

同 今井光子

同 宮本次郎

同 太田敦

同 小林てるよ

今年 9 月 4 日に近畿地方に上陸した台風 21 号は、各地に甚大な被害をもちました。特に今回の被害では、風速 30 メートルを超える暴風で農作物や農業用施設に被害が出ており、判明している限りでは奈良県内の被害額は 8 億 3300 万円（10 月 19 日時点）にのぼっています。

特に、収穫期を迎えた果実が大量に落果したナシ農家の被害は深刻です。県内の主産地である大淀町の大阿太高原では約 3 割が落果し、多い所では 5 割が落ちたとのことです。五條市や斑鳩町のナシ農家の被害と合わせて被害は 1 億円を超えると想定されています。また、今夏の異常な高温が原因と考えられるカメムシやハダニの大量発生で例年より多くの薬剤を使用せざるをえず、生産コストが増えただけに台風被害の影響は深刻です。

また、五條市のカキ産地では枝などが折れ、全体で 2～3 割の収穫減となる見込みです。

今回の台風被害の実情に鑑み、被災農家への支援を強めるとともに、農家が意欲をもって農業を続けることができるよう共済制度の改善・充実などが求められます。以上の趣旨から次の諸点を要望致します。

1. 奈良県では果樹共済にナシ農家の加入はなく、昨年はカキの果樹共済から大量の脱退者が出ています。共済未加入農家の被害状況の把握を県・市町村に徹底したうえで、独自の支援措置を講じられたい。
2. 農業用ビニールハウスなどの復旧・撤去を支援する経営体育成支援事業で、各県から国に報告された被災農家への支援をもらさず、速やかに執行されたい。
3. この度発動された経営体育成支援事業により支援対象となった農業用ハウスの再建・修繕が迅速に行われるよう資材調達、建設業者の確保に最優先で対応されたい。
4. 共済加入は農家自身の意向もありますが、掛け金の上昇など現状の共済制度の問題点もあり、発動された経営体育成支援事業でハウスなどを再建する支援について、共済加入・未加入で助成率に差を設けず、5/10 で統一するよう措置されたい。
5. 農産物の価格下落や不作、災害などで農家の収入が減った場合に補てんする制度として来年 1 月から始まる収入保険制度は、加入対象を販売農家の約 2 割にすぎない青色申告者に限ったうえ、補てん基準となる収入も過去 5 年間の平均の 9 割であることから、価格下落が続けば基準収入も底なしに下がります。同制度について以下の点を明らかにするとともに、要望を致します。

- ①収入保険制度に加入申請した販売農家は現時点で何戸か。それは販売農家数の何割か。また制度開始時点で何割まで到達する見込みか。
- ②さしあたって、加入対象者を青色申告者に限定するのをやめ、基準となる収入も生産コストと関連させるなど改善をされたい。
- ③奈良県では、果樹共済への加入も掛け金の負担増加でカキ農家の脱退が増えています。このままでは収入保険制度も果樹共済も加入者減で行き詰まりかねません。果樹共済に多くの生産者が加入できるよう共済組合への財政的支援を行われたい。

要望書

2018年11月6日
日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩
同 国政委員長 かまの祥二
日本共産党奈良県会議員 山村さちほ
同 今井光子
同 宮本次郎
同 太田敦
同 小林てるよ
同 王寺町会議員団

貴職におかれましては、真理と正義を希求し、国民の教育に尽力いただいていることに敬意を表します。奈良県民から寄せられている下記について、要望いたします。

記

1. 県立奈良高校の耐震化について

県立奈良高校の校舎や体育館など主要な建物の耐震強度が国の基準を大きく下回ったまま放置されていた問題で、奈良市は8月に避難所指定を解除し9月に県を行政指導するなど、異例の事態に至っています。奈良高校では、2010年に耐震化の計画が立てられて以降、順調に耐震化工事が進んでいましたが、2015年12月に「高校再編成」を理由に突如工事が中断され、その後放置されてきた経過があります。県教育委員会は、高校再編で閉校となる平城高校跡地に移転する2022年春をもって耐震化が完了するとしていましたが、県議会で厳しく追及され、奈良高校生徒らの安全確保を求める要望が保護者や関係者らから相次ぎ提出されています。

- ・県教育委員会が仮設校舎を建設し、2010年時の計画通り奈良高校を現地で建て替えるよう、文部科学省からも適切な支援を行われたい。

2. エアコン設置補助について

奈良県の小・中学校普通教室のエアコン設置率は、2017年4月時点で7.4%と全国平均から大きく遅れており、設置を求める声が強まっていました。荒井正吾奈良県知事は今年8月、来年夏までに小・中学校普通教室にエアコンを設置する市町村に財政支援したいと記者会見し、9月県議会では市町村負担分の4分の1を県が助成する補助金が補正予算化されました。国においても熱中症対策としてエアコン設置の補正予算822億円が閣議決定されました。これによりエアコン設置が大きく前進する見通しです

- ①「普通教室を最優先する」とされていますが、特別教室や体育館も対象とされたい。
(事務連絡「平成30年度第一次補正予算案への対応について」10/17付)
- ②市町村が負担する電気代への支援を行うこと。
- ③必要に応じて「ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特別交付金」の増額を行うこと。
- ④設置には、地元業者を優先して選定するよう指導されたい。
- ⑤期間中に設置できない場合、次年度への繰り越しを認めること。

3. 障害をもつ生徒の学習環境について

具体事例として、支援学級の生徒に対して、日常的に通級で授業がおこなわれている学校があります。今年度中学1年生は87名が入学、うち8名が支援学級の生徒です。河合町はすべての教科、支援学級の生徒も普通教室で行うやり方を取っています。そのため44人と、43人の2クラスで基本的には行われています。支援学級の先生の配置が、自閉、情緒障がい生徒8人に先生1人、病弱児は1対1、知的障害も1対1が基本です。これまでは自閉情緒は6対1でしたが今年から国基準通りに変更になっています。そのため実際

の授業は 44 人に教科の先生と支援学級の先生の 2 名が付くことが基本で、学校に 1 名配置されている支援員の先生は時々まわってくる形になります。また支援学級の担任の先生も教科を持っているためそのための時間も必要です。

これから育ち盛り、身長で約 20 センチ体重で 20 キロくらい増えていくときに、44 人での学びは相当無理が生じてきます。また今はいろいろ先生がカバーしながらやっていますが、研修など他の学校に出かけていくことが大変困難となっています。教室も 40 人が基本のためパソコン教室などには、パソコン 4 台を増やしましたが教室の構造上真ん中に柱があって先生から見えない席もあります。給食の配膳も廊下で行い取りに行くやり方です。

文科省はインクルーシブ教育と言っていますが「障害のある子どもが一般の教育制度から排除されず参加を保障される教育」であればそれを実現させる体制が大切です。北欧では 4, 5 人に一人の先生でどの子にも行き届いた教育が保障されています。基本の小人数学級が必要です。

・インクルーシブ教育の場合、40 人を超える実態が生じています。通常授業は支援学級の生徒を含めても 40 人以下学級になるようにされたい。

4. 義務教育学校の大規模化について

王寺町では校舎の老朽化と「子どもたちにいい教育を」を理由に 1 つの中学校と 2 つの小学校を統合・一体化し千人を超える小中一貫義務教育学校が進められており、現在、実施設計の段階となっています。

これらの小中学校は文科省がいう適正規模で運営されており、一体化によって過大規模校となる道理の無いものです。しかも今まで小中一貫の経過もなく、いきなり義務教育学校をすすめるというものです。

一体化の場所は今ある中学校の敷地です。一体化にするために、新たに小運動場 (100 坪トラック) を隣地の山を削り造る計画ですが、従来 3 校ある運動場が 1 つ半になる非常に狭いものになります。王寺町の義務教育学校が本当に子どもたちのためになるとは思われません。適正規模の学校を統合・一体化する義務教育学校は望ましくないと考えますが、次の点に見解を求めたいと思います。

①適正規模の学校を統合し 1,000 人を超えるマンモス校をつくることについての考え。

②34 クラス編成となるが狭い運動場 (大・小) と体育館大・小 (武道場) で週 3 時間の体育の授業の確保についての考え。

③より一層の教師の多忙化につながると思われるがそれをどう考えるのか。

④2013~2017 年にかけての各種大規模なアンケート調査によると 5, 6, 7 年生で問題が多いといわれている様だかこの点についての評価。

以上

エアコン設置補助についての要望書

2018年11月6日

日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩

同 国政委員長 かまの祥二

同 奈良県会議員団 団長 山村さちほ

同 地方議員団

奈良県の小・中学校普通教室のエアコン設置率は、2017年4月時点で7.4%と全国平均から大きく遅れており、設置を求める声が強まっていました。荒井正吾奈良県知事は今年8月、来年夏までに小・中学校普通教室にエアコンを設置する市町村に財政支援したいと記者会見し、9月県議会では市町村負担分の4分の1を県が助成する補助金が補正予算化されました。国においても熱中症対策としてエアコン設置の補正予算822億円が閣議決定されました。これによりエアコン設置が大きく前進する見通しです。下記について要望いたします。

記

- ①「普通教室を最優先する」とされていますが、特別教室や体育館も対象とされたい。
(事務連絡「平成30年度第一次補正予算案への対応について」10/17付)
- ②市町村が負担する電気代への支援を行うこと。
- ③必要に応じて「ブロック塀・冷暖房設備対応臨時特別交付金」の増額を行うこと。
- ④設置には、地元業者を優先して選定するよう指導されたい。
- ⑤期間中に設置できない場合、次年度への繰り越しを認めること。

以上

奈良公園の整備、平城宮跡の保存・活用、 京奈和自動車道・大和北道計画についての要望書

2018年11月6日

日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩
同 国政委員長 かまの祥二
日本共産党奈良県会議員 山村さちほ
同 今井光子
同 宮本次郎
同 太田敦
同 小林てるよ
同 地方議員団

貴職におかれましては、文化行政に尽力いただいていることに敬意を表します。下記について、要望いたします。

記

1. 名勝・奈良公園内の「裁判所官舎跡地」のホテル建設計画について

- ①文化庁は当該地の現状変更を許可する条件として、当該敷地について宿泊施設及び飲食施設を含め、所有者であるから奈良県が一体的に適切な管理を行うこととしているが、これは具体的にどのようなことか。さらに文化庁は、地元きちんと説明し理解を得ながら進めることを奈良県に伝えているとのことですが、住民の理解はいまだ得られていません。この点を、どう認識されているか。
- ②当該地のホテル計画について住民は、入り口の変更を強く求めている。ホテルの出入り口が1カ所しかないので、近隣住宅の玄関前に設置される計画に合意がとれていません。ところが、奈良県は入り口の変更は、文化庁の指導により名勝の価値を損ねるからできないと回答し、あくまで進めようとしている。そもそも、名勝の価値が損なわれる問題は、入り口だけのことではなく、ホテルの建設そのものにあるのではないか。また、入り口が適切に配置できないような施設は、建設自体に無理があり断念すべきではないのか。

2. 名勝・奈良公園内「吉城園周辺地域」におけるホテルなどの整備について

- ①吉城園周辺地域における整備は、文化財としての価値が高いといわれる副知事公舎が取り壊され、新しい建物が全体の67%にもぼる(建物の面積)。これは、名勝の価値、景観歴史的風土を一変させることになるのではないか。また、知事公舎については、学術調査は行われていない。調査が必要ではないか。

3. 特別史跡・平城宮跡の国営公園事業について

- ①「特別史跡平城宮跡保存整備基本計画推進計画」(2008年文化庁)では平城宮跡保存管理計画の策定が「今後の保存管理を行う上での急務」となっていますが、いまだ同計画は策定されていません。一方、平城宮跡の活用は大立山まつりなど史実や、特別史跡平城宮跡と何の関連もない事業が行われ、史跡指定地外ではあるが、賑わいのための「遣唐使船」設置など、テーマパークのような様相に県民からは疑問の声が出ています。本来は平城宮跡の調査・研究の成果に基づいた活用であるべきです。
同計画が現在まで策定されてない理由とこの間の経過を説明されたい。また、同計画がないまま行われている現在の管理と活用を文化庁としてどう認識しているのか示されたい。
- ②第35回世界遺産委員会(2011年)の決議は「全ての復元計画が許可される前に、詳細計画及び復元の基礎となる証拠を含む、奈良平城宮跡における廻廊の復元計画の妥当性の包括的な説明」を日本政府

に求め、2013年に日本政府が回答している。日本語の回答文を公開されたい。

4. 京奈和自動車道・大和北道路の建設について

- ①地下トンネルを掘ることで、平城京地下の埋蔵文化財の影響は避けられません。とりわけ、大安寺周辺や、佐紀地域など重要な歴史的遺産地域での影響をどう考え、対策を考えているのか。
- ②大和北道路の北側出入口は「世界遺産・古都奈良の文化財」のバッファゾーン内であり、風致・景観を損なう上に、平城宮北側に広がる松林苑跡を破壊する危険があります。南側のトンネル出入口は平城京の都城内に位置し、開削工法で都城の遺構などを広範囲に壊すこととなります。また、トンネルの掘削は木簡を保全する地下水脈を横断することから、水位の低下が懸念されます。平城宮・京跡における景観の保護、埋蔵文化財と地下水の保全のために文化庁としてどんな対策をとるのか明らかにされたい。
- ③大和北道路建設への文化財保護の観点から国が設置した文化財検討委員会では、その提言(2002年)で「(木簡)保全のメカニズムも明確になっていない」などとして、「地下水涵養のメカニズムを明らかにすることに努め、広域的・総合的な対策のとられることが望まれる」としています。
同提言を受け、文化庁としてこれまでどのような調査や検討、及び広域的・総合的な対策をとってきたのか明らかにされたい。

以上

要望書

2018年11月6日

日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩

同 国政委員長 かまの祥二

日本共産党奈良県会議員 山村さちほ

同 今井光子

同 宮本次郎

同 太田敦

同 小林てるよ

同 地方議員団

貴職におかれましては、国民の命と健康を守ることに尽力いただいていることに敬意を表します。下記について、要望いたします

記

1. 国民健康保険について

奈良県の国保料（H30）の実態は、40代夫婦、子ども2人で所得300万円なら53万5947円（奈良県12市平均）所得に占める割合は17.9%。40代母と子ども2人の派遣労働者の世帯年収200万円で保険料36万322円（12市平均）所得に占める割合18%と、負担の能力を超えています。

奈良県は、統一保険料水準を導入し、H36年度の一人当たり平均保険料は、3市村で30%以上の上昇、6町村で20~29%、10市町村で10~19%、11市町村で5~9%、2町で0~4%、いずれも上昇します。下がる自治体は7市町村と試算されています。

- ①高すぎる国保料を改善するために、国庫負担を大幅に増額すること。
- ②市町村の判断による一般会計からの法定外繰入を認めること。
- ③急激な収入減や恒常的生活困窮者向けの一部負担金申請減免制度（44条）保険料申請減免制度（77条）の活用を県、市町村に徹底すること。44条の外来適用へ、国の補助を行うこと。
- ④国保滞納者への差し押さえや「限度額認定証」の不交付等のペナルティを直ちにやめ、滞納者の生活や受給権を守るための援助を行うように、県市町村に指導をすること。

2. 地域別診療報酬について

全国一律の診療報酬が、県によって格差ができることは、法の下での平等（憲法14条）に反する危惧があります。そもそも、高齢者医療確保法では、都道府県が地域別診療報酬について意見を述べるができるが、その適用については、厚生労働大臣は、当該都道府県だけではなく全国の医療費適正化計画の実績の上によって判断されるものであると定めている。奈良県だけが、目標を達成できないからと言って適用するものではないと考えます。

・奈良県の地域別診療報酬導入について、日本医師会をはじめ医療関係者から反対の声が大きく上がっているが、どのようにお考えか。

3. 医療改悪について

75歳以上の窓口負担2割は中止をもとめる。

・すべての公的医療機関で無料定額診療事業を実施すること。無料定額診療制度の保険薬局での適用を実施すること。

4. 子どもの医療費助成制度について

「お金の心配なく、子どもを病院につれて行きたい」という保護者の願いは切実です。全国では、多くの

自治体では、子どもの医療費助成制度を使いやすくするために現物給付（窓口無料）にしています。しかし、現物給付については、国の交付金が減額されるため、実施していない自治体も残されています。

・子どもの医療費助成制度を国の制度として創設されたい。自治体が行っている子どもの医療費助成制度を窓口負担のない使いやすい制度にするため、国の交付金減額措置をなくされたい。

5. 生活保護について

10月から生活保護基準の引き下げが行われました。これは2013年から2015年の引き下げに続くものです。

「これまでの引き下げで食事や入浴、冠婚葬祭、社会生活など生活のすべてにわたり、節約してきた。これ以上何を節約しろというのか」と怒りがひろがっています

また、生活保護法では、7月1日から一時扶助において、冷房器具の購入が認められましたが、一部の人に限られており、修理費用については認められていません。また、生活保護費は暖房費の冬期加算はありますが、エアコンの電気代の夏期加算は認められていません。

①生活保護基準をもとにもどし、誰もが人間らしく暮らせる生活保護費に引き上げられたい。

②エアコンの購入及びエアコン修理代について、生活補保護基準の一時扶助として認められたい。夏期加算を実施されたい。

6. 年金について

①年金から介護保険料が差し引かれますが、通帳には差し引かれた金額しか記載されません。

・個人の財産である年金がいくら振り込まれたのか、そこから介護保険をいくら支払ったのかをきちんと記載するように改善されたい。

②奈良県の年金額は県の年間予算よりも大きな金額になっています。年金引き下げは地域経済を疲弊します。2018年奈良県新年度予算5066億5100万円、2017年奈良県の県民の年金受給額5606億974万円です。

・年金生活者の暮らしを脅かし将来の大きな不安につながる引き下げは中止されたい。

以上

旧奈良監獄の保存・活用事業についての要望書

2018年11月6日

日本共産党奈良県委員会 委員長 細野歩

同 国政委員長 かまの祥二

日本共産党奈良県会議員団 団長 山村さちほ

同 地方議員団

貴職におかれましては、国民の生活を守ることに尽力いただいていることに敬意を表します。下記について、要望いたします。

記

1. 史料館に保存・公開する史料について、同刑務所が一般の受刑者とあわせ、平和と国民主権、生活擁護を主張した多くの先人が収監された刑務所であったことを明確にし、先人の収監時の刑務所での生活の実態とそれぞれの先人の関係資料（史料）等を保存・展示するコーナーを設置し、来訪者に対して積極的に案内を行う措置をとること。また、旧奈良監獄の保存に尽力した「宝に思う会」等関係者の意向を丁寧にくみとり、史料の保存や運営に生かすこと。
2. 旧奈良監獄の保存・活用事業について、地元の地域住民に最大限の配慮をすること。地域のまちづくりや活性化、地域振興にむすびつくよう、地元住民や関係者と十分に協議しながらすすめること。

以上

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年 5月 8日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2018年4月 (NO. 103) (170600枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (156200枚)、ポスティング・駅頭配布等 (14400枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会の提案、議論、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	5人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・2月定例県議会における日本共産党議員の本会議、委員会などでの発言、質問、提案を紹介。代表質問、一般質問、予算組み替え提案、討論、予算委員会の質疑などで取り上げた県政上の諸課題についての提案、考えを示し、意見を求める。 ・国保県単位化や県立高校再編成問題、大和北道路建設など県民生活に深くかかわる諸問題での質疑、提案を示し、県民に意見等を聞く ・この間、王寺町と奈良市で、共産党県議団が、県議5人揃っての県政報告会をおこない、かつ、今後も引きつづき県下各地で実施を予定しているが、既開催の報告会の様子を知らせた。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	92782円	2.75円×156200枚×1.08×1/5	8
	印刷代	関西共同印刷所	69552円	322000円 (170600枚) ×1.08×1/5	16
	合計 162334円 (100%充当)				
備考	会派を構成する5人の議員が分担する (1/5) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2018年4月号 (No. 103)				

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年 6 月 8 日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2018年5月号) 36400 枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (33400 枚) とポスティング、街頭配布等 (3000 枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会における今井光子県議の政務調査活動結果と今井県議の県民要求にもとづく調査及び諸活動を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2月県議会を中心におこなった政務調査活動と提案を資料とともに知らせ、意見を聞く ・ 代表質問でとりあげた防災拠点施設設置、県内地域経済に重大な影響を与える年金引き下げをやめるよう政府に求めることなどを詳しく紹介し、県民的議論を呼びかけた。また、新年度の県予算では、実現した県民要求を紹介、共産党県議団がおこなった予算組み替え提案を紹介し、議論を呼びかけた ・ 代表質問、委員会でもとりあげた県民諸課題についての議会内での議論を紹介・報告し、政策提起・提案。意見を求めた。 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	176040 円	163000 円 (36400 枚) × 1.08 (消費税)	21
	新聞折込	奈良産経企画	99198 円	@2.75 円 × 33400 枚 × 1.08 (消費税)	20
	※合計 275238 円 (100%充当)				
備考	添付資料：「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2018年5月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより

みっちゃんの宅配便

今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県会議員団
 奈良市登大路町30奈良県議会内 TEL0745(27)5291
 今井光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax0745(55)8725

メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp



県民の暮らし応援、地域経済活性化に本気で取り組む奈良県に

自衛隊駐屯地を待つのではなく 防災拠点施設整備を早急に

知事 賛成しますと答弁

今井光子県議
が
代表質問

奈良県は全国唯一、陸上自衛隊駐屯地がないため誘致を進めてきました。知事は、それが決まってから防災拠点施設を作るといってききましたが、南海トラフの危険が高まっている中で、消防学校の建て替えを含む防災拠点施設の建設を優先すべきと質問しました。



代表質問に立つ今井光子議員

知事は賛成しますと答弁、紀伊半島の中心にあたる五條に拠点施設を作る方向で土地のめどができ、早急に進めると約束しました。

日本共産党県会議員団が

17億円の予算組み替え提案

△△を省けば願いが実現できます

日本共産党県議団は県民要望実現のため総額予算組み替え提案を行いました。

残念ながら組換え案は否決されましたが、△△を省けば要求実現が可能であることが証明されました。

女性議員

先日、女性議員を増やす会に参加しました。奈良県は39自治体中女性議員がいない自治体が18もあり、女性が4割以上のノルウェーでは18歳から議員になることができ政治の関心も高く、選挙前には高校で各党代表を招いて討論会。そのうえで模擬投票が行われ本選前にマスコミがその結果を報じます。★日本の女性議員比率は1割

世界でも日本の男女平等は賃金格差が開いているなど後進国★今回財務省高官の女性記者へのセクハラ問題がありました。その行為も後の対応も恥ずかしい限りです。大きな変化は女性自身が声を上げたこと★日本共産党は党の綱領に男女平等を掲げ、女性議員は3割を超えています。奈良県女性地方議員第一党です。人権が大切にされる社会は「戦争でける国」にストンプをかける社会です。

- ◆見直しを求めた主な事業◆
- 国際芸術家村構想…7億2400万円(新年度分、(事業総額は99億円)
 - 大企業向け企業立地補助金…9億円
 - 大立山まつり…8000万円
 - 東京・ときのもりや奈良・NAFIC等富裕層向けレストラン関連…4700万円
 - 京奈和自動車道大和北道路…19億円
 - 奈良公園への高級ホテル関連…2億6000万円

- ◆実施を提案した主な事業◆
- 子どもの医療費窓口負担なし(完全無料化)実施…5億7千万円
 - 大学生むけ給付型奨学金…1億2千万円
 - 後期高齢者医療費助成…3億円
 - 介護保険利用者負担軽減…2億円
 - 学校給食費助成…1億円
 - 住宅リフォーム助成…9000万円

力あわせ実現しました

- 子どもの医療費窓口無料化就学前まで月500円(一部負担金は残ります)が実現 来年8月から
- 子ども食堂支援 300万から600万に予算増
- すべての県立高校普通教室に空調設備が実現

年金削減は中止を！ 地域経済に多大な影響

県予算より大きい県内年金支給総額
 5066億5100万円 < 5606億0974万円

3月議会は新年度予算の議会でした。県の一般会計は15年ぶりに5千億円を超え、5066億5100万円が上程されました。また奈良県内の年金受給者に支給されている年金総額は、5606億円余(H29年3月)で、県予算を上回っていることが分かりました。年金が、地域経済に多大な影響を与えていることが容易にわかります。安倍政権がすすめる年金削減をしないよう、強く求めるべきです。



共産党県議団は奈良県年金者組合の役員の方々と懇談。年金削減反対、高齢者も安心して暮らせるまちづくりなどの課題で意見交換をしました。

国保県単位化、統一保険料は値上げにつながる

黒字なのになぜ保険料を上げるのか

国保は払いたくても払えないことが、一番の問題です。加入者が増え、かつては農林水産業が4割、自営業が3割。今は年金、無職が4割、非正規雇用者が4割。平均所得も270万円をピークに140万円になっています。20万世帯が加入、うち2万世帯が滞滞。奈良県で窓口留め置き、居所不明で保険証が壊っていない世帯が4980世帯、約8000人もあります。保険証がなくて、病院にいけなかったため治療の遅れで亡くなったケースも出ています。

憲法25条にもとづく制度。加入者の貧困化への国の補助削減が問題です。県単位化で規模を大きくして解決できるものではありません。

今井 市町村国保から県単位化になれば、統一保険料になる36年までに10%上がる自治体が19。現在市町村の独自努力で保険料抑制のため一般会計からの繰り入れが行われていますが、県はそれを認めない方向。全国で統一化を進めるのは福島、滋賀、大阪、広島、奈良だけ。払える保険料にすべき。減免制度は従来通り実施するべきです。

知事 国保の県単位化で県民負担の増加抑制を旨として地域医療提供水準の均てん化を図り保険料統一化を段階的に進めたい。県としては市町村と減免制度についてよく協議していきたい。扱いが変わないように要請したい。



働き方残業時間を正しく把握すべき 53時間15分の差

奈良県で最大職場の県庁の働き方は県内職場に多大な影響を与えます。県庁の電気がいつまでも消えない為、長時間労働削減をしっかりとこない過労死を産まないよう、議会のたびに毎回取り上げてきました。残念ながら昨年自殺者が出てしまい、そのタイムカードを分析して調査しました。

2017年1月分出勤簿

	1月分		2016年4月～17年1月
	出勤日数	残業日数	
本人	21日	20日	不明
		在庁時間	
		95時間30分	
県	19日	9日	372時間54分
		手当時間	
		42時間15分	

今井 タイムカードの打刻時間と残業代を払っている時間に53時間15分の差が生じているのはなぜか、正しく残業時間を把握して働いた分は支払うべき。

知事 差があるのは庁舎を出る直前に記録している職員が多い。在庁時間は食事休憩などのほかプライベートな幼児や自己都合での傾きとも考えられ、すべてが勤務時間とは言えない。県庁でサンプル調査したところ44分の差があった。29年度の状況を再度調査させている。

今井 労働時間の適正な把握のために使用者が購すべきガイドラインでは、休息や自主的な研修教育訓練学習等と報告されていても使用者の指示により業務の従事しているなど使用者の指揮命令下においていたと思われる時間については労働時間として扱わなければならない。きちんと精査してほしい。

大和川流域総合治水対策

今井 昨年10月22、23日にかけての大雨で大和川の本流があるれ過去最高の水位を観測。遊水地1万mを作るのに5から7年かかる。すでに大和平野では水田の消滅だけで1.9万mの治水機能がなくなっている。ためる対策を早急に進めたい。水田ダムも有効。現在3千mを超える

開発に貯水池が義務付けられているが抜け穴があり実行されていないことがある。10月から基準が1万m以上になる。きちんと取り組むべき。

知事 保水力低下を防止のため基準を強化。水田貯留も11市町に広がっている。さらに働きかけていきたい。



年金引き下げの中止を

奈良県では65歳以上の8割が年金を主に暮らしています【前の面に関連記事】。

今井 削減は厚生年金の老齢年金では2012年3月末から17年までに3・3万人受給者数が増加したのに総支給額は85億円も削減されている。マクロ経済スライド制が始まり今後30年間引き下げが続く。年金削減は経済にも大きな影響を産む。国に削減中止を求めるべき。

奈良県独自の奨学金の創設を

今井 学生の2人に一人が奨学金を受けていて返さなくても返せない中で自己破産が全国で1万件。県として範囲を広げ返済不要の奨学金を新設するべきではないか。

地域振興部長 県では医師看護師、文化芸術分野の人材確保のために奨学金を創設しているが今後産業界とも連携し奈良県でどのような人材が必要かを考えて検討を進めたい。

都市公園問題について



今井 王寺町では駅前の公園を半分にしてホテルの誘致を進める計画。ホテル誘致は県から王寺町に要請したのか、都市公園の一部を廃止することは都市公園法に規定する公益上特別な必要がある場合に該当しないと考えるがどうか。

まちづくり推進局長 県が要請したものではない、王寺町都市計画審議会は新たに変わる公園を作ることで容認された。

今井 都市計画審議会に出された子供の意見を紹介して、聞き入れるよう求めました。絶対ホテルを作らないでください。僕は友達とよく公園で遊んでいますボールを当てちゃっても僕はお金なんか払いません。土下座でもするから僕は絶対反対です！

県庁を橿原市周辺に移転させる決議 可決

【注】 県民的議論もなく、莫大な費用がかかるため反対

職員は3分の2が北部に居住、庁舎も平成8年には新庁舎ができ、平成9から11年に本庁舎の耐震工事済み。

日本共産党は、県庁は他県でも利便性の高いところにおかれていて、移転は緊急を要するものではなく、多額のお金もかかるもので、県民的議論が欠かされません。議会の決議で決めるようなことではないと反対しました。

5人の県議そろっての県政報告会 開催中

王寺、奈良で開催、引き続き大和高田などでも



共産党議員団は5人の議員が揃って県政報告会として地域の要求を聞く「県政報告会」を開催中です。すでに王寺町と奈良市で開催。荒井知事がすすめる金堂長、千代田知事の待望と県議、県民の暮らしに背を向け、大規模な移転はかりすすめる県政の事態を詳しく報告しました。

今井議員の政策や論議、議会質問にご意見、ご要望をお寄せください

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

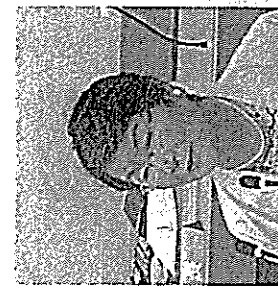
年月日	2018年 8月 9日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2018年8月 (NO. 104) (172300 枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	新聞折込 (156200 枚)、ポスティング・駅頭配布等 (16100 枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の提案、議論、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	5人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月定例県議会で最大の論点となった県立高校再編成計画の問題を整理。関係者がおこなった議会請願の議論、計画そのものの議論を紹介し、共産党議員団がおこなった論戦を詳しく知らせた ・相次いでおこった自然災害から学び、県政に活かす提案、被災者救援・復興をめざす支援の取り組みを紹介した ・国保の県単位化で国保料があがることにたいして法定減免の制度をしっかりと活用することの提案、知事がうちだした地域別診療報酬制度によって奈良県の医療がどうなるかを示し、見直し等を求める論戦を紹介した 他 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	新聞折込代	奈良産経企画	92782 円	2.75 円×156200 枚× 1.08×1/5	40
	印刷代	関西共同印刷所	72360 円	335000 円 (172300 枚) ×1.08×1/5	46
		合計 165142 円 (100%充当)			
備考	会派を構成する5人の議員が分担する (1/5) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2018年8月号 (No. 104)				

注 発行した広報紙を添付してください。

国民健康保険はこの4月から、市町村の運営から県の運営に移ります。県はこれまで市町村が保険抑制のために行っていた「要介護1からの繰り入れ」の解消を最優先としており、県が保険料の減額を最優先する2024年には別の負担増と一体的な保険料減額が必要と見られます。

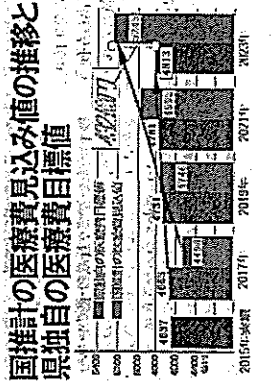
小林照代議員は厚生委員会と急激な保険料と負担増を軽減し、国民健康保険料の導入の遅やかなる置と、上り幅の大きい市町村への負担増の軽減を求めました。

同時に、これまで市町村が実施してきた一部負担金減免制度（国保法



**防犯特別委員会委員長報告
小林 照代議員**

写真は、6月定例県議会最終日、本会議場で防犯県土強靱化対策特別委員長報告をおこなう小林照代議員。



**医療環境を招く「地域別診療報酬」は撤回を
今井光子議員が一歩質問**

**経済労働委員会委員長報告
今井 光子議員**

写真は6月県議会最終日、本会議場で経済労働委員会委員長報告をおこなう今井光子議員。

**国民健康保険の減免制度を
小林照代議員が委員会質問**

第42号 かながら県政審議院制度

県が策定した「第8期医療費適正化計画」では、6年後の医療費目標を国見込みより約4.8%の幅で低くい4.8%の幅(上ラテラ参照)としました。

幸井知事は、この目標を達成できない医療機関の診療報酬を引き上げる「地域別診療報酬」を導入するとし、国が社会保険制度改革推進会議で報告しました。

今井光子議員は一歩質問で「地域別診療報酬」について国の会議

**「空き家対策の充実を求める意見書」
全会一致で採択**

大田敦議員は「空き家対策の充実を求める意見書」の提案趣旨を説明し、全会一致で採択されました。

2015年に特別措置法が全面施行されましたが、行政代執行等が可能な空き家は、市町村が「特定空き家等」と認められたものに限られ、財政上の措置も不十分であることが課題となっています。

意見書は国による財政支援の強化等を求める内容となっています。

●6月定例県議会最終日の本会議では日本共産党県会議員団の5人の県議員が登壇し、討論(山村、倉本議員)、意見書採択(大田議員)、委員長報告(今井、小林議員)をおこないました。この面の写真はその時のものです。

**意見書提案
大田 敦議員**

国保費が多くなるにつれて対策「災害・失業・倒産」などに限らずるのではなく、「低所得世帯、子どもの多い世帯、ひとり親世帯、障害児(者)のいる世帯」などにも及ぶよう求めました。

知事は政府から称賛されたが、県内外の医療機関からは「医療は全国一律の基準で提供すべき(日本医師会)」など反対の声が上がっていると報じました。

幸井知事は「医療適正化計画に定める医療費目標を達成することが肝心」と発言しましたが、今井議員は「県立の病院でも診療報酬を削減されたら60億円がなくなる。医療機器の更新も、医師・看護士確保も困難になり、県民の医療は守れない」と撤回を求めました。

今井議員はこのほか、教職員の改善についても取り上げ「まず労働把握のためにも出勤システムを導入すべき」と伺いました。市教育長は「授業中も勤務時間を抱しながら業務改善をする業務研究を行う」と答弁しました。



**県議定数削減に反対
山村 幸穂議員**

写真は6月県議会最終日、本会議場で県議定数削減提案に対する反対討論に立つ山村幸穂議員。

**県議定数44→43 定数減は県民と県政のパイプ細める
生駒郡区で▲1 議員報酬と政務活動費削減 定数増で県議の格差是正はできる 共産党は提案**

議会議決最終日に、生駒郡選挙区の定数を削減する議案が提案されました。山村幸穂議員が討論に立ち「定数減は県民と県政のパイプを細める。生駒郡(定数3)に並ぶ人口となった香芝市(定数2)の定数を1増やして人口減が著しい吉野郡(定数2)との1票の格差を解消するべきで、そのための財源は議員

報酬・政務活動費の削減で実現できる」と提案し、定数削減に反対しました。

引き続き、第1党が議席を独占することにながら1~2人区の解消など、県民の声を反映する民主的で公正な選挙制度の実現を求めて参ります。

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年9月3日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより2018年8月号(37400枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込(33400枚)とポスティング、街頭配布等(4000枚)				
発行目的	6月定例奈良県議会の報告と今井光子県議の県民要求にもとづく活動、政務調査を広報する				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・6月定例奈良県議会で議論された県立高校再編成計画、小中学校普通教室へのエアコン設置問題での論戦を資料とともに示し、県民の間での議論を呼びかけた ・6月定例奈良県議会でおこなった今井議員の一般質問の質疑を紹介し、それぞれのテーマごとの問題点や課題を示し、議論を呼びかけた 奈良県第3期医療費適正化計画、主要農産物種子法の廃止が県民生活にどうかかわるか、教職員や県庁職員の働き方、低所得者の住宅問題の課題を指摘し、問題を提起した				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	177120円	164000円(37400枚)×1.08(消費税)	50
	新聞折込代	奈良産経企画	99198円	@2.75円×33400枚+消費税7348円	54
		※合計 276318円(100%充当)			
備考	添付資料:「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより2018年8月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより みっちゃんの宅配便 今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会内 Tel 0742 (27) 5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax 0745 (55) -8725



メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp

けた外れに低い奈良の小中学校 普通教室クーラー設置

地球温暖化の影響でしょうか、最近の暑さはかつての状況と様変わりです。先日、愛知県の小学校で校外授業からもどった1年生の児童が熱中症で死亡する大変痛ましい事故がおきました。この酷暑から子どもたちの命、健康、安全を守る取組は、まったなしです。

小中学校の普通教室へのエアコン設置率を見ると奈良県の遅れ(右表参照)は際だっています。東京都は都が補助して、3年計画で100%設置しています。代表質問で知事は、市町村が財源を確保してやることと述べて、県独自の支援には触れず、逆に、遅れているところを支援(阿代わり)するのは公平じゃないと答弁。「頑張る市町村を応援する」と県がすすめる奈良モデル事業を誇りましたが、エアコン設置は、市町村任せでなく県の支援が必要です。

【北葛城郡各町の小中学校教室へのエアコン設置進捗状況】

広陵町 全小中学校で設置済み 上牧町 今年度設置予定 王寺町 早急に設置をめざす
河合町 第2小中学校は来年設置、後は続けて設置したい(7月27日、今井議員の要望に答えて)

近畿府県の 小中学校普通教室エアコン設置率			
	2014年度	2017年度	伸び
滋賀県	50.3	82.8	32.5
京都府	68.1	84.0	15.9
大阪府	48.0	77.3	29.3
兵庫県	36.4	58.8	22.4
奈良県	6.1	7.4	1.3
和歌山県	20.0	44.5	24.5
全国平均	32.8	49.6	16.8

*2017年4月1日現在・文科省調査

これでいいの奈良県高校再編計画

6月県議会では県立高校再編計画が上程されました。校名を出して発表されたのが6月8日、採決が7月3日と短時間の中で、2万6000人再編の見直しを求める署名が上程されました。宮本次郎県会議員の代表質問に満員の傍聴席から鳴りやまぬ拍手。私も、初めての経験でした。

新設校といえども20年もたてば伝統もあり、それを切り捨てるやり方は間違っています。もともと高校が少ない奈良県。県は少子化対応だと強調しますが、学級削減で対応できるはず。

9月議会には関係条例が出てきます。見直しを求めて奮闘する決意です。

県民世論の高まりをうけ、会派ごとに議員の態度が分かれました

た。右下表のように、請願への態度、計画への態度が会派の中で違ったり、請願と計画で態度に変化があるなど。請願に賛成し、計画に反対し、住民の立場で会派として対応したのは日本共産党だけでした。

議会の終盤には教育長の答弁が①来年の平城高校入学生は平城
高生として卒業、②平城高校メモリアルは奈良高校
(現平城高校地)に残す、
③校名は再考する余地あり、
と変化。世論の高まりの反映です。

請願、計画への態度

- 拙速な採決をさせて十分な説明を求めた請願は賛成13、反対29で不採択となりました。
*県民の願いに応えて請願採択に賛成した議員
【自民党奈良】小泉
【日本共産党】山村、今井、宮本、小林、太田
【公明党】岡、大園、山中
【国民民主党】田原、森山、猪俣
【無所属】川田

- 県立高校適正化実施計画は賛成27、反対10、
退席5で可決しました。
*県民の願いに答えて反対した議員
【日本共産党】山村、今井、宮本、小林、太田
【維新の会】中川、佐藤
【自民党奈良】小泉
【国民民主党】猪俣
【無所属】川田
*退席
【国民民主党】田原、森山
【公明党】岡、大園、山中 (敬称略)

県立高校適正化実施計画の主な内容

高等学校教育の質向上	高等学校教育の再編成
<ul style="list-style-type: none"> ●登美ヶ丘校地に「国際高等学校」を設置 世界に伍して活躍する人材を育成。国際バカロレア認定をめざす ●西の京校地に「県立大学附属高等学校」を設置 地域づくりに貢献できる優れた人材を育成。県立大学との高度な連携 ●高田校地に「芸術高等学校」を設置 本県の芸術文化をリードする人材を育成 ●奈良情報商業校地に「商業高等学校」を設置 ビジネスに特化した人材を育成 ●情報教育を推進 宇陀高等学校(※1)、奈良南高等学校(※2)で「小中学校のプログラミング教育」と連携した情報教育を展開 	<ul style="list-style-type: none"> ●平城高校・登美ヶ丘高等学校・西の京高校を「国際高等学校」(県立大学附属高等学校)に再編 *奈良市内の普通科3校を2校に再編(▲1校) *平城校地には奈良高校が移る ●大淀高校・吉野高校を統合し、「奈良南高等学校」(※2)を設置 *大淀校地の道徳校を統合(▲1校) ●大宇陀高校・播磨昇陽高校を統合し、「宇陀高等学校」(※1)を設置 *宇陀市の道徳校を統合(▲1校) ●奈良朱雀高校を「奈良商工高等学校」に校名変更 ●高内高校を「芸術高等学校」に校名変更 ●奈良情報商業高校を「商業高等学校」に校名変更 ●五條高校定時制課程を廃止(▲1校)

▲縄文時代の遺跡には災害の跡がないという記事を見ました。災害を予測して土嚢や、家の柱など安全なところに移転させたのではないかとこのこと。弥生時代になって稲作が始まりそこに住むようになってから(一定の場所に定住する)災害の痕跡が見つかっているそうです。▲西日本大水害では真備町のお父さんがこれまでに3回まで水が来たことがないから大丈夫と、避難命令が出ても動こうとせず息子さんの説得で、やっと逃げるときは水が胸にまで来ていました。人間が予期しない事態に直面したとき、「ありえない」「大丈夫だろ」と思い、避難が遅れたり「茫然」としたり。「正統性ハイパス」と言われますが、いざいざと何をしたらよいのかを見極める判断力を日頃から身に付けるには「訓練」が一番だそうです。▲先日国への予算要望説明会があり、私は「県の自衛隊の駐屯地誘致の懸念の内容はすべて災害対策を期待するものです。かつてないといわれる雨量が毎年のように降る中で、真剣に災害救援隊が必要になっていきます。島国の日本ですら木材の8割が輸入。国産材を使って森林を守り国土を守るべきです」と発言しました。▲9月2日森林シンポジウムを開催。1参加予定です。



6月定例奈良県議会では一般質問にたちました。

核兵器禁止条約を批准するよう 日本政府に求めてほしい

国連で核兵器禁止条約が採択されて1年。県下の自治体でも、日本政府が条約を批准し、参加するよう求める意見書が三郷町、広陵町、王寺町、平群町、川西町、橿原市、上牧町、斑鳩町、大淀町、香芝市、山添村の2市8町1村(2018年7月現在)で採択され、拡がっています。

一般質問では、日本が再び戦争をするようなことがなく、平和であり続けるために、核兵器禁止条約を早く批准し、参加するよう日本政府に求めてほしいと荒井知事にも求めました。

奈良県第3期医療費適正化計画 について

医療費適正化計画は国が医療費を削減する目的で都道府県に計画を作ることを義務付けています。奈良県の医療費は第1期、第2期とも国より低い実績でしたが第3期の6年後の医療費目標を、国より更に4.32億円も減らした4813億円と定め、これが達成できないときは「地域別診療報酬」を導入し奈良県だけ、1点10円をそれ以下に引き下げると提案しています。荒井知事が国の社会保障制度改革推進会議で発言。国のほうからは賛成された一方、県内の医師会など4医療関係者からは大反対の声が上がっています。

医療費削減の背景には、保険料や窓口の負担が増え、病人でも患者にならない実態があることが問題です。

今井議員は「診療報酬が1割削減されれば、県立の病院でも60億円が減ることになり、医療機器の更新も、医師や看護師を雇うのが困難になれば県民の医療は守れない。医療は地域で分け隔てするのではなく全国一律で実施すべき」と撤回を求めました。



一般質問
2018年6月26日
今井 光子議員

は安定している、②民間ノウハウも活用して、品種開発を強力に進める必要がある、などを理由に、この法律を廃止しました。

今後、主要農作物の種子生産に関して都道府県への義務づけが無くなることで、稲・麦・大豆の優良な種子の安定的な供給が果たせなくなるのが懸念されています。

全国では現在、埼玉県、兵庫県、新潟県で優良な種子の生産・普及を推進するため、種子法に代わる条例が制定されました。そこで、奈良県でも主要農作物種子法の目的に沿った条例を制定すべきと考えますがいかがでしょうか。

農林部長答弁 重要であると認識。県では法令や条例の有無にかかわらず、今後とも県農業研究開発センターで原原種の生産をおこないますとともに、従来通り、県農協や生産農家と共同で、生産体制を維持することとしております。農作物の種子の安定供給につきましてはまったく不安がないものと考えております。

教員の働き方改革

教員の働き方では教員の実態は朝8時から夜8時まで休憩なしの12時間労働が蔓延、まず実態把握のためにも出退勤システム導入をするべきとの質問に教育長は香芝で実態導入を行い検討していきたいと答弁しました。

低所得者も安心して住める住宅を

今井 低家賃住宅が少なく、高い家賃が生活を圧迫しています。国が新たなセーフティネット制度をスタートさせました。

これは高齢者、低所得者、子育て世帯、障害者、被災者など「住宅確保要配慮者」の「入居を拒まない住宅」として民間の賃貸住宅や空き家を登録してもらい、国や自治体が家主に様々な補助を行う制度です。例えば、住宅改修費として最大200万円、低所得者が入居した場合は月4万円を補助し、入居者が負担する家賃を減額するなどの補助制度があります。しかし実数が進んでいません。もっと活用すべきです。

まちづくり推進局長答弁 今年度は住宅セーフティネットにかかわります取り組みをすすめるため、県内の民間賃貸住宅の構造設備などの実態を把握するための調査をおこないます。さらに、奈良県居住支援協議会を活用して、県と市町村の住宅部局および福祉部局、不動産団体などと連携を図っており、制度の周知や居住支援法人の取り組みを紹介するなど住宅確保要配慮者のための住まいの確保にむけた取り組みをすすめております。

県営住宅募集時には高齢者世帯やひとり親世帯などを対象に、一般の募集とは別に枠を設け、優先入居できる制度を設けています。

どんづる峯の地下壕遺跡の保存を

今井 香芝市にある戦時中の軍事施設・どんづる峯地下壕跡を見学させていたいたが、今、保存しないと遺跡を後世に残せないとの思いを強くした。平和を守るために戦争遺跡の保存に、県として必要な支援をおこなうべきです。

教育長答弁 民有地が多く、境界明示などの調査に多額の費用を要する上に、地盤が脆弱で保存活用技術的な課題がある。今後、地元自治体とよく相談していきたい。

今井議員の政策や論議、議会質問にご意見、要望をお寄せください

6月定例県議会報告

主要農産物種子法廃止後の取り組み 組み・・・県条例で、奈良の優良な種子を守ろう!

今井 主要農作物種子法は、昭和27年に、戦後の食糧難を背景に、国・県が、稲・麦・大豆の優良な種子の生産・普及を進める必要があると制定。都道府県には、地域に合った優良な品種を決めるための試験や生産するための種子生産ほ場の指定などを義務づけていました。

農業者は、この法律で、稲・麦・大豆の優良な種子を安定的に利用することができましたが、国は、今年度から①技術水準の向上で、種子の品質

いっしょに学び語りませんか

奈良の森林林業 山村活性化シンポジウム

森林が元気になれば奈良県も元気にになります

とき 9月2日(日) 午後1時半開場、2時開会
ところ 橿原市複合施設+ミグランス4階

【第一部 報告】
 提言 吉野林業を考える会 谷 新兵衛さん
 報告 田村真昭奈良県議員秘書 古山 謙さん
 報告 奈良県農林部長 馬場純治さん

【第二部 答復と各社からの報告】

*【会場案内】
ミグランスは近鉄大和八木駅前口、南側へ徒歩3分です。

主催/日本共産党奈良県議会議員団・吉野林業を考える会

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年12月10日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子県議会だより 2018年11月号 (35450枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (32450枚) とポスティング、街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の報告と今井光子県議の県民要求にもとづく活動、政務調査活動を広報し、意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例奈良県議会の予算審査特別委員会に入り、提案された補正予算に限らず、県政全般にわたる課題を数多くとりあげた。その質疑を丁寧にし、県民の間での議論を呼びかけた ・すでにある要綱を無視して、県民的議論をさけて拙速に提案された県立高校再編成計画の「異常」、過大な医療費削減目標を設定し、実現できなかった場合に地域別診療報酬を導入するとする、外の都道府県にはない「際立つ奈良県政の異常」について究明。議論を呼びかけた 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	174960円	162000円 (35450枚) × 1.08 (消費税)	98
	新聞折込代	奈良産経企画	96377円	89238円 (32450枚) × 1.08 (消費税)	94
	※合計 271337円 (100%充当)				
備考	添付資料: 「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2018年11月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより
みっちゃんの宅配便
今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県議会議員
奈良市登大路町30奈良県議院内 Tel.0742(27)5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax0745(55)8725



メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp

9月議会補正予算に賛成

やっと教室のクーラー設置に補助金が付きました
通学路・学校の危険なブロック塀撤去へ
全国ワースト1位 高齢者運転免許講習更新期間 短縮へ

奈良県の小中学校のクーラー設置率7.4%とけた外れに低いことが大問題でしたが9月議会では9億円の予算が付きまして。県が市町村のクーラー設置を応援するものです。

これによって国の対策と、県の費用をつかえが自治体の負担は軽くなり、自治体には貸付も可能です。この予算を利用すると来年の夏にはほぼ98%実現の見込みです。

北葛城郡では王寺町と河合町が未設置ですが実現に向けて力を合わせて頑張ります。

ブロック塀撤去は大阪北部地震によって小学4年の児童がなくなり、6月議会で緊急に一般質問しましたが補正が組まれてすでに県立高校や警察施設の危険なブロック塀が改善されました。

高齢運転者の免許更新講習は待ち時間が「平均8か月」で全国ワースト1位でしたが、今回は免許センター（新ノロ）の2輪車のスペースを高齢者向けに改修する予算が出され、待ち時間が短縮される見通しです。

県議会予算員会で論戦



今井光子議員

際立つ奈良県政の異常

県議会での論戦を通じて、奈良県政の異常が際立っています。

県立高校統廃合 要綱無視して内部で検討

前回再編の時は、県立高校将来構想審議会要綱、高校再編計画審議会を設け要綱を作りましたが今回は内部で検討し直前の発表でした。要綱は廃止されていないため、奈良県のルールとして生きたものです。

今井 前回の高校再編では県立高校再編検討委員会を設置して要綱を作ったのに今回はなぜ審議会、検討会を設置しなかったのか

教育長 認識がなかった。県南部、東部などの学校定員割れを含めて内部で検討すべきと考えた

今井 私学は1校当たり平均で19クラス、県立は20クラス、クラス減らして私学並みにすれば高校削減しなくてもいいのではないかと

県立高校を33校から30校に減らす計画は公表されたのが6月8日、

県立高校再編成関連議案の態度

	採決結果	今井(共)	松(自派)	清水(維)
議第81号県立高校計画案改正案	032×11 可決	×	○	○
議第89号県立高校実施計画変更案	037×6 可決	○	○	○
議第8号平成高校存続を求める請願	011×31 不採択	○	×	×
議第9号奈良高校設置化を求める請願	014×28 不採択	○	×	×

○は賛成、×は反対

6月議会で承認されたのが7月9日でした。9月議会では高校計画条例改正案に日本共産党は反対しましたが賛成多数で可決しました。

計画条例変更は 芸術高校を高円芸術高校に校名を変更、再編対象の学校の場合、入学した学校名で卒業まで行くとしたため賛成しました。

奈良県の医療費削減目標は大阪府の10倍
社会保障削減の全国のトップランナー

知事への総括質問で、地域別医療報酬は取り消すようにと求めました。奈良県の第3次医療費適正化計画では2023年の医療費目標が4318億円になっていますが、県計画に示されていた国の数値は適正化後の計画とされているため、このままでも推移した時にいくらになるのかが不明でした。

県が出してきた数値では、2023年の奈良県の医療費は、

- 1、このままいった場合国の数値 5296億円
- 2、適正化計画後の国の数値 5245億円
- 3、奈良県の医療費目標 4813億円
- 4、いくらか減らすことになるか 483億円(大阪319.5億円)
- 5、県民一人当たりになると 36044円(大阪 3622円)

2023年までに大阪では府民一人当たり(882万人)3622円、奈良県は県民一人当たり(134万人)36044円、全国でも独自に国の見込み以下に設定しているところはありません。奈良県は2023年に医療費目標が達成できないときは地域別診療報酬を導入するとしています。

奈良県は全国に比べて一人当たり医療費は全国平均以下の28番目。国保の広域化も奈良県が平成24年に言い出したことです。これによって37市町村中32市町村が保険料が上がることになります。

今でも1割が滞納、保険証が手元にならない人が約8000人。医療の無駄は見直すべきですがこれでは奈良県の医療が崩壊になりますし奈良県が行うことで全国にも大きな影響が出てくることになります。医大でも医療費が払えない不能欠損が年々増え平成29年度は22億円にもなっています。知事は「削減ではない」と言いますが、削減に違いはありません。社会保障は社会安定の土台であり安心して医療が受けられる体制こそ実施するべきです。

9月28日から10月2日まで開催された9月定例会県議会予算審査特別委員会で、県政全般に関する諸問題を取り上げ、県民暮らしのアンケートで寄せられた要望について82項目取り上げ、実現を求めました。予算委員会でも取り上げたいことを紹介します。

40人以下学級を基本にすべき

今井 中学校で1クラス40人を超える実態がある。支援学級を独自でカウントしているが、実態と一緒に授業を受けている。実態で40人以下にするべき。奈良県内の学校でこのような実態がほかにあるのか調査をするべき。

教育委員会 実態を調査をします。

平城宮跡の利活用

イベント広場化を懸念。住民参加型の取り組みに
同イベントに県の支出は奈良市の倍以上!

今井 平城京の駐車場が少なく、行きにくいとの声を聴く。向かいの積水の跡地は駐車場を中心に考えるべき。

観光局 駐車場優先で検討していきたい。

今井 平城京で天平祭が年3回実施されている年間2億5000万円が使われている。奈良市が春、県が夏、秋を担当しているが、イベント費用が県は奈良市の倍以上かかっている。どこが違うのか。

県 奈良市はボランティアが多い。県ももっと住民参加型に大立山祭りも改善していく。

今井 大立山も監査が指摘しているが、担当課が大立山の実行委員長になり、使った費用の監査も同じところが行っている。天平祭は費用のほとんどがイベント会社の経費で、東京に本社のあるところ。せっかく税金をつくらぬ県民が潤う形にするべき。管制的イベントではなく県民の自主性を引き出すものにしていかないと長続きしない。

9月定例会県議会報告

県庁の障害者雇用 あらゆる障害を対象に

今井 県庁の障害者雇用、手帳を確認しない水増しがあった。何年もこれが続いていたのは異常。民間はペナルティがあるが官庁はなし。しかも県庁の雇用から精神障害者、発達障害者は外されている。障害のある人もない人も共に生きられる奈良県を作る条例が昨年実現した。仕事をよく考えて、すべての障害を対象に対策をするべき。

県 今後あらゆる障害を対象に検討していきたい。



予備委員会
2018年9月28日～
今井光子議員

「小菊」の選別ロボット導入に支援を

今井 宮本議員も一般質問した小菊の選別はかなりの努力が功効かっている。平群の小菊は日本1、機械が導入できるように支援をしてほしい。

農林部 支援できるように考えていきたい。

11月14日から経済労働委員会の県外視察で神崎県へ。神崎県も平群町と競う小菊の産地ですが、小菊農家にすでに選別ロボットが導入されて活躍しています。農家は、ロボットの導入で労働の負担が減り、その分家族の団らんが増え、作物面積を増やし収益アップにつながっている。後継者もできたと話されました。

県庁職員の働き方改革について

今井 県庁の働き方改革、昨年タイムカードの時間と残業手当の時間と52時間の差があった事例が出たが改善されたのか。

県 在庁時間と手当の実感の差は36%削減されてきている。昨年は乖離時間平均4.4分だったが今年では28分になった。1時間以上の残業は3.1%から6%に改善されている。

今井 奈良県最大の職場の県庁の働き方を変えて働きやすい奈良県にしてほしい。

要望実現 高田法隆寺線道路

県民暮らしのアンケートなどで改善要求が出されていたもので、住民の皆さんとウォッチング活動をおこなったところ。広陵町赤部の県道のポールが新しく改善されました。

県域水道一体化 地域の「水」を守る

今井 危険な西大和の給水塔の撤去に補助してほしい。県水広域化で職員の技術の低下が心配。県職員と、委託職員の人数はどうか。

水道局 有利な貸し付けがあるのでそれを使ってほしい。
県職員が74名、民間委託が72名。

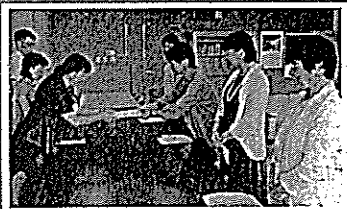
防災対策・代替電源確保を

今井 中央卸売市場、台風で9時間停電になったが、もっと長期になった場合に県民の台所が大変なことになる。卸売市場のリニューアル計画に代替電源を入れるべき。

農林部 その方向で検討したい。

共産党提案の生保世帯のエアコン修理・電気代等支援を求める意見書 全会一致で採択

【意見書】今議会に日本共産党が提案した「エアコン購入など生活保護の改善を求める意見書」が全会一致で可決されました。生活保護世帯のエアコン設置、修理、電気代の夏季加算などを求めるものです。



日本共産党奈良県議員団は、今夏の猛暑の中、保護費の切り下げが行われたことで、生活保護世帯のエアコン購入や電気代などに支援の拡充を求めて意見書を県に提出しました。

【政務活動費で2つの提案が提案されました】
1つは創生奈良から政務活動費の廃止条例の提案、1つは維新から同削減条例の提案が出てきました。共産党としては地方自治法に定められたもので透明性を確保して県民に付託された任務を行うべきで廃止案には反対。実際には使用せずに返済している額も大きいので、一定額を減額するという実態に見合った改善案については賛成しました。いずれも否決になりました。

「わんぱく」
経済労働委員会でも補填に視察に行っていました。南方諸島合同慰霊祭が毎年11月16日に糸満市の「大和の塔」(だいわのとう)で行われます。今回はそれに参列させていたが、参列した「わんぱく」と呼ぶのは戦艦大和のイメージがあるからとのこと。奈良県の戦没者の6割が沖縄や南方諸島で亡くなっています。塔の中には15781柱の名前が収められ、墓の周りには吉野川から持ってきた玉石が埋め込まれ、その二つに名前が書かれています。そうすると、この塔は戦艦大和の塔(戦艦大和の塔)の6名、沖縄戦が激しい6月18日に部隊の解散が突然行われ、その後100人以上が自決するなどなくなっています。大日本国憲法のように年に教育勸諭が作られ、お国のために命を落とすことを教える必要があります。憲法9条を変えず、教育勸諭を復活させ、また戦争ができる国たさせたいという思いがあります。

今井議員の政策や議論、議会質問にご意見、要望をお寄せください

第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年12月11日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2018年11月 (NO. 105) (13600枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング・駅頭配布等 (13600枚)				
発行目的	9月定例奈良県議会の提案、議論、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞く				
按分率の説明	5人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・9月定例県議会で最大の論点となった県立高校再編成計画、奈良高校の耐震化放置の問題を整理。関係者がおこなった議会請願の議論、計画そのものの議論を紹介し、共産党議員団がおこなった論戦を詳しく知らせた ・代表質問、一般質問、決算委員会、予算委員会でとりあげた県民諸要求や諸課題について、その論戦と答弁をしらせ、議論を呼びかけた ・共産党県議団がこの間、おこなった要望活動 (県立高校削減計画の抜本的見直し、台風被害からの復旧に県独自支援を、風疹大流行を防ぐための対策推進を求める) を写真で知らせ、関連する新たな要望を聴取する 他 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	16610円	76900円 (13600枚) ×1.08×1/5	97
		合計 16610円 (100%充当)			
備考	会派を構成する5人の議員が分担する (1/5) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2018年11月号 (No. 105)				

注 発行した広報紙を添付してください。

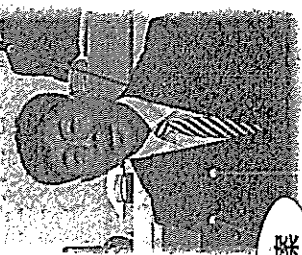
第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年月日	2019年2月19日他				
表題と発行部数	「日本共産党奈良県議会だより」2019年1月 (NO. 106) (13500枚)				
対象者	奈良県民				
配布方法	ポスティング・駅頭配布等 (13500枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会の提案、議論、決定を広報し、広く県民の意見、要望を聞き、議会の質問にいかす				
按分率の説明	5人の議員で構成する日本共産党県会議員団が責任発行する「県議会だより」であり、会派と議員の政務調査活動の紹介と報告に特化している (すべて政務活動)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月定例県議会において日本共産党奈良県会議員団としておこなった代表質問、一般質問、委員会論戦でとりあげた県立高校削減・耐震化放置問題、県域水道一体化事業から「命の水を守る」問題など諸課題をめぐる議論を紹介した ・ 2018県民くらしのアンケート (回答2700通超) の集約結果を知らせ、あわせて、書き込まれた要求で県・市町村や土木事務所などの関係機関に申し入れたことを知らせた ・ 知事に来年度予算編成にあたっての予算要望をおこなったことを知らせた 				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	16588円	76800円 (13500枚) ×1.08×1/5	115
	合計 16588円 (100%充当)				
備考	会派を構成する5人の議員が分担する (1/5) 添付資料: 「日本共産党奈良県議会だより」2019年1月号 (No.106)				

注 発行した広報紙を添付してください。

妊婦医療助成制度を求める意見書を採択

日本共産党提案の「妊産婦医療費助成制度」の創設を求める意見書が全会一致で採択されました。今年4月から導入された妊婦加算に伴う自己負担について反対世論が高まる中、4県で実施されている妊産婦医療助成制度が大きな成果を上げ注目されています。



意見書の提案 太田 敦 議員

太田敦議員は提案理由の説明で「第一子妊産婦時の費用負担軽減は、次の出産に対する意欲を引き出すうえで重要な」と政府にも重要な制度創設の必要性を訴えました。

世界文化遺産を擁する園の多岐、奈良公園内に高級リゾートホテルの建設を進めるのは遺憾だとして11日、住居のめが建設差し止め訴訟を奈良地裁に申し立て、提訴後に記者会見した住居代表の辰野真氏は「自然環境を守ることがある。節度があるこそ、本県の魅力を高める養育がなれる」と主張しました。

高級ホテルの建設は違法 住民56人が建設差し止め訴訟

2016年から行われている天立山まつりが、期間や手法について批判を浴びている問題で、山村幸穂議員は総務部長常任委員会「民間主導で根拠的に見直すべき」と主張しました。

行き詰まる官制「天立山まつり」 民間主導で見直しを

2018年7月から開始した2018年県民暮らしのアンケート。回答数は2700通を超え、半年たった今でも届いていません。多くの用紙には身近な要求が書

大和郡山市の中央卸売市場再整備にもホテル建設計画

経労委員 今井光子議員

経労委員会は、奈良県中央卸売市場再整備計画案を説明しました。中にはこれまで計画になかったホテルや、リノベ、温泉施設などが含まれています。



一般質問にたつ 今井 光子 議員

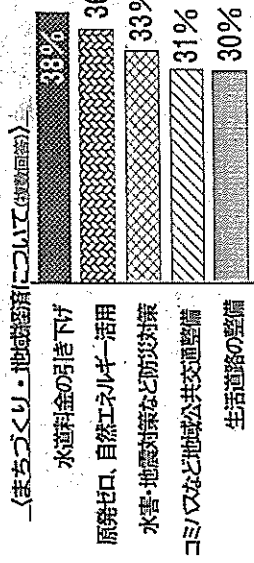
今井議員は、とてめられたのが、まだ20億の市場のリノベ計画に含めるのかと疑問。ホテルや温泉施設の出しをめぐり、協議を促すため、ホテルをほどこを含まれないこと、宿舎は含めません。



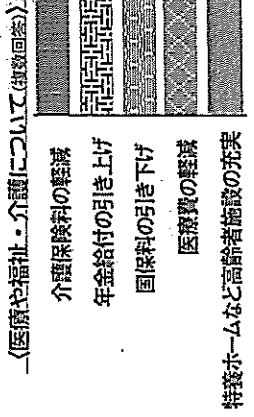
2018年7月から開始した2018年県民暮らしのアンケート。回答数は2700通を超え、半年たった今でも届いていません。多くの用紙には身近な要求が書

2018県民暮らしのアンケートへの返信 (回答) ありがとうございます

●政治や行政に取り組みで欲しいことは何でしょうか?



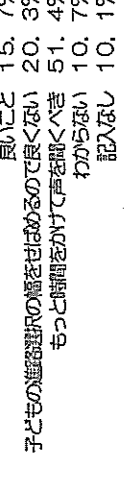
●医療や福祉・介護について(複数回答)



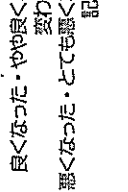
●消費税10%へのアップ(2019年10月に予定)について



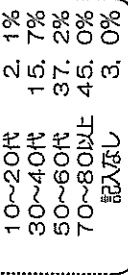
●県立高校3校削減計画と計画の進め方について



●暮らし向きは?



回答者の年齢層



第11号様式の5 (第5条関係)

政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)					
会派・議員名 今井 光子					
年月日	2019年3月11日他				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子県議会だより 2019年2月号 (35450枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (32450枚) とポスティング、街頭配布等 (3000枚)				
発行目的	11月定例奈良県議会の報告と今井光子県議の県民要求にもとづく活動、政務調査活動を広報し、意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<p>11月定例奈良県議会でおこなった一般質問の内容を資料をとめない詳細に示した</p> <p>県立高校統廃合計画について、議会への説明を含めて関係者、県民に知らせたり、諮ることなく、また対象となる高校の校名を明らかにせず、短期日でおこなわれたことを指摘、「ルールに基づかない計画は白紙撤回」「拙速な方法で到底認めるわけにはいかない」ことを示し、改めて県民の議論を呼びかけた。宮堂遺跡の発掘成果を町民に公開するところを提案した</p> <p>今井光子議員の住民の要求に基づく政務調査活動を写真で紹介した感想、意見、新たな要望を募り、議会質問、政務活動に反映する</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	174960円	162000円 (35450枚) × 1.08 (消費税)	125
	新聞折込代	奈良産経企画	96377円	89238円 (32450枚) × 1.08 (消費税)	124
	※合計 271337円 (100%充当)				
備考	添付資料: 「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2019年2月号				

注 発行した広報紙を添付してください。



北葛だより みっちゃんの宅配便 今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30奈良県議会議内 TEL0742 (27) 5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 Tel&Fax0745 (55) 8725

メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp

11月定例奈良県議会

一般質問

2018年12月7日

11月定例奈良県議会で今井光子議員が、防災対策、がんと仕事の両立(以上、前面に記事)、高校再編問題と耐震化、宮益遺跡問題(裏面)で一般質問を行いました。

防災対策の抜本的見直しを

今井 南海トラフ巨大地震の発生確率が30年以内に70%、50年以内に90%と迫る中「防災対策」の根本的転換が求められている。(1)防災を無視した開発をやめ、防災まちづくりをすすめること、(2)観測体制の整備、地域・自治体の防災力を強化、(3)すべての被災者を対象にした生活と生業の再建、被災者の自立にむけた支援。防災対策は、災害の発生を抑え、予防対策を重視した対策に転換が必要。想定外では済まされない。奈良県の防災対策を抜本的に見直しをすべき。

知事 これまでの災害はもとより、平成30年7月豪雨災害による甚大な被害を教訓として、被害を未然に防ぎ、尊い命がでるかがり失われぬように災害への予防対策、備える対策が重要だ。11月6日の県市町村サミットには、命を守る行動、命を守る備えの対策例を示すとともに、災害による被害を被災につなげることを提起。今後とも本県の防災対策をたえず見直し、改善に努めたい。

今井 県の計画には原発が入っていない。福井の原発からは100キロ圏内に入る。原発事故も想定した計画を作るべき。

防災拠点施設の実態はどうか

明らかになった4つの防災拠点施設の実状

	競輪場	第2浄化センター	吉野川浄化センター	消防学校
耐震化	×	●	●	×
備蓄 (水、食料、おむつなど)	●	×	×	●
防災無線 (有線、無線、衛星電話)	●	●	●	●

(×:なし ●:あり)

今井 奈良県は防災拠点施設に陸上自衛隊駐屯地誘致を要望しているが、2月県議会で知事は私の代表質問に、自衛隊誘致を待つことなく防災拠点整備を進めると答弁している。整備の見通

るよう願っています。

しはいつ頃になるのか。

当面、競輪場、第2浄化センター、吉野川浄化センター、消防学校の4か所を県の防災拠点施設と位置付けているが、耐震や、備蓄、防災無線など機能するものになっているのか。(左下表を参照)

※県広域防災拠点施設設置事業 消防学校の移転と県広域防災拠点施設設置の計画(五條市)では防災拠点施設の具体的実態は未だに明らかになっていません。これまで「大規模災害時に対応するヘリポート」と言っていたのが、奈良県は引きつづき「陸上自衛隊駐屯地誘致の推進」に予算をつぎ込み、計画地には2000坪の滑走路計画も厚上っています。

県管理河川の洪水浸水想定区域の策定状況について

今井 洪水ハザードマップについては、平成27年に水防法が改正され、これまでの降雨規模を見直し、想定最大規模の降雨によって洪水ハザードマップなどを作成し、住民に周知することが市町村に義務づけられた。

市町村が作成するためには、県管理河川における洪水浸水想定区域が示されなければならないが、その策定状況はどうか。

山田 県土マネジメント部長

水防法の改正にともない、奈良県では指定する際に用いる公布を、例えば「100年に一度ぐらいの規模」から、想定最大規模「1000年に一度程度」に見直され、現在、これを踏まえ、23の「水位周知河川」について見直しをすすめているところ。

今年度中に16、残りの7を平成31年、来年に指定するよう準備をしており、その後、市町村に情報提供する。



一般質問にたつ今井光子議員

がん治療と仕事の両立について

今井 2人に1人ががんになる時代、がん治療と仕事の両立は重要。多くの患者が悩んでいる。がんと仕事の両立を図るため県としてどのような取り組みを行っているのか。

林 医療政策部長 多くの方が治療と仕事を両立している一方、平成29年の調査では3割が仕事をやめ、1割が再就職できない状況。県では仕事に関して患者や関係者との意見交換やがん相談支援センターで就労相談を行っている。

奈良労働局と県内事業所の人事担当者を対象とした研修会を開催するなど雇用主の理解を促進する対策を行っている。

産業保健総合支援センターの両立支援促進員が患者と事業者の個別の調整を支援する仕組みの活用も促している。

のりもの

2月1日、河合町で学校給食の研究発表会があり、参加しました。学校給食に地場の食材活用は「ずっと言い続けてきました」▼県は食材の数を割合を出していましたが、それでは実際どれくらいの分量を使っているかがわかりません。実数をつかむように改善を求めました。学校給食で子どもの栄養バランスと、奈良県の農業を結び付けて地場のものを活用すれば確実に売れるものを作ることで農業も発展します▼奈良県下の中学校給食もほぼ100%に広がりました。若い栄養士さんの報告では契約栽培を始めて野菜の消費量が格段にアップしたとのこと。「奈良の日給食」では行事食を取り入れ北葛城郡が一緒に取り組み、全体で97%まで地元食材の給食が実現できたとのこと▼報告を聞いておもしろい涙が出てきました。毎日100%になればいいですね。

県立高校統廃合計画

ルール(*1)に基づかない計画は白紙撤回を

*1 県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱

今回の高校再編適正化計画はあまりに急ぎすぎ

来構想審議会(以下「審議会」という。)を設置する

県立高校耐震化問題 42億円で実現 奈良高校は現地建て替えを

前回

審議期間 2012年7月~2015年6月
2年11か月

審議会 要綱に基づいて設置

議事録 公開

最終答申 具体的な整備計画の立案に当たっては、「学識経験者や教育関係者、保護者、産業界等各界からなる検討委員会を設置するなど、コンセンサスを図りながら、できる限り早期に整備計画を策定し、着実に実施されることが必要である。」

今回

審議期間 約2年間

審議会 設置せず、教育委員会内部で検討

議事録 関係者外極秘

2018年6月8日に突然発表

今井 6月8日に県立高等学校適正化実施計画の具体的な内容が示され発表直後から大きな反対の声が上がった。

希望をもって入学した学校がなくなると言われた子ども達、毎日学んでいる学校が危険校舎と判明した子ども達、子どもを見守る保護者、様々な形でかかわってきた地域などどれほどの人々の気持ちを傷つけているかわからない。前回の審議会「答申」をどのように受け止められたのか。

また、「県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱」があるにも関わらず、今回なぜ審議会が設置されなかったのか伺いたい。

吉田教育長 県民の皆様には校名等の情報を早期に発表できなかったことについては、反省すべき点であると認識している。審議会については今回、改めて確認した。平成13年9月28日付で審議会の廃止と委員の解職がおこなわれており、審議会は閉じられたものと認識している。県教育委員会としては、前回、再編後も答申の趣旨を踏まえて、総合学科の設置や県立中学校の設置に取り組んでおり、もともと審議会を開く必要はないと考えていた。

今井 審議会は閉じても「要綱」残っている。適正化計画を作るのであれば要綱に基づき審議会を設置するべきだ。

今井 奈良高校の校舎や体育館の耐震性が国の基準を大幅に下回り、保護者からも耐震問題に万全の対策を求める署名が提出された。奈良高校の建て替えが必要なのは当初から県は認識しているが、未だ対策がなされていない。

奈良高校側からも校舎を含めた現地建て替えの要望が出され2016年3月には現地建て替が可能との調査結果があったにもかかわらず、適正化の議論を踏まえて「先送り」されたという経緯がある。子どもの安全より、いかにコストを抑えるかを優先した結果ではなかったか。

知事は対応の遅れは教育委員会だと発言し、教育長はこの間のツケが回ってきたといわれているが、要は教育予算の削減が大元にある。

予算があるうとなかろうと子どもの安全を守る学校施設を作ることは教育行政の大前提。この際、「県立高等学校適正化実施計画」を白紙に戻して奈良高校を現地建て替え、存続要望の強い平城高校を残すべきと考えるが、どうか。

吉田教育長 学校再編の対象校については存続の要望があることは認識している。要望が強ければ残す、逆に、要望がなければ「ない」という、そんな考え方にもつながる。私はそのような思考をもって再編成化を推進しているわけではない。私は奈良県教育の質を高めたいとの強いマインドをもって、この適正化計画を実施してきた。



今井 河合町河合の宮堂遺跡から古墳時代や飛鳥時代の集落跡、および縄文時代の土器が発見された。本来なら保存のための調査を行うべきところ、町の予算もなく大規模な発掘はできていない。町内の人にも知られていない。道路ができてしまうと永久施設で永遠に見ることはできなくなるため、一般公開の見学会をぜひ、開いていただきたい。

設置(設置) 県立高校将来構想審議会の設置及び運営に関する要綱

第1条 社会の変化や生徒の多様化に対応した県立高校の教育内容の一層の改善及び充実と、今後の生徒数の推移を展望した県立高校の規模と配置の適正化など、県立高校の今後の教育の在り方について検討及び審議するため、県立高校将

広陵町 県道河合高田線、バス通りなのに歩道もない危険箇所、危険な場所を知らせるポールとカーブミラーの安全対策(上中写真)

河合町 小学校のウッドデッキが老朽化して危険。視察しました(右上写真)

王寺町 泉の広場に防災拠点施設が完成(右写真:耐震化で王寺工業高校を視察)

上牧町 地域の防災対策を調査(避難所となる学校に完成した「かまどベンチ」:左上写真)

願いのあるところ
どこへでも
今井光子のフォトレポート

今井光子議員の政務活動を写真で紹介します

コミバスやデマンドタクシーなど
地域公共交通のいっ
そうの充実のため、北葛城郡の共産党地方議員団で番之市を視察しました。
「買い物難民」を生み出さないために

第11号様式の5 (第5条関係)

<p style="text-align: center;">政務活動記録簿 (広報紙の発行・発送等)</p> <p style="text-align: right;">会派・議員名 今井 光子</p>					
年 月 日	2019年4月2日他 (2019年3月発行)				
表題と発行部数	「みっちゃんの宅配便」今井光子県議会だより 2019年3月号 (35450 枚)				
対象者	北葛城郡4町住民を中心として奈良県民				
配布方法	新聞折込 (31950 枚) とポスティング、街頭配布等 (3500 枚)				
発行目的	2月定例奈良県議会の報告と今井光子県議の県民要求にもとづく活動、政務調査活動を広報し、意見を聞く				
按分率の説明	すべて政務活動と今井議員の調査活動				
内容	<p>2月定例奈良県議会に提案された2019年県一般会計当初予算案の特徴を解説的に紹介、あわせて日本共産党県会議員団がおこなった約60億円の予算組み替え提案を詳細に示し、「やろうと思えば、予算の10% (組み替え) で要求がこれだけ実現できる」ことを示した。</p> <p>県内どこに住んでいても地震や水害といった自然災害を被ることは避けられないが、「備え」をきちんとしておけば被災を避けたりすくなくすることはできる。このため、日ごろから地域防災について考え、「できる備え」をやろうと呼びかける内容の提案を、詳細に知らせた。</p> <p>感想、意見、新たな要望を募り、議会質問、政務活動に反映する。</p>				
編集・制作・発送等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	印刷代	関西共同印刷所	174960 円	162000 円 (35450 枚) ×1.08 (消費税)	131
	新聞折込代	奈良産経企画	94892 円	87863 円 (31950 枚) ×1.08 (消費税)	129
	※合計 269852 円 (100%充当)				
備考	添付資料: 「みっちゃんの宅配便」今井光子の県議会だより 2019年3月号				

注 発行した広報紙を添付してください。

北葛だより みっちゃんの宅配便 今井光子の県議会だより

日本共産党奈良県議会議員団
奈良市登大路町30奈良県議院内・TEL0742(27)5291
今井 光子 広陵町馬見北3-4-25 TEL&Fax0745(55)8725



メールアドレス: mituko38@amber.plala.or.jp

2月定例県議会で組み換え予算を提案

奈良高校の現地建て替え、 子どもの医療費中学まで完全無料など

2019年度 奈良県当初予算

県予算の10.6%で要求が実現できます

5000億円を超える大型「骨格」予算

新年度の一般会計当初予算は、15年ぶりに5000億円を超えた昨年より50億円だけ少ない、大型予算です。

新年度予算について県は、選挙後の6月議会で組む大型補正を念頭に「骨格予算」と説明しましたが、建設事業費が前年比で90億円増加するなど富裕層呼び込み型の「ハコモノ」が突出しています。

県営プール跡地の新ホテルの土台となる国際会議場などの整備に53億円（総事業費220億円）、県庁隣の商業施設「奈良公園バスターミナル」に24億円（総事業費45億円）などです。

予算は22億8500万円、奈良高校現地建て替えに必要な県債分を含めると総額60億6500万円、一般会計当初予算案の10.6%にあたります。残念ながら修正案は賛成少数で否決されましたが、県民の目線で提案した予算は「やる気になれば変えられる」ことを示したものになりました。引き続き、県政のムダを指摘し県民の願い実現に頑張ります。

増額提案

- 奈良高校現地建て替え 43億円
- 大学生の給付型奨学金の創設 1.2億円
- 後期高齢者医療保険料軽減負担金 3億円
- 福祉医療（ひとり親家庭医療費助成制度）
（重度心身障害者医療費助成制度）
（心身障害者児医療費助成事業費）
（子どもの医療費助成制度） 5.5億円
- 中学校卒業まで、窓口払いのない現物給付にし、定額一時負担金をなくす
- 介護保険料利用負担軽減基金の前設 2億円
- 奈良県産給食推進事業費 9200万円
- 住宅リフォーム助成制度を再開する 9000万円
防災減災のための住宅改修を含む一般住宅リフォームに助成する
- 遠距離通学交通費助成制度 500万円
県立高校生の遠距離通学に必要な交通費を一定額助成する

やろうと思えばできる
願いに応える予算

地域の願い届けて奮闘

一方で、子ども医療費窓口無料化（就学前までを対象に8月から）、子ども食堂支援（朝食提供分）、スイムピア屋外プール屋根設置など、この間求めてきた分野での具体化もみられます。

大和川の総合治水対策や、学生の消防団員への加入促進など、防災・減災の予算も大きく位置づけられました。（裏面参照）



予算組み替え提案をおこなう今井光子議員

予算組み替えを提案

県議会最終日、今井光子県議は議案提案権を使い日本共産党を代表して予算の修正提案を行いました。

格差と貧困が広がる中で暮らしを応援し経済活性化、子供の貧困対策や未来ある若い世代を応援し、高齢者の生活を支える予算を提案。増額

減額提案

- マイナンバー制度運用セキュリティ対策費
- 陸上自衛隊駐屯地誘致推進事業費
- 国民保護法体制整備推進事業費
- なら歴史芸術文化村整備事業費
文化財修復技術の継承と育成と言っていたのが、いつの間にか「道の駅」事業
- 京奈和北道路大和北道路分
- リニア中央新幹線整備推進事業
- 奈良公園魅力向上事業（公園内のホテル建設）
- 県立高校適正化推進事業（県立高校の削減、普通科を減らし「特色」化）
- 奈良の仏像海外展示事業

おまかせ

◎3月11日（東）日本共産党から8年目を迎えました。◎いまだに5万人が貧困生活を営んでいます。先日、吉野村の洪水対策「つづくは水防備所」ができて1年になりました。県議会全国研修会へ一緒になった福島県の議員さんに聞きました。いまだに高い放知能のスポットが市内に3000か所以上残っているとのこと。おまかせの言葉です。◎国はいつまでにも増して増税を繰り返して、国民生活はますます苦しくなっています。奈良県はやる気になれば可能性がいろいろあります。

国保料（額）引き下げ 子ども医療費無料化拡充を要望

障りのあるところ
どこへでも
今井光子のフォトリポート



2月12日、国保料の引き下げ、病院窓口での支払のない子ども医療費助成制度の拡充を求めて、奈良県に要望書を提出しました。

災害から命を守るまちづくり

新年度奈良県予算で一步前進

憲法9条がある日本では、「平成」の時代には、戦争によって一人の人も殺さず、殺されたこともありませんでした。その意味では「平和」な時代だったと言えます。ところが、この「平成」の時代、一方で大きな自然災害が相次ぎ、阪神淡路大震災、東日本大震災など、記録的に本当に多くの方が亡くなった時代でもあります。

県議会では、県有施設・学校の耐震化促進、県立高校をはじめ県内の小中学校の普通教室にエアコンを設置すること、危険なブロック塀をなくすことなどが議論されました。

日本共産党奈良県議員団は、県や市町村の防災対策推進への支援、県民の「備え」の取り組みへの支援などを求めて質問、提案をし、予算要望書にも盛り込んできました。

新年度奈良県予算では、地域防災力向上、消防救急体制の充実をめざす取り組みが盛り込まれました。

主な事業は次のようなものです。

【新規の事業】

- 新しい奈良県地域防災計画の策定事業
- 地域防災総合訓練実施
- 県・市町村災害対応能力強化事業
- 避難行動力向上事業
- 被災者生活再建支援基金拠出金・災害救助基金積立金
- 消防団員加入促進事業

【継続の事業】

- 高等学校耐震化整備事業
- 県立学校避難所施設関連整備事業
- 水道施設耐震化事業
- 奈良県耐震シェルター設置補助事業
- 大和川流域総合治水対策推進事業

大規模災害に備えて「逃げ遅れゼロ」の北葛城郡に 今井光子県議の地域防災力向上の提案

と一緒に
考えましょう
地域防災のこと

今井光子県議は、昨年11月11日、広陵町で開かれた「みんなで知ろう憲法・防災」北葛城郡学習集会で「災害から命をまもるまちづくり」について報告。その際北葛城郡各町の地域の防災力について調査発表。地域防災力を強め、大規模災害に備え、安全で安心のまちづくりをすすめるためのいくつかの提案をおこないました。

奈良県内では、昭和57年の大和川大水害や平成23年の紀伊半島大水害など、過去から大規模な災害がおこっています。昨年にも岡山県倉敷市真備町で堤防が決壊し、52名の方がお亡くなりになりました。その多くは高齢者でした。



今、異常な雨の降り方は、全国どこで起きてもおかしくありません。奈良県でもハード、ソフトの両方から「逃げ遅れゼロ」の防災対策が重要です。私たちの住む北葛城郡の自然災害と「避難」や「備え」について、一緒に考えましょう。

台風12号、同24号 避難行動の実態について

今井光子：4町への聞き取り

	避難対象者数	自主避難所・2000年会館	台風12号避難	台風24号避難
上牧町	22570人	15名	15名	36名
広陵町	34958人	109名	109名	3名
河合町	17814人	0名	0名	0名
		第三小体育館	—	17名
		中央公民館	—	41名
王寺町	24078人	78名	78名	141名
		地域交流センター	—	21名
		やわらき会館	—	7名
		泉の広場	—	7名
		文化福祉センター(福祉避難所)	—	-18名
		小学校、中学校	—	1名

近年の台風・地震による避難行動の実態

2018年7月の台風12号、同9月の台風24号では避難情報が出されましたが、全町の避難者の数を調べました。右上表参照。「全町避難者」がでていて、避難する対象人数に比べ、実際の避難者はかなり少ないことがわかります。

最近の災害でわかった課題には次のことがあります。

- 高齢化が進み、単身者が増えている
- 近所つきあいが減っている
- 消防団員が減っている
- 防災訓練への参加は少なく、「自助」が弱い
- 「公助」にも限界！減り続ける自治体職員

1 躊躇なく避難所へ避難するために

自主防災会や福祉協議会などと協力して、地域の避難計画が立てられるよう支援します。

避難する人を増やすために

- 避難所(収容人数)を増やします。
- 避難所となる公共施設等の耐震化をすすめます。
- 長期の避難生活になっても快適に過ごせる避難所をつくります。簡易ベッドや少人数テントの確保など。
- 「まずは避難！」するために、食料、水、毛布などは持参しなくてもよい体制づくりをめざします。



2 「住民の命を守る」を第一にする自治体政策に

高齢者など支援・介助が必要な人の「逃げ遅れゼロ」を目指します。

- まずは安全な場所に逃げる対策を進めます。
- 逃げなくても安心できる住宅にするための補助を。地震に強い家をつくることや気軽にできるような耐震診断、耐震改修の補助を増やし、屋根を軽くするなどのリフォームを支援します。水害から命を守るために2階建て以上への増築や2階への階段を広くしたり、手すりをつけるなどの改修をするリフォームを支援します。
- 電気、ガスなどのライフラインの耐水化、耐震化をすすめます。
- 支川・小さい川までタイムラインを作成し、対策をすすめます。

防災拠点となる公共施設の耐震化が、どの施設をとっても全国順位下位にある奈良県の取り組みは「最も遅れている」ことは明らかです。

防災を優先した公共事業をこそ、すすめるべきです。

いま奈良県では住民への十分な説明もなしにホテル建設や学校の統廃合、事業の広域化・民間委託がすすめられ、人件費を抑えるために職員がどんどん減らされています。自然災害の発生にたいして対処する力がどんどん弱まっています。断層の近くや地盤が緩いところにも建物が増え、人々が暮らす都市まるごと「脆弱性」が高まっています。

災害に強く安心して住める奈良を、北葛城郡をめざして防災対策に本格的に取り組み、災害時に避難所となる小中学校など公共施設の耐震改修や補修を重点的にすすめるよう提案します。

ご意見をお寄せください。

政務活動記録簿 (ホームページの開設等)

会派・議員名 今井 光子

年 月 日	2018年5月18日他				
表題	今井光子の奈良県議会報告「みっちゃんの宅配便」				
対象者	インターネット利用者				
開設目的	議会質問や県政調査活動など県議会報告、今井光子県会議員の諸活動を報告し、意見、要望を求める				
按分率の説明	按分率 50% (理由：部分的に日本共産党の政策、後援会員の紹介及び同リンクを含むため、分担して負担する)				
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・議会開催毎の議会報告「みっちゃんの宅配便＝今井光子の県議会報告」と「日本共産党奈良県議会だより」各号を詳報するとともに、県政資料を提供し、意見を求める ・今井光子議員がおこなう要望、陳情や議会質問、今井光子の県議会報告「みっちゃんの宅配便」を紹介し、意見、要望を求める ・時々の県政分析、県政資料の収集の成果を知らせ、意見を求める 等 				
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算	領収書番号
	維持管理費	MYPC	412776 円	更新維持管理費 300000 円+HP 制作基本費 52200 円 +サーバー管理費 30000 円+消費税 30576 円	13
	※ 50%充当 合計 412776 円×50%=206388 円				
備考	ホームページアドレス：http://mituko-imai.jp/_userdata/sumaho/ 添付資料：ホームページ制作業務委託契約書				

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。

ホームページ制作業務委託契約書

今井光子様（以下「甲」という。）と MYPC（以下「乙」という。）とは、次のとおり契約を締結する。

第1条 目的

1. 甲は、ホームページの制作業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力を行う。

第2条 仕様の提示

1. 甲は文書、画像にて、乙に納入物の満たすべき仕様を提示する。
2. 乙が、甲より提示された仕様を満たせないと判断した場合は、すみやかに甲に告知する。

第3条 見積

乙は、受託内容、制作金額及び制作期間を明示した見積書（以下「見積書」という）を甲に提出する。

第4条 業務

乙が甲に提供する業務は下記の通りとする。

1. 甲より提示された仕様に従い、甲から提供されるテキスト原稿、画像等のデータと、乙の提供する HTML によるデザイン・レイアウトデータ、および画像データ、スクリプト等と組み合わせて、ホームページを制作すること。
2. 既存の写真・画像等のスキャン（デジタルライズ）。
3. ホームページを公開するためのレンタルサーバーの契約手配。
4. 上記1により制作したホームページの内容を、甲からの指示に基づき更新すること。
ただし、上記のうち、見積書に記載されていない内容については委託の範囲外とする。

第5条 制作期間

1. ウェブコンテンツの制作期間は、乙が甲から制作に必要なすべてのデータを受け取った時点を起算日として計算する。ただし、この起算日より遅い日に制作に着手する旨の記載が見積書にある場合は、見積書に記載された着手日付を起算日とする。
2. 納期は、乙が見積書に記載した制作期間を起算日に足して計算した日付とする。ただし、見積書に納期が日付で記載されている場合は、見積書に記載された日付を優先する。
3. 甲からの指示により、見積提出後に制作内容に変更があった場合、見積書に記載された起算日及び制作期間、納期は無効とし、改めて両者協議の上で定める。

第6条 制作物の納品

1. 乙が甲に制作物の納品を行う前に、甲はインターネット上にて制作物の確認をするものとする。制作物確認依頼の案内は、電子メール、口頭等の手段によって通知する。
2. 甲は、制作物の確認依頼通知を受領後すみやかに、その内容の確認を行うものとする。甲からの乙への確認通知は上記確認依頼通知への返信メール、口頭または文書等により行う。確認依頼通知を受領後7日以内に乙宛への連絡が無い場合は、甲により制作物の内容が承認されたものとする。

第7条 更新サービスの利用

甲が制作完了後の更新を希望する場合は、乙所定の申込書に必要事項を記入の上、提出する。

第8条 制作料金

1. 甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を別途乙に支払うものとする。
2. 本契約に基づく料金額は、見積書に定める通りとする。なお、乙は、ホームページ上の料金表については、予め告知することによって価格変更をできるものとする。
3. 料金の支払条件は、銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第9条 制作物の返品・再作成

1. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合、それが乙の故意または重大な過失に帰するものである場合に限り、乙の負担にて再作成を行う。
2. 納品物が甲の提示した仕様を満たさない場合のうち、甲の制作目的を大幅に阻害するものである場合、両者協議の上返品することができる。甲は乙が本契約の遂行のために負担した実費（機材・ソフトウェア・素材集の購入）を負担する。
3. 甲が乙に提示した情報または指示の誤りに起因して再作成を行うこととなった場合には、予め定めた制作料金のほかに、甲は乙に、乙が合理的な根拠に基づいて計算した追加料金を支払う。
4. 画像スキャンは、デジタルデータ化された画像の発色や鮮明度等に原稿と多少の差異が生じる場合があるが、これは乙の責任範囲外とする。

第10条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信

手段により行うものとする。

2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要がある場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第11条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページの制作に必要な HTML データ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物（以下「制作物」という）に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

第12条 申込後の取消、修正、解約

1. 甲が、乙によるホームページの制作開始後に申込の取消を行う場合、甲は、乙が合理的な根拠に基づいて計算した制作途中までの作業料金及び乙が本契約の遂行のために負担した実費をすみやかに支払う。
2. 甲が、申込後に仕様の修正を行う場合、乙は再見積を提出することができる。見積の内容で合意できない場合は、甲は上記1の取消と同様の条件によって計算した金額を支払い、契約を解除することができる。

第13条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第14条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。
2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。
3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。
4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。
5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。
6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第15条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき
4. 第14条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となったとき

第16条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第17条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第18条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第19条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失効時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。


第20条 協議および管轄裁判所について

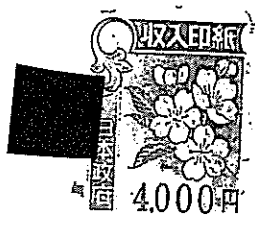
1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

2018 年 3 月 14 日

甲 今井 光子 

乙 奇松 英夫 



2018年度事務所状況報告書

会派・議員名 今井 光子

① 政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
② 所在地	住所 奈良県北葛城郡広陵町三吉261-1 アルモニーハイツ広陵105 電話 0745(55)8725 延べ床面積 58.00㎡
③ 他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input checked="" type="checkbox"/> その他(生活相談を含め住民の自由な出入り)
④ 所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件(賃貸借契約先 株式会社リード) 所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤ 按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態(使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 58㎡ (a) うち政務活動使用面積 29㎡ (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 29/58 → 按分率 1/2
⑥ 事務所賃借料の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 後援会員の後援会活動と折半)
⑦ 駐車場代の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 来客専用(1台分) 按分率 1/2 <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑧ 光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1/2 (按分率の考え方: 事務所賃借料と同率で按分)
⑨ 備考	賃貸借契約書、自動車駐車場使用契約書(今井光子)、自動車駐車場使用契約書(来客用)

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。

賃貸借契約書

貸主 株式会社リード (以下甲という) 借主 今井 光子 (以下乙という) との間に貸室賃貸借に関して、次の通り契約を締結する。

第1条 (貸室)

甲は、甲所有の次の賃貸借室を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

名称 アルモニーハイムツ広陵
所在地 奈良県北葛城郡広陵町三吉261-1
構造 木造2×4造
賃貸借部分 1階部分 105号室



第2条 (使用目的)

乙は貸室を乙の(会議事務所・相談室)の目的にのみ使用するものとし、その他の目的に使用してはならない。

第3条 (賃貸借期間)

- (1) 賃貸借期間が平成30年6月8日から平成31年6月2日までの満一年間とする。
- (2) 期間満了と同時に本契約を終了させようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は六ヶ月前に、いずれも相手方に対し、その旨を書面により通知しなければならない。
- (3) 甲が期間満了の六ヶ月前までに、乙が期間満了の六ヶ月前までに相手方に対して何等の意思表示をしないときは、この契約は更に一年間更新されるものとする。その後の期間満了についても同様とする。

第4条 (期間内解約)

- (1) 賃貸借契約期間中に当事者が解約しようとするときは、甲は六ヶ月前に乙は六ヶ月前に、いずれも相手方に対し書面による解約の予告をしなければならない。
- (2) 乙は前項の予告にかえて、六ヶ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより即時解約することができる。

第5条 (賃料及び支払い)

- (1) 賃料は第1条記載の貸室に対し、次のとおり定める。
月額金 45,000 円也 (消費税別途必要)
- (2) 乙は毎月1日までに翌月分を自動引き落としにて支払うものとする。但し、賃料が六ヶ月に満たない場合は、日割計算によるものとする。
- (3) 前項但し書の日割額は、1ヶ月を30日として日割計算によるものとする。
- (4) 甲は第1項の賃料を契約更新毎に改訂する。
- (5) 甲は物価の高騰、公租、公課、地代等の増額その他経済上の変動により賃料が不当となつたときは、前項にかかわらずこれを改訂することができる。
- (6) 乙は第4項による賃料の改訂が著しく不当でない限り、異議なくこれに志じるものとする。

第6条 (諸費用の負担)

- (1) 乙は賃料の他に下記諸費用(共益費)を負担するものとする。
月額金 込み
(イ) 共用部分の光熱費

- (ロ) 共用部分の清掃費、衛生費
- (ハ) 共用機械設備の運転並びに維持管理費
- (ニ) 共用部分の保全費
- (ホ) 共用部分の保安警備費
- (ヘ) その他の必要経費

- (2) 乙の貸室内で使用した電気、ガス等の光熱給水費を負担するものとする。
- (3) 前項の賃料にかかわる規定は費用についても準用されるものとする。

第7条 (禁止事項)

乙は次の行為をしてはならない。

- (イ) 賃借権を譲渡し又は担保とすること。
- (ロ) 貸室の全部又は一部を第三者に転貸しもしくは使用させること。
- (ハ) 貸室内に夜間喧嘩その他の名目にて寝泊りさせる等、居住の用に供すること。
- (ニ) 乙以外の在室名義を表示すること。
- (ホ) 法令に違反する行為、風俗を乱す行為、他の賃借人その他近隣に迷惑を及ぼす行為、その他貸室を含む建物に損害を及ぼす一切の行為。
- (ヘ) 貸室内及び共用部分及び建物周辺に自転車、バイク等の乗り入れ又は放置すること。

第8条 (修理工費の負担区分)

- (1) 建物の本体及び甲所有の附随物の大修理は甲が行うが、貸室の壁、天井、床等に対する小修理 (修繕費を含む) は、乙の負担とする。
- (2) 乙が前項の修理箇所を発見したときは、速やかに甲に通知する義務を負い且つ自己負担の修理であつても事前に甲と協議の上実施するものとする。

第9条 (原状変更)

- (1) 乙が貸室内の改装、間仕切り、その他附随物、設備の増設、附加、除去等全て原状を変更しようとするときは、あらかじめ設計書を提出し、甲の書面による承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。
- (2) 貸室又は建物内に重物を搬入し又はこれらの内部、周囲に看板、提示板、広告物、標識、注意書等を設置又は貼付しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。
- (3) 前項の工事を乙が実施する場合は、その内容、方法等につき甲と密に連絡を行いその程度甲の承諾を得なければならない。

第11条 (損害賠償)

乙又はその代理人、使用人、請負人、訪問者、その他関係者が故意又は過失によつて、甲又は第三者に損害を与えた場合は、乙が一切これを賠償しなければならない。

第12条 (免責)

- 甲は下記の損害について責任を負わない。
- (イ) 地震、火災、風水害等の災害に起因するもの。
- (ロ) 盗難その他の第三者の不法行為又は他の賃借人の行為に起因するもの。
- (ハ) 労働争議又は示威運動に起因するもの。
- (ニ) 甲が施行する建物又は付属施設の修理、改造等の工事による共用部分、付属施設

- (ホ) 備又は貸室の使用停止又は使用制限に起因するもの。
- 甲が賃貸人及び建物所有者として通常の注意を払ったにもかかわらず発生した建物又は電気、ガス、水道、冷暖房、昇降機等の付属設備の事故に起因するもの。

第13条 (立入権)

甲またはその使用人もしくは甲の指定する者は、建物保全、設備の点検、調整、防炎、救護、衛生、その他建物管理上必要あるときは、あらかじめ乙に通知した上で、貸室内に立入りこれを点検し、適宜の措置を講じることができる。

非常の場合等、甲があらかじめ乙に通知することができないときは、事後速やかに乙に報告するものとする。この場合、乙は甲に協力しなければならない。

第14条 (延滞損害金)

乙が賃料又は賃料以外の経費の納付を延滞した場合は、甲はその額に対して、100円につき日歩4銭の割合により延滞損害金を加算して請求することができる。

第15条 (契約の消滅)

天災地震その他不可抗力により建物の全部又は一部が滅失もしくは破損して貸室の使用が不可能となつた場合、本契約は当然終了するものとする。

第16条 (契約の解除)

乙に次の各号の一に該当するときは、甲は何等の催告なしに本契約を解除することができるものとし、この場合甲が損害を蒙つたときは、乙に対してその損害の賠償を請求することができる。

- (イ) 賃料その他の債務の支払いを2ヶ月以上怠つたとき。
- (ロ) 賃室を第2条の目的以外に使用したとき。
- (ハ) 第7条の規定に違反したとき。
- (ニ) 仮差押、仮処分、強制執行を受けもししくは破産、和議、会社整理、会社更生等の申立てを受け或いは自ら申立てをしたとき。更に解散もしくは死亡、禁治産の宣告等があつたとき。
- (ホ) 著しく信用を失墜する事実があつたとき。
- (ヘ) 暴力団の組事務所として使用されていたとき、又は暴力団関係者のとき。
- (ト) 本契約又はこれに付随して締結した契約の各条項の一に違反したとき。

第17条 (原状回復等)

- (1) この契約が解約、解除、その他の事由により終了したときは、乙は貸室に設置した造作、その他の設備及び乙所有の物件を自己の費用をもつて収居し、貸室及びその付属設備、造作等の破損箇所の補修並びに室内塗装を自己の費用をもつて修理し、貸室を契約当初甲の示した貸室基準仕上げに復してこれを甲に明渡すものとする。
- なお原状回復は、乙が甲指定の業者に委託して実施し、その費用は乙の負担とする。但し、乙の指定する業者が施工することを甲が承諾するときはその限りではない。
- この場合において乙が延滞なく原状回復の処理をとらなかつたときは、甲は乙の負担において原状回復の処置をとることができるとし、乙はこれに異議を申立てない。
- (2) 本契約が終了し、乙が貸室を明渡したあとに貸室内に残置した物件があるときは甲は任意にこれを処分することができる。
- (3) 本契約終了と同時に乙が貸室を明渡さないときは、乙は本契約終了の翌日から明渡し完了に至るまでの賃料相当額の倍額の損害金及び諸費用相当額を甲に支払ひ、且つ明渡し遅滞により甲が損害を蒙つたときは、その損害を賠償しなければならない。

第18条 (遺作買取請求権)

乙は貸室の明渡しに際し、その事由名目の如何にかかわらず貸室、諸造作、及び設備について支出した必要費、有益費の償還請求又は移転料、立退料、権利金等一切の請求はしないこととはもちろん、貸室内に自己の費用をもって施設した諸造作、設備等の買取を甲に請求することはできない。

第19条 (届出事項)

乙は下記の事項が生じたときは、乙又はその包括承継人は直ちに甲に書面で届け出るものとする。

- (イ) 名称、商号、住所、本店、支店、代表者の変更。
- (ロ) 組織変更又は合併。
- (ハ) 乙又は保証人の死亡。
- (ニ) その他甲が特に指定する事項。

第20条 (原簿の貸与)

- (1) 甲は貸借借室の原簿を所につき、原簿を乙に貸与する。
- (2) 乙はやむを得ない事由により同一の原簿につき2個以上の原簿を必要とするときは、書面をもって甲にその貸与を求めることができる。
- (3) 乙は事由の如何にかかわらず原簿を複製することができない。
- (4) 乙は原簿を紛失したときは、直ちに紛失届を甲に提出すると共に變換代を負担して、甲に原簿の再交付を請求するものとする。
- (5) 乙は第3項の規定に反して複製した原簿又は紛失した原簿に基づく一切の損害については、本契約終了の前後を問わずその責に任ずる。

第21条 (動物飼育の禁止)

乙は貸借物件内、本建物内及び本建物敷地内において小鳥及び小魚類以外の動物を飼育してはならない。

第22条 (管轄裁判所)

本契約から生ずる権利義務について争いが生じたときは、奈良地方裁判所又は奈良簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第23条 (規定外事項)

本契約に定めのない事項並びに契約条項の解釈に疑義を生じたときは、甲乙合意をもって協議し、その解決にあたるものとする。

第24条 (追加条項)

- (1) 乙が内外部造作を行い、甲の内外部防水設備を破損し水漏れが起り他居に迷惑を及ぼしたるときには、乙において一切の責任をもち解決にあたり、甲には一切の迷惑をかけないこと。
- (2) 乙は被覆板及び建物内外部にかける社名表示板の文字入れに関しては、あらかじめ設計書を提出し、甲の指定する業者によって、甲の承諾を得た上で実施するものとし、これに要する費用は一切乙の負担とする。但し、乙の指定する業者で施工することを甲が承諾するときは、その限りではない。
- (3) 乙は、消防署の指導事項を受け、法令条列等遵守のこと。
- (4) 産業用ゴミ処理は乙の負担と責任において行う事。
- (5) 乙は本契約期間中、甲指定の店舗総合保険に加入の事。
- (6) 自治会及び町内会に加入の事。
- (7) 防音には万全を期し、外部からのクレームについては乙にて対処の事。
- (8) 契約物件に「対する通常小修理は乙の負担とし、基礎構造上の修理は甲の負担とする。
- (9) 本件建物周辺等に、迷惑駐車禁止とする。
- (10) 業種変更の場合は甲の承諾を得る事。
- (11) 貸主は貸借借業務の管理を株式会社 山見住宅 (以下、山見住宅という。)に委託しており、賃料等延滞滞り金年 14.6%も含むの支払いを山見住宅にする事を借主は承諾した。また山見住宅が貸主に賃料等を代位弁済する場合は、借主は賃料等の遅延があれば山見住宅からの請求に応じることとする。また解約の連絡も所定の用紙で山見住宅に文書で通知するものとする。

-以上-

振込口座

南都 銀行

口座番号

名 義 株式会社山見住宅 (カ) サンコウジュウタク

解約通知書

通知年月日 平成 年 月 日

所有者
管理者

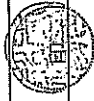
殿 殿

平成 30 年 5 月 22 日

〒635-0804

奈良県北葛城郡広陵町大字沢870番地

貸借人(甲) 住所 氏名
株式会社リード
代表取締役 吉岡 弘 修



TEL [Redacted]
貸借人(乙) 住所 氏名
今井 花子
TEL [Redacted]

連帯保証人 住所 氏名
[Redacted]
TEL [Redacted]

連帯保証人 住所 氏名
[Redacted]
TEL [Redacted]

仲介人 免許証番号
本店 取扱い店
[Redacted]

政令で定める使用人
宅地建物取引主任者
担当営業員

貸借人 氏名 印
住所
電話

貸借人 [Redacted] は 号室の
賃貸借契約を解約し、平成 年 月 日迄に明渡すことを通知し確実に履
行することを催告致します。万一明渡しが遅延することがあれば、理由の如何を問
わず、私の遅延によって発生した損害は賠償致します。

解約問い合わせ先

株式会社 山晃住宅

(注) この通知書は、明渡し1ヶ月以前に提出して下さい。

1ヶ月に満たない通知書提出の場合は、約定に基づく賃料の支払いが必要となります。
※ 当社提携引越会社 ・アリさんマークの引越社：0120-04-2626
・サカイ引越センター：0120-57-1141
・アート引越センター：0120-81-0123

山晃住宅 高岡店からの紹介でと言っていただけ引越費用価格でご利用いただけます。

車庫 有 No. [Redacted] ・無 [Redacted] 家賃の心目 [Redacted] 月 日
水器 有 (解約・異動) ・無 [Redacted] 立会日時 [Redacted] 月 日
設備 有 (解約・異動) (SANKOライフ・三井) ・無 [Redacted] AM/PM [Redacted]

ANKOBB アイバ [Redacted] 有 (解約方法のご案内) 受取 [Redacted] 月 日 ・無 [Redacted]

契約条件

保証金	万円	家賃	万円	家賃	万円
敷金	万円	共益費	円	敷金	万円
借約引	万円	駐車場	円	借約引	万円
借約引	万円	駐車場	円	借約引	万円

約理由

結婚 2.車庫 3.親と同居 4.持家(マンション)購入 5.家賃が高い 6.広い所へ移る
その他 ()

内処理
 家主 月 日 担当 台帳 立会いチェック表
 立会い記録 駐車場決定表 駐車場清算書 台帳裏記入

管理 > 台帳Fax 解約通知書Fax 契約開始日 日 年 月
専任・ホープン > 台帳本部Fax C/P解約通知登録

交付 処理 確認 /

自動車駐車場使用契約書

貸主 ㈱リード(以下[甲]という) 借主 今井 光子(以下[乙]という)
 甲と乙は、甲の所有する駐車場の使用について下記のとおり契約を締結する。

第1条 甲は乙が所有若しくは使用する下記自動車の駐車場の使用を承諾する。

所在地 奈良県北葛城郡広陵町三吉赤部261-1 No. 12

車両名	車両ナンバー
年式及び型式	車両所有者

第2条 契約の期間は平成30年6月3日から平成31年6月2日までの営業年間とし、甲乙双方に異議がなければ本契約は更に各年間更新されるものとする。

第3条 本契約による駐車料金は月額 金5,000円也(内消費税**円)とし、毎月1日までにその当月分を甲の指定口座に甲の指定する方法(手数料等乙負担)にて支払う事。万一、各ヶ月を超えて遅延した時は、保証金の有無にかかわらず、甲は何らの催告も要せず本契約を解除し、乙は即時明け渡すものとする。

第4条 乙は本契約から生じる債務の担保として、本契約締結時に保証金 金 円 を甲に預け入れ、甲は正にこれを預かりました。

(2)保証金は無利息とし、本契約が終了して本駐車場の明け渡しを完了したときには甲は解約引き金 円也を引いた残金を乙に返還する。解約引き金は返還されないことを乙は承諾する。

(3)乙が本契約にもとづく賃料の滞納、修繕費等の債務を有する場合には、甲は何時でも保証金からその弁済に充当できる。ただし乙よりこの充当を請求できない。

第5条 甲乙いずれかの都合により本契約を解除しようとする時は、各ヶ月以前に解約通知書にて、それぞれ相手方に対し予告をしなければならず、明け渡し時は、日割り計算を行わないものとする。なお解約が甲の申し出による場合は、保証金は全額返還されるものとし、乙が契約日より3ヶ月以内に解約しようとする場合は保証金は返還されないものとする。

第6条 乙は本駐車場を契約車両以外の目的に使用することはできない。

第7条 乙はこの駐車場使用契約上の権利を他人に譲渡、転貸、転賃、その他のいかなる名目をもつても他人に使用させることはできない。

第8条 甲は乙が第3条による支払い義務の履行を怠ったとき、または本契約の条項に違反したときは、何等の催告その他手続を為すことなく即時本契約を解除することができる。

第9条 乙は本契約車両以外の車を駐車することはできない。

第10条 甲は車両及び積載されている物件の天災、地震、火災、盗難、損傷及び滅失等その他一切の損害について甲の故意または重大な過失によらない限りその責を負わない。

第11条 乙または乙の関係者(代理人、使用人、運転者、同乗者等)の故意または過失により本駐車場またはその建物及びその付帯設備並びに他の車両等に損害を与えたときは、乙はすみやかにこれを賠償しなければならぬ。

第12条 乙は本駐車場に如何なる場合にも危険物を持ち込むことはできない。

第13条 本契約の期間が満了、若しくは解約のときは乙は直ちにその車両を他へ搬出しなければならない。なお乙が契約期間満了、若しくは解約後もその車両及びその他物件に残置あるときは甲はこれを適当な方法で撤去処分するものにおいて何等異議なきものとす。

第14条 将来、公租公課の増額、物価の変動あるいは駐車場設備の変更の場合は契約期間中といえども第3条の駐車料金を改訂できるものとする。

第15条 本契約に定めのない事項については、甲乙誠意をもって協議するものとする。

特約条項

- (1) 本契約締結にあたり、乙は免許証及び契約しよとするとする車両の車検証のコピーを甲に提出するものとする。なお新車購入等で車検証が未取得の場合は車両納車と同時に車検証のコピーを甲に提出するものとする。
- (2) 保管場所使用承諾証明書(車庫証明に必要な貸主からの書類)の発行を要するとき乙は金 5000 円也を手数料として、甲に支払うものとする。(消費税別途必要)
- (3) 車庫法により保管場所標章(ステッカー)を受けたる乙は解約と同時に所定の警察署に保管場所を返還しなければならぬ。車庫変更届が無き場合は、契約継続中として駐車料金を支払うこと。
- (4) 当該契約はアルモノニーハイツ広陵 105の賃貸借契約解約と同時に解約されるものとする。
- (5) 契約車両の変更の場合、契約書の差し替えを要するものとする。なお所有者等に契約変更があった場合は、乙はすみやかに甲に通知しなければならない。
- (6) 物件周辺等路上及び物件敷地内に乗客車両も含む迷惑駐車厳禁とする。
- (7) 大型車(外車、トラック等)駐車禁止とする。
- (8) 甲は賃貸借業務の管理を株式会社山見住宅に委託しており、賃料等(延滞損害金 年14.6%を含む)の支払いを株式会社山見住宅にすることを乙は承諾した。以上

(振込先口座)

南都 銀行

口座番号

口座名義 株式会社山見住宅

本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上、各1通を保有する。

平成 30 年 5 月 22 日

(甲) 住所 〒6935-0804 奈良県北葛城郡広陵町大字沢670番地

氏名 株式会社リード
 代表取締役 吉岡 弘 修

(乙) 住所

氏名 今井 光子

TEL

仲介業者 株式会社

(立会人) 主たる事務所

代表者名

従たる事務所

同上名称

政令で定める使用人

宅地建物取引士

登録番号

担当者

事務局職員の出向に関する覚書

日本共産党奈良県委員会（以下「甲」という）と日本共産党奈良県議会議員団（以下「乙」という）は、甲から乙へ出向する者（以下「出向者」という）の勤務条件及び出向者の経費の負担等に関し、次のとおり覚書を締結する。

(目的)

第一条 甲は出向者を乙において乙の指揮のもと、出向者の技能及び知識を持って乙の政務調査活動に従事させることにより、乙の政務調査活動を充実させ、議員団活動を向上させることを目的とする。

(出向者)

第二条 出向者は次の者1名とする。

出向者 氏名 住所

(出向期間)

第三条 出向者の甲から乙への出向期間は、2018（平成30）年4月1日から2019（平成31）年3月31日までとする。

(出向先事業所名及び所在地)

第四条 出向先事業所及び所在地は次のとおりとする。

事業所名 日本共産党奈良県議会議員団
所在地 奈良市登大路町30奈良県庁内（議会議棟 日本共産党議員控室）

(身分)

第五条 甲は、出向者を在籍させたまま、乙の勤務員として出向させる。

(勤務等)

第六条 出向者の就業時間、休憩時間、休日、休暇等の勤務に関する事項（ただし、年次有給休暇を除く）は、乙において定める規定を適用する。

(年次有給休暇)

第七条 出向者の年次有給休暇は、甲の規定を適用する。

(賃金及び賞与)

第八条 出向者の賃金及び賞与は、甲の規定により、甲が出向者に対し直接支給し、乙は甲に対し出向者の基本給及び精手相当分を負担するものとする。

ただし乙が負担する額は、出向者が県議会議員団の事務局員として従事する政務活動の活動と政党活動等の活動を区別し、出向者が従事した政務調査活動に係る実費について負担するものとする。

2 乙が負担する額は、出向者の従事した政務活動に係る実費額を精算して毎月1日から月末までの分を、翌月上旬までに甲に対して支払うものとする。

(社会保険の附保等)

第九条 出向者の健康保険、厚生年金保険、雇用保険は、甲において継続加入の上、これにかかる事業主負担保険料は甲が負担する。

2 出向者の労働者災害保険は、甲において附保することとし、これにかかる保険料は乙が負担する。

(出向期間中の費用)

第十条 出張旅費等乙の業務命令にもなっても発生する諸費用は、乙の規定に基づき乙が出向者に対し直接支給する。

2 通勤に必要な費用は、甲の規定に基づき甲が出向者に対し直接支給する。

(権利厚生)

第十一条 出向者の権利厚生については、甲の規定を適用する。

(復帰)

第十二条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、甲へ出向者を復帰させることができる。

(1) 出向者が、乙の定める就業規則に規定する解雇又は退職の事由に

(2) 該当するとき。

(3) 出向者が、特別な理由により復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。

(4) 甲が、特別な理由により出向者の復帰を希望し、その理由が妥当であると認められるとき。

(5) 出向者の受け入れ目的が達成又は消滅したと認められるとき。

(連絡調整)

第十三条 甲及び乙は、出向者の次の事項に関し、相互に連絡調整を図るものとする。

(1) 甲から乙への連絡調整事項

イ 出向者の履歴に関する事項

ロ その他乙から求められた事項

(2) 乙から甲への連絡事項

イ 出向者の乙における業務内容

ロ 出向者の勤務時間、休日及び休暇

ハ 出向者の勤務状況

ニ その他甲から求められた事項

(解雇の解決)

第十四条 この覚書に関して疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

(有効期間)

第十五条 この覚書の有効期間は、覚書締結の日から第三条の出向期間の末日までとする。

(変更及び解除)

第十六条 この覚書の有効期間中であっても、甲又は乙が変更若しくは解除を希望するときは、あらかじめ書面によって相手方に通知したうえで、この覚書の内容の変更若しくは解除をすることができる。

この覚書を確認するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

2018（平成30）年4月1日

所在地 奈良市四条大路2丁目2番16号

甲 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団

代表者 委員長

山田 幸徳

所在地 奈良市登大路町30番地奈良県議会

乙 事業所名 日本共産党奈良県議会議員団

県議会議員

今井 光子

宮本 次郎

小林 照代

太田 敦



政務活動補助業務賃金台帳(2018年度)

【議員名 日本共産党奈良県会議員団】

雇用者氏名	住所		生年月日		性別	賞与1		賞与2		合計			
	4月	5月	6月	7月		8月	9月	10月	11月		12月	1月	2月
労働日数	17	19	19	19	19	19	18	17	18	19	19	19	218
労働時間数	69.0	83.0	77.0	79.0	93.0	59.0	75.0	77.0	82.0	85.0	84.0	84.0	951
時間外労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休日労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
深夜労働	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
基本給	124,200	149,400	138,600	142,200	167,400	106,200	158,400	138,600	147,600	163,000	151,200	151,200	1,711,800
時間外手当	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
通勤手当(非課税)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
非課税合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
総支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
健康保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
介護保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生年金保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
雇用保険保険料	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
社会保険料合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
課税対象額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
所得税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市町村民税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
控除額合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
差引支給額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
領収印													

注1 年度ごとに作成し、雇用状況報告書とともに議長へ提出することとする。

